

令和6年 8月20日(火)

令和6年河南町議会8月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和6年河南町議会8月定例会議会議録

年 月 日 令和6年8月20日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	江島	芳孝
教 育 長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総務部長	多村	美紀
住民部長	大門	晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	玉田	武久
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部副理事兼人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中崎	誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部副理事兼地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こ ども 1 ば ん 課 長

山 田 恵

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生 涯 ま な る 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐

吉 田 高 朋

主 幹

上 野 文 裕

会議録署名議員

5 番 力 武 清

6 番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第17まで

令和6年河南町議会8月定例会議

令和6年8月20日（火）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会議期間の決定について	7
日程第3	諸般の報告	17
日程第4	行政報告	19
	報告第6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について	
日程第5	議案第12号 河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第6	議案第13号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	24
日程第7	議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定につい て	26
日程第8	議案第15号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	26
日程第9	議案第16号 令和5年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	26
日程第10	議案第17号 令和5年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	26
日程第11	議案第18号 令和5年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認 定について	26
日程第12	議案第19号 令和5年度河南町下水道事業会計決算認定について	26
日程第13	議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）	30
日程第14	議案第21号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1 号）	30

日程第15	議案第22号	町道路線の認定及び廃止について	34
日程第16	議案第23号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に係る協議について	38
日程第17	議案第24号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	41

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（中川 博）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。福田議員は遅れるとの連絡を受けております。定足数に達しておりますので、これより令和6年河南町議会8月定例会議を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中川 博）

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット764、令和6年8月20日、8月定例会議1日目のフォルダーに送信しております。ご確認お願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、5番 力武議員、6番 佐々木議員を指名いたします。

○議長（中川 博）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

8月16日に開催をされました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会議期間につきましては、本日20日から9月5日までの17日間で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会期につきましては、本日20日から9月5日までの17日間と決しました。

なお本日は、令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算外5つの会計決算についての提出がございますので、松田監査委員の出席をお願いしております。よろしくお願いたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

ここで、令和6年河南町議会8月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がございましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

令和6年河南町議会8月定例会議開催に当たりまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年も梅雨明け以降、西日本から東日本にかけて太平洋高気圧に覆われ、猛暑日が続いております。関東から東海にかけては40℃を超えるという日もありまして、国では熱中症警戒アラートを発表して警戒を呼びかけているところでございます。

このような中、8月8日には日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生いたしました。気象庁からは、南海トラフの臨時情報として南海トラフ地震防災対策推進地域に対しまして、大地震発生の可能性が高まっていると考えられることから、8月15日までの1週間は地震に備えをするなどの特別な注意の呼びかけが発出されました。町においても警戒態勢を取り、対応したところでございます。

また、住民の皆様への注意呼びかけのほか、LINEなどSNSで、8月15日から未受領の世帯に防災バッグの無料配布をお知らせしたところ、住民の皆さんの関心も高く、3日間でおよそ230個の防災バッグの申込みがあったところであります。予定数に達したため、配付を終了いたしております。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、行政報告が1件、条例案件が2件、決算の認定を求める案件が6件、予算案件が2件、その他の案件が3件でございます。

それでは、その概要を申し述べさせていただきます。

最初に、行政報告でございます。

報告第6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、令和5年度決算に係る指標を報告するものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第12号 河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、令和6年12月、今年12月2日からマイナンバー

一カードと健康保険証が一体となります。新しい健康保険証が発行されなくなるため、個人番号を利用しなければならない事務が生じ、その事務について条例に規定するための改正でございます。

議案第13号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同じく本年12月2日から新しい被保険者証が発行されなくなることに伴います改正でございます。

次に、決算の認定を求める案件でございます。

議案第14号から議案第19号までは、令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算外5つの会計決算について、監査委員の審査意見書を付しまして認定をお願いするものでございます。

それでは、令和5年度の主な決算の概要について、まちづくり計画における政策、施策の体系に基づきまして、また主な決算の概要を述べさせていただきます。

まず、「安全・安心に住めるまち」でございます。

防災等への備えの充実という面では、地震の発生状況をいち早く把握するとともに、状況に応じて迅速に対応できるよう、これまで各種施策を進めてまいりました。

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域にある地域を対象に作成を進めております地域版ハザードマップにつきましては、2地区で新たに作成するとともに、1地区で見直しを行いました。これで対象となります全ての地区で作成が完了したところでございます。

また、各地区の土砂災害タイムライン、コミュニティタイムラインでございますが、これにつきましては順次取り組んでおります。令和5年度は2地区での策定を支援いたしました。これによりまして、策定済みの地区は11地区となります。

消防・救急体制の強化といたしまして、令和4年5月に5市2町1村で構成する大阪南広域化協議会を設立し、協議を進めてまいりましたが、令和6年1月1日、本年1月1日に大阪南消防組合が設立され、令和6年4月1日から本格的に運営がスタートいたしております。

また、地域の防災力の強化として、地域に根差した消防団の充実が不可欠であります。令和5年度は河内分団詰所敷地に車庫を増設するとともに、今年の4月には消防庁から軽四積載車の貸与を受けております。

防災力の強化として、大阪府が施行する急傾斜地崩壊防止工事への負担、河川改修では準用河川天満川改修工事を引き続き実施するとともに、河川管理では馬谷川や笠石川等の堆積土砂の撤去を行いました。

防災訓練は、新型コロナウイルス感染防止のため、対象を一般住民を除く町内防災関係機関としてきましたけれども、4年ぶりに一般住民の方々にもご参加いただき、総合運動場で

実施をいたしました。

防犯対策として、地域ボランティアによる青色回転灯防犯パトロールの支援を行い、防犯カメラは町が新たに3基を設置し、地区が設置1基の設置費について補助を行いました。

また、消費生活相談や交通安全対策についても啓発活動を行いました。

交通安全施設設置事業といたしましては、町道東山大宝線ほか6路線の区画線の引き直しを行うとともに、必要箇所に道路反射鏡や道路標識等を設置いたしました。

次に、「子育てと教育のまち」でございます。

まず、母子保健事業の面では、安心して子供を産み育てられる環境の整備に取り組んでいく必要があります。そのため、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、国制度による妊娠、出生届出時におおの5万円を支給する経済的支援に加え、町独自の育児・子育て応援事業として、新生児1人につき5万円の支援を行いました。今後も町独自の取組を拡充していきたいと考えております。さらに、妊産婦や乳幼児に対する各種健診、産前・産後サポート、産後ケアなどに取り組むとともに、国・府の補助を受け、弱視の早期発見のため、3歳6か月児健診での屈折検査を追加して実施いたしました。

近年、子育てについての相談や協力が求められる人が身近にいないケースが増えております。こうした悩みや負担の軽減を図るため、保護者や保育士に対する臨床心理士による子育て等の相談、かなんぴあぼけっとルームでの就学前児童一時預かり事業、おやこ園での子育てセンター事業を引き続き実施してまいりました。また、保護者の経済的負担の軽減等を目的に、第2子以降の保育料無償化、こども園等に通園する園児の副食費の助成、令和4年9月から実施いたしました園児のおむつ持ち帰りを園で処分する取組、学校給食費の全額助成なども引き続き実施いたしました。さらに、通園バスの園児置き去り事案を防止するため、バス車内に安全装置を設置いたしました。

公私連携型幼保連携型認定こども園である石川こども園ですが、社会福祉法人千早赤阪福祉会との協定により、これまでの運営実績を踏まえ、引き続き安定した教育・保育ができるよう連携してまいります。

子供の医療費助成では、ひとり親家庭や高校生相当の18歳までの子ども医療費に加えまして、19歳から22歳までのかなん医療U-22助成事業を引き続き実施をいたしました。

教育のさらなる向上では、不登校児童・生徒への指導・支援を行う教育支援センターの開

業時間を延長するとともに、学校内の居場所づくりとして校内支援センターを開設し、指導員を週1回派遣をいたしました。

また、児童・生徒が使える英語を身につけられるよう、引き続き小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、中学生の英語検定受験を実施をいたしました。

次に、「みんなが生涯活躍できるまち」です。

本町では、令和4年度に策定した令和5年度を初年度とする第4期河南町地域福祉計画・河南町地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体と連携して、地域ニーズに合ったサービスの充実に努めております。

また、日常生活において支援や介護が必要となった人ができる限り自立して快適な生活が送れるよう、介護サービスの円滑な給付に努めるとともに、要支援者・事業対象者を対象とする3か月の短期集中による運動機能の早期改善プログラムや、概ね65歳以上の人を対象とする認知症予防教室、認知機能の確認・相談を行う脳きらめきチェックなどの支援の充実に図りました。今後も引き続き高齢者福祉の取組を進めるとともに、令和6年度から令和8年度までの3か年につきましては、第9期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたしました。

障がい者支援では、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする河南町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定をいたしました。今後も障がいの程度に応じた福祉サービスが受けられるよう、相談支援事業、在宅・通所サービスの充実、就労支援や移動支援対策にも引き続き取り組んでまいります。

また、障がい者ふれあいスポーツ大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度以降中止となっておりましたが、4年ぶりに開催することができました。

健康増進事業といたしまして、令和5年度で計画期間満了となる健康かなん21を見直し、令和6年度から令和12年度までを計画期間とする健康かなん21（第三次）、第四次河南町食育推進計画、第二次河南町のち支える自殺対策計画を一体的に作成いたしました。今後とも、住民一人一人がいつまでも自分らしく、心身ともに健康で安心して活躍できるまちを目指してまいります。

また、国民健康保険では、被保険者の健康寿命延伸のため生活習慣病を未然に防ぎ、被保険者自らが生活習慣の改善に取り組む支援を行う第3期保健事業計画及び第4期特定健診等実施計画を策定いたしました。計画期間は令和6年度から令和11年度までとなっており、健診データに基づいたアプローチを実施し、被保険者の健康課題解決に取り組んでまいります。

また、地域活動の場となる地区集会所の改修を東山地区で実施し、長坂地区で改修に向けた実施設計を行いました。さらに、3か所の集会所に対して冷暖房機設置の補助を行いました。

生涯学習の推進では、公民館において多種多様な講座を開催するとともに、大阪芸術大学や近つ飛鳥博物館と連携し、共催コンサートや共催講座を開催いたしました。図書館においては、読書の普及、啓発促進のため、こども図書館まつりや絵本作家による講演会などを開催するとともに、さらなる蔵書の充実に努めました。

また、子供たちが英語や異文化への興味や関心を高める機会づくりとして、小学校5・6年生、中学校1年生を対象にイングリッシュキャンプを、さらに中学校2年・3年生を対象に、国内の体験型英語学習施設東京グローバルゲートウェイでの異文化体験型研修を実施いたしました。

また、町立大宝地区公民館においては、外壁の改修及び塗装、防水、トイレの洋式化、照明器具のLED化などの長寿命化改修工事を実施いたしました。

生涯スポーツの推進では、ストレッチヨガ教室、こども水泳教室やこどもダンス教室、アウトドアスキル体験などを開催し、町スポーツ推進委員やコナミススポーツと連携してスポーツの振興を図りました。

また、令和6年度から今後5年間の期間とするスポーツ振興の基本的な考え方をまとめた河南町スポーツ推進計画を策定いたしました。

さらに、町立テニスコートにおきましては、管理棟の外壁、屋根の補修及びトイレの洋式化、シャワー設備の改修など、長寿命化改修工事を実施いたしました。

人権の尊重では、河南町人権をまもる会と連携し、人権を考える町民の集いの開催や広報、人権啓発冊子の全戸配布など人権啓発に努めました。また、住民一人一人が性別に関わりなく互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すため、令和5年度を初年度とするかなんジェンダー平等推進プラン～第3期～に基づき、啓発活動や相談事業を実施してまいりました。

新型コロナワクチン接種につきましては、富田林市医師会の協力を得まして、合計9日間、春4回、秋5回ですが、集団接種及び医療機関での接種を行いました。国のワクチン接種が終了することから、コールセンターについては令和5年度末をもって終了いたしました。

新型コロナ・物価高騰対策関連といたしまして、国の施策により、物価高に切実に苦しんでいる低所得者等に対する給付金につきましては、令和5年度内に給付を始めるとともに、

定額減税に併せて実施される給付につきましても、令和6年度に繰り越して実施することといたしました。

次に、「快適でにぎわいのあるまち」でございます。

地域のコミュニティーを維持し、活力あるまちであり続けるためには、人口の定着を進めることが重要となってまいります。

本町では、定住促進策として、Uターンの支援について3世代が同居・近居する場合に補助金を支給し、子育て世代の本町への移住・定住を促進してきました。令和5年度は、住宅取得を10件、住宅リフォーム7件に補助をいたしました。

令和4年度から府営事業としてスタートしました北加納、南加納、寺田地区の圃場整備事業につきまして、令和5年度は境界測量、実施設計、換地計画の策定作業を行いました。引き続き、農業の生産性向上や効率化、農地の利用集積等による農業経営の安定化に向けて、大阪府や地元農家と共に事業を進めてまいります。

野生鳥獣に対する農作物への被害が多発しており、イノシシ被害防止資材購入補助や防鳥ネット設置補助等を引き続き実施をいたしました。

また、肥料をはじめとする農業資材価格等の高騰の影響を受けている農業者に対しまして、それを支援するため、令和4年度に引き続き緊急対策事業として、肥料価格高騰緊急対策支援金の交付を66人の農業者に行いました。

道の駅かなんの整備工事としまして、大阪府市町村等観光振興支援事業補助金を活用いたしまして、駐車場の整備を行いました。

林業につきましては、おおさか河内材を使用した出生記念木製玩具と苗木を選択制にして配付するとともに、庁舎1階ロビーにおおさか河内材を利用した本棚を設置いたしました。

また、物価高騰が続く中、経済的支援や事業者の支援の一環として、電子地域通貨（カナちゃんコイン）のより一層の普及に努めました。令和5年度中、カナちゃんコインの利用促進キャンペーンを第9弾までの5回実施するとともに、各種イベント時においてもポイント付与を4回実施いたしました。アプリ会員も直近1年間でおよそ1,900人増加いたしまして、総数で1万人を超えるという状況になっております。地域通貨として定着するよう努めてまいりました。

次に、インフラ整備によるまちの姿の創出です。国及び府の新広域道路交通計画に調査中路線と位置づけられた大阪南部高速道路（大南高）の実現に向けて、関係機関と連携し、要望活動を実施いたしました。

町道の経年劣化による舗装の改築につきましては、舗装修繕計画に基づき、計画的に維持補修を行いました。

さらに、橋梁の補修工事として、山城地内の1橋の補修工事を行うとともに、昨年度に実施した令和3、4年度の橋梁点検結果に基づき、町内の78橋の橋梁の長寿命化計画を策定いたしました。

なかむら公園のトイレにつきましては、公共下水道に接続するとともに、水洗化改修工事を行いました。

公共下水道の汚水整備事業につきましては、東山地内の雨水函渠築造工事及び山城地内のマンホールポンプの施設改良工事を実施いたしました。

公共交通につきましては、町と鉄道路線を結ぶ路線バスの運行をしてきました金剛自動車株式会社が令和5年12月20日をもってバス事業を廃止されました。これを受け、住民の日常生活を維持していく上で、まずは駅への通勤・通学の移動手段を確保することを最優先とし、沿線市町村で構成する富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、協議を重ね、令和5年12月21日から新たな交通サービスを開始することができました。主要な路線を近鉄バス株式会社と南海バス株式会社が運行を行っておりますけれども、河南町自家用有償旅客運送にて主要路線の補完運行及び他の3路線の運行を行いました。

また、令和4年度からの繰越事業で新たに購入いたしました2台の低床バスにつきましては、ラッピングを施し、新カナちゃんバスとして令和5年5月22日から運行を開始いたしました。

次に、「自然と歴史に囲まれたまち」でございます。

令和5年9月10日に町内一斉にクリーンキャンペーンを実施し、住民との協働による清掃活動に努めました。

令和4年3月には、2050年を目途に町内の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、ゼロカーボンシティを宣言いたしました。令和5年度は、住民、事業者、行政が一体となってゼロカーボンシティを目指すため、脱炭素ロードマップを策定するとともに、再生可能エネルギーの普及促進のため、10基の太陽光発電システム設置に対して補助を引き続き行いました。さらに、公用車に軽四の電気自動車を導入するとともに、16基の電気自動車等充電設備の設置に対し補助を行いました。

次に、「一歩先を行くまち」でございます。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた取組をより一層推進するとと

もに、高度な専門知識を有する人材を民間より受け入れ、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしました。デジタル庁のガバメントクラウドを活用した窓口業務の支援システム「らくまど」を導入するとともに、仮想デスクトップなどのセキュリティー向上のための基盤整備やマイクロソフトO365を導入し、利便性向上を図るとともに、図書館システムの整備を行い、マイナンバーカードの利用促進を図りました。

また、住民票や印鑑証明書の交付についても、コンビニ交付サービスを引き続き実施いたしました。いずれもマイナンバーカードを活用し、住民の利便性向上と業務の効率化を図るための取組施策を進めることができました。

また、地方公共団体情報システム標準化に関する法律に基づき、町が使用する共通的なシステムを国の統一した基準や規格に合わせるガバメントクラウドへの移行を昨年度に引き続き整備を進めました。

「その他」でございますけれども、昨年6月2日の大雨により、町内の公共施設にも被害が生じたので、町道、河川、緑地などの災害復旧工事を行いました。

以上、令和5年度の決算に関連いたします事業の概要を説明させていただきましたが、この結果、一般会計は歳入71億1,245万円、歳出69億4,219万円、差引き1億7,026万円となりました。ここから、繰越財源6,641万円を差し引きまして、実質収支は1億385万円となっております。このうち、地方財政法に基づき5,200万円を財政調整基金に積み立て、5,185万円を令和6年度へ繰越しをいたしております。

歳入決算額は、前年度に比べ3億1,321万円の増となっております。その主な要因でございますが、国庫支出金が1億3,353万円の減、府支出金が2,362万円の減となっております一方、地方交付税が8,685万円の増、諸収入が1億3,388万円の増、繰入金が5,309万円の増、町債が1億1,160万円の増となったことなどにより、増となったものでございます。

歳出決算額は、前年度に比べ4億3,332万円の減となっております。その主な要因は、衛生費が4,790万円の減、商工費が3,004万円の減となった一方、総務費が1億3,945万円の増、民生費が1億5,866万円の増、教育費が1億2,059万円の増となったことによるものでございます。

次に、予算の繰越しでございますが、定額減税調整給付金給付事業など13事業3億2,826万円を繰り越すとともに、1,770万円を繰越財源として令和6年度へ繰越しをさせていただきました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入17億5,436万円、歳出17億4,683万円、差引き753

万円を翌年度へ繰越しをさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入 3 億 2,836 万円、歳出 3 億 1,501 万円、差引き 1,335 万円を翌年度へ繰越しをさせていただいております。

介護保険特別会計では、歳入 17 億 5,940 万円、歳出 16 億 3,828 万円、差引き 1 億 2,112 万円を翌年度へ繰越しをさせていただいております。

土地取得特別会計は、歳入、歳出とも 26 万円となっております。

最後に、下水道事業会計でございますが、収益的収支、これは税込みでございますけれども、収入 4 億 1,634 万円、支出 4 億 1,244 万円、差引き 390 万円の黒字となりました。

資本的収支では、収入 1 億 9,155 万円、支出 3 億 1,010 万円、差引き 1 億 1,855 万円の不足が生じておりますが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

以上、令和 5 年度の各会計の決算概要について申し述べましたが、令和 5 年度末の地方債残高でございますが、一般会計が 53 億 1,629 万円、下水道事業会計を含む全会計で 81 億 2,277 万円となり、前年度に比べ一般会計では 3 億 8,456 万円の減、全ての会計で 4 億 9,374 万円の減となりました。

次に、基金でございますが、一般会計に属する基金の現金は 32 億 1,127 万円で、前年度と比べ 2 億 3,057 万円の増となりました。基金全体では 34 億 5,061 万円となりました。

財政状況の厳しい中、国・府の動向を注視しながら、最少の経費で最大の効果を得られるように、今後ともより一層適正な予算執行に取り組むとともに、公正で公平な税の負担という見地から、税等のより一層の適正な徴収に努めてまいり所存であります。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご支援・ご協力を賜りたくお願いする次第でございます。

次に、予算案件でございます。議案第 20 号 令和 6 年度河南町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、町中心地の再編整備に向けた実施設計費用、スマート窓口の環境整備費用、1 歳児への 5 万円の給付、体育施設照明器具の LED 化費用などの予算を計上させていただきます。

議案第 21 号 令和 6 年度河南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、介護給付費負担金など国・府等の負担金等の返還金でございます。その財源といたしまして、前年度繰越金で措置をさせていただいております。

次に、その他案件でございます。

議案第22号 町道路線の認定及び廃止についてでございます。町道路線の認定及び廃止について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に係る協議についてでございます。マイナンバー法の改正により、12月2日から現行の後期高齢者医療被保険者証の発行ができなくなります。これに伴い、広域連合の規約改正が必要になります。規約改正に際して、府内全市町村の議決を経て、大阪府知事の許可を得る必要がございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございます。令和7年4月に大阪広域水道企業団と5市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団の規約の変更に関する協議について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会議に提案させていただきました議案の概要についてご説明をさせていただきましたが、詳細については後ほど担当者からご説明をいたします。ご審議の上、原案どおりご可決、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

監査委員から、令和6年5月分から6月分の例月出納検査の結果報告と令和5年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計決算に関する審査結果の報告がありましたので、タブレットに送信しております。いずれも、適正に処理されたという内容でございました。松田監査委員、議会選出監査委員である力武議員におかれましては、お疲れさまでございました。

続いて、令和6年第2回大阪広域水道企業団議会7月臨時会の報告を求めます。

大門議員。

○4番（大門晶子）（登壇）

皆様、おはようございます。

それでは、大阪広域水道企業団議会の会議報告をさせていただきます。

去る7月25日に行われた令和6年度第2回大阪広域水道企業団議会7月臨時会では、議長

及び副議長の選挙などを行いました。

内容につきましては、今議会は新しく議員が決定されてからの初めての議会でありましたので、12時半から全員協議会が開催され、臨時会の流れなどの説明がありました。その後、13時からは臨時会議が開催され、議長・副議長の選挙が行われ、議長は東大阪ブロックの四條畷市から選出の島弘一議員、副議長は阪南ブロックの貝塚市から選出の川岸貞利議員が指名推選で選出されました。

引き続き、諸般の報告として監査結果の報告があり、水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管は適正に行われていたと認めたとの結果報告がありました。

続いての報告案件は、大阪広域水道企業団と岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市との水道事業の統合に向けての検討・協議についての報告の後、市町村水道の基盤強化についての報告があり、さらに能登半島地震に係る企業団の応援活動についての報告が行われました。

次に、事務事業調査のための議員派遣についての説明があり、毎年行われている企業団施設の現地調査は守口市にある庭窪浄水場とすることが承認されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和6年7月開催の大阪広域水道企業団議会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

大阪広域水道企業団議会7月臨時会の報告が終わりました。

大門議員に対しましてはお疲れさまでございました。ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、私のほうから令和6年7月24日、ホテルプリムローズ大阪にて開催されました令和6年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会の報告を行います。

当日は議員選出後初の議会となりましたので、議長が選ばれるまでの間、出席議員の中、最年長である私が臨時議長として職務を行いました。

その後、議長の選挙が行われ、議長の選挙につきましては、指名推選により、町村ブロック選出の豊能町の永並啓議員が議長に指名されました。

臨時会の主な提出議案についてを申し上げますと、議案第8号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件、議案第9号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件、議案第10号 令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第11号 大阪府後期

高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について審議され、全て原案どおり同意・可決をされました。

以上、簡単ではございますけれども、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告といたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第4 行政報告を議題といたします。

報告第6号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての行政報告を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは766、令和6年8月15日議案送付、8月定例の議案一式01、令和6年河南町議会8月定例会議資料の01、令和6年河南町議会8月定例会議資料23ページをご覧ください。

報告第6号

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月20日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次のページに監査委員の意見書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、ページは戻っていただきまして、1、健全化判断比率の4つの指標につきまして順次説明させていただきます。

まず、1つ目は実質赤字比率でございます。

この比率は、一般会計と土地取得特別会計の単年度の赤字割合を示すものでございます。

令和5年度決算では、実質収支額が1億384万7千円で黒字決算となりましたので、横棒、なしということになりました。

次に、連結実質赤字比率でございます。

この比率は、一般会計、土地取得特別会計以外の3つの特別会計ということでございますので、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業会計を含めた連結決算、いわゆる町全体における単年度の赤字割合を示すものでございます。3つの特別会計は、いずれも赤字決算ではなく、また、下水道事業会計につきましては、流動資産から流動負債のうち建設改良費等に係る企業債等を控除した額を差し引いた連結の対象額が資金不足となりませんでしたので、こちらのほうも横棒、なしということになっております。

次に、3つ目の実質公債費比率でございます。

この比率は、標準財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す指標で、3か年平均で算定いたします。本年度は6.9%で、前年度の6.6%から0.3ポイント悪化しております。これは、平成31年度の認定こども園整備事業の元金償還が開始したことが主な要因でございます。

最後に、4つ目、将来負担比率でございます。

この比率は、標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負債額の割合を算出するものです。前年度に引き続き将来負担がないということで、横棒、なしということになりました。これは、将来負担額を充当可能財源等が上回っていることによるもので、将来負担がないということでございます。地方債の新規借入れが元利償還額を下回り、地方債残高が減少したことで将来負担額が減少しております。

続きまして、2の資金不足比率でございます。

この比率は、公営企業会計の資金の不足割合を表す指標でございます。本町では下水道事業会計が対象となります。先ほど連結実質赤字比率でもご説明いたしましたが、下水道事業会計におきまして赤字額、すなわち資金不足額がありませんでしたので、この指標につきましても横棒、なしということになりました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○議長（中川 博）

行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第5 議案第12号 河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第6 議案第13号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第12号と日程第6 議案第13号につきましては本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第5 議案第12号 河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）（登壇）

それでは、議案第12号につきましてご説明申し上げます。

議案資料の25ページをご覧ください。

議案第12号

河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年8月20日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次のページに移っていただきまして、

#### 令和 6 年河南町条例第 号

#### 河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年河南町条例第26号）の一部を次のように改正する。

まず、この本条例の提案理由ですが、令和 6 年12月 2 日以降にマイナンバーカードと健康保険証が一体化されまして、健康保険証の資格情報がマイナンバーカードで把握できなくなることから、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療の助成、重度障がい者の医療費助成につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定における条例に定める独自利用事務におきまして、個人番号——マイナンバーになりますが——を活用した情報連携により、健康保険証の資格情報を把握できるようにすること。また、これらの助成制度につきまして、同じくマイナンバーによる情報連携で住民票関係情報や地方税の関係情報等を利用することによりまして、事務の簡素化、住民負担の軽減を図れるようにするため、河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例新旧対照表にて説明をいたします。

28ページをご覧ください。

第 4 条の個人番号の利用範囲としまして、第 1 項では番号法、先ほどの法律ですけれども、第 9 条第 2 項の規定によりまして、条例に定める独自利用事務としまして、29ページの別表第 1 に規定する事務、河南町子ども医療費の助成、河南町ひとり親家庭の医療費の助成、そして河南町重度障がい者の医療費の助成に関する事務としまして、第 2 項ではこれらの事務に対しましてマイナンバーを活用した情報連携により、30ページにあります別表第 2 に規定する特定個人情報として、住民票関係情報、地方税関係情報、それと医療保険関係情報、これは健康保険証の資格情報になりますけれども、などを活用できるようにするものです。

附則としまして、この条例は令和 6 年12月 2 日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますよう

よろしくお願いいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

今の説明で、マイナ保険証が12月で適用できなくなるということで、マイナ保険証自体は私は反対の立場でずっと議論をさせていただきました。しかし、事務の簡素化ということで今説明がありましたけれども、どういった点が簡素化になり、効率化、職員の方の事務量の簡素化というのは実現できるのか、そのあたり、もう少し詳しく説明いただきたいと思えます。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

実際にこのマイナカードでは医療の加入者番号とかそういうのはできませんので、今後はマイナンバーカードにより、連携によりまして資格情報等を見に行くこととなります。

もう1点ありますが、事務の簡素化、これは例えば転入されてきた方の住民票とか、あるいは地方税の関係とか、そういう情報がこれによって手に入れることができますので、今まででしたら転入されてきた、転入前のところに住民票とか地方税のほうの情報を取りに行ってもらおうというような手続があったんで、それが簡素化されるというようなこととなります。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

マイナンバーカードが本町では8割方普及しているということになっており、保険証もそこにひもづけされていくと、今後そういう動きが国のほうでも進められてきておりますけれども、まずセキュリティーの問題でこういった点で本町の対策はどのようにされようとしているのか、その用意はされているのか、そのあたりはどうですか。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

この情報連携できるのは、先ほどの福祉の関係の医療事務の関係の事務だけですので、ほかの事務とかそういうことに関しては特に情報連携しておりませんので、見ることはできません。この特定個人事務、これについてのみ連携することができるということで、それらについて情報が守られるということになっております。

以上です。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

賛成全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第6 議案第13号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第13号についてご説明させていただきます。

31ページをご覧ください。

議案第13号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年8月20日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして32ページ。

令和6年河南町条例第 号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

でございます。

本条例の提案理由でございますが、国民健康保険法において被保険者証等に係る条文が削除され、マイナ保険証に係る新たな条文が規定されるなど整備が行われましたので、本条例においても改正するものでございます。

改正条文の朗読につきましては、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

それでは、33ページをお願いします。

国民健康保険法第9条第1項及び第9項では、資格の得喪に係る届出、資格喪失時に被保険者証等を返還することが規定されております。また、第3項及び第4項では、滞納を理由として被保険者証の返還を要求できる旨が規定されております。

本条例の第29条では、これらに応じない場合や虚偽の届出をした場合に過料を科すことを規定しております。

国民健康保険法の改正により、法第9条第5項から第8項が削除されましたので、第9項が繰り上がって第5項となります。

また、同法同条第3項及び第4項では、被保険者証の返還についての条文となっており、それらに基づいて本町の国民健康保険条例におきましても同様の規定を設けておりましたが、新たに交付する被保険者証がなくなりますので、当該部分が削除となっております。

最後に附則でございます。

この条例は令和6年12月2日から施行することとし、経過措置としまして、施行日以前に

交付された有効期限が切れていない被保険者証についての罰則の適用につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

賛成全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩をいたします。

休 憩（午前10時59分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第7 議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12 議案第19号 令和5年度河南町下水道事業会計決算認定についてまでの6件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明及び監査委員のご意見を賜ることにしたいと思います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、日程第7 議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから順次提案理由の説明を求めます。

中筋会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（中筋美枝）（登壇）

それでは、タブレット端末766、令和6年8月15日議案送付（8月定例フォルダー）の議案一式フォルダー内2つ目の02、令和5年度歳入歳出決算書（議案第14号から議案第19号）のPDFファイルをお開きください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、令和5年度歳入歳出決算書4ページでございます。

議案第14号

令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年8月20日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、93ページでございます。

議案第15号

令和5年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年8月20日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、113ページでございます。

議案第16号

令和5年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年8月20日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、124ページでございます。

議案第17号

令和5年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年8月20日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、146ページでございます。

議案第18号

令和5年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和6年8月20日

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、タブレットの200ページをお願いいたします。

議案第19号

令和5年度河南町下水道事業会計決算認定について

令和5年度河南町下水道事業会計決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、これを議会の認定に付す。

令和6年8月20日

河南町長 森 田 昌 吾

以上でございます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川 博）

それでは、引き続き松田監査委員のご意見を賜りたいと思います。

松田監査委員。

○監査委員（松田政文）（登壇）

力武監査委員と共に令和6年7月2日及び5日に実施いたしました令和5年度河南町一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました一般会計と各特別会計の決算及び関係書類、同法第241条第5項の規定により審査に付されました各基金の運用状況に関する書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました下水道事業会計の決算及び関係書類について決算審査を実施いたしました。その結果、令和5年度河南町一般会計と各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況に関する書類並びに下水道事業会計の決算報告書及び事業報告書等は、いずれも地方自治法及び関係法令の規定に準拠して作成されておりました。また、決算の計数につきましては関係諸帳簿、証拠書類と照合しましたところ、収支とも適正であると認められました。

なお、詳細につきましては審査結果報告書のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明及び監査委員の意見を現在今、賜りました。

ここで、何か質問があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

なければ、お諮りいたします。

日程第7 議案第14号から日程第12 議案第19号の審査につきましては、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第14号から日程第12 議案第19号までの審査につきましては、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

松田監査委員さんにおかれましては、お忙しい中ご出席していただきありがとうございます。ここで退席していただいて結構でございます。大変にお疲れさまでございました。

〔松田監査委員 退席〕

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第13 議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）から日程第14 議案第21号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの2件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては、詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめたいと思います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、日程第13 議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）から順次提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、先ほどの同タブレットでございますが、フォルダーのほうは01のほうにまた戻っていただきまして、01令和6年河南町議会8月定例会議の資料のほうでございます。36ページをご覧ください。

### 議案第20号

#### 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,268万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,768万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年8月20日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして37ページでございます。第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税5,197万円の追加。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金674万4千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金168万9千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金2,184万7千円の追加。

（款）諸収入、（項）雑入43万8千円の追加でございまして、歳入合計で8,268万8千円の追加。補正後予算額を68億6,768万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして38ページは歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費3,468万8千円の追加。

(項) 徴税費200万円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費1,764万2千円の追加。

(項) 児童福祉費353万8千円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費338万円の追加。

(款) 土木費、(項) 土木管理費1,540万円の追加。

(款) 消防費、(項) 消防費43万8千円の追加。

(款) 教育費、(項) 教育総務費198万4千円の追加。

(項) 小学校費290万3千円の追加。

(項) 中学校費71万5千円の追加でございます、歳出合計で8,268万8千円の追加。補正後予算額を68億6,768万5千円とするものでございます。

次、めくっていただきまして39ページ、第2表債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の追加として、まず、地方公共交通確保維持事業（自家用有償補完運行）。期間は令和7年度から令和8年度。限度額1億9,922万2千円でございます。こちらは本町が自家用有償旅客運送の形態で運行します富田林駅行き路線の運行委託料です。契約の更新に当たり、自家用有償旅客運送の登録期間である令和9年1月28日までの運行委託料について債務負担行為を設定しております。

次に、かなん公共交通活性化事業。期間は令和7年度から令和8年度。限度額6,486万9千円でございます。こちらは町内循環のカナちゃんバス及びやまなみタクシーの運行委託料で、同じく令和9年1月28日までの運行委託料について債務負担行為を設定しております。

次に、交通連結拠点整備事業。期間は令和7年度。限度額3,060万円。こちらは町中心地区の交通広場等の実施設計委託料でございます。令和6年度中の契約を予定しておりますが、業務期間が2か年にわたりますので、債務負担行為を設定させていただいております。

次に、かなん桜小学校スクールバス運行事業。期間は令和7年度から令和9年度。限度額1億1,366万4千円。こちらはかなん桜小学校スクールバスの運行委託契約の更新に当たり、令和7年4月1日から令和9年3月24日までの間の運行委託料について債務負担行為を設定しております。

次に、体育施設照明器具更新事業。期間は令和7年度から令和17年度。限度額1億3,548万9千円です。こちらは総合体育館、総合運動場及びテニスコートの照明設備のLED化に要する経費であります。リース方式での改修整備を予定しており、そのリース料について債

務負担行為を設定させていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ここで説明員を交代いたします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、介護保険特別会計補正予算をご提案申し上げます。引き続きタブレットの47ページをお開き願います。

#### 議案第21号

##### 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,735万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億555万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月20日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして48ページ、第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

（款）繰越金、（項）繰越金2,735万7千円の追加でございまして、歳入合計2,735万7千円を追加し、補正後予算額を18億555万1千円とするものでございます。

続きまして、49ページ、歳出でございます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金2,735万7千円の追加でございまして、歳出合計2,735万7千円を追加し、補正後予算額を18億555万1千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

なければ、お諮りいたします。

日程第13 議案第20号から日程第14 議案第21号の審査につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第20号から日程第14 議案第21号までの審査につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

日程第15 議案第22号 町道路線の認定及び廃止についてから日程第17 議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての3件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上3件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第15 議案第22号 町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第22号の説明をさせていただきます。タブレットの54ページをお願いいたします。

議案第22号

町道路線の認定及び廃止について

次の町道路線の認定及び廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年8月20日提出

河南町長 森 田 昌 吾

1、認定する路線でございます。路線番号3125、路線名、上河内さくら坂線、起点は中1220番9、終点、上河内234番8。路線番号4110、路線名、ビヤガフケ老谷線、起点、芹生谷267番1地先、終点、芹生谷392番1地先。

2、廃止する路線でございます。路線番号3110、路線名、金塚線、起点、下河内115番地先、終点、中1210番4地先。路線番号3115、路線名、峯道線、起点、下河内347番地先、終点、中1210番4地先。路線番号4110、路線名、ビヤガフケ老谷線、起点、芹生谷267番1地先、終点、芹生谷385番1地先でございます。

めくっていただきまして55ページは位置図で、次のページ、めくっていただきまして縮尺5000分の1の位置図となっております。

提案させていただいております路線につきましては、平成5年3月に開発許可されたゴルフ場開発に伴い、都市計画法第32条の規定に基づく開発者との協議により設けられた路線及び廃止路線で、用地整理を行い、今回登記作業が完了したことにより開発区域内の町道の路線認定及び廃止を行うものでございます。なお、ビヤガフケ老谷線につきましては、路線の一部が廃止となりますが、道路法の規定により路線を一旦全部廃止し、必要な路線部分を新たに認定するものでございます。

めくっていただきまして、57ページは上河内さくら坂線の起点及び終点の位置図となっております。

すみません。ここで、1部資料の修正をお願いいたします。図面下の起点の文字が誤字がございまして、記すという文字を起きるといふ文字のほうで誤字となっております。修正をお願いいたします。申し訳ございません。

次の58ページはビヤガフケ老谷線の起点・終点で、黄色と緑の路線を一旦全部廃止し、黄色の路線を新たに認定するものでございます。

次の59ページは廃止する路線の金塚線の起点・終点の位置図。

めくっていただきまして、60ページは廃止する峯道線の起点・終点の位置図でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

上河内さくら坂線の件で質問させていただきます。

ゴルフ場開発に伴って、私は令和3年9月と12月にこの町道認定の件で質問させていただきました。そのときには登記がされていないということで、事業者のほうとの調整ができていないということでの答弁をいただいておりますけれども、それからでも約3年たっていますよね。これだけ時間がかかった要因と、私はこのことが今の町の幹部の皆さん、理事の皆さんがやっとこのことを整理されて、町道認定されることに対しては喜んでいるところなんですけれども、このままほっといたらずっとゴルフ場のものだった、町道やったと思うんですけれども、3年もかかったのは何か理由があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本路線につきましては、開発のほうが完了してから登記のほうをしていく必要がございます。登記作業をするに当たりまして、登記に必要な登記承諾書、分筆図面、それらについては開発者のほうから提出があり、町のほうで登記するわけですが、地図のほうに一部混乱地がございます、なかなかその作業が進まなかった。また、一部ちょっと権利のついた土地もありましたので、その辺につきましては、整理するのに相当日数を要したということがございます。今回、これを整理して全てきれいになりましたので、これをもって町道認定のご提案をさせていただいたということがございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

開発業者との話合いで合意できたというのは本当に喜ばしいことやと思うんですけども、町道認定された暁には、今でも道路の表面状態というのは決していい状態じゃない、薄いアスファルト1枚塗りの状態で、穴が空いていたり凸凹の状態のところは何か所かあるんですよ。そういったところに関しての維持管理の問題についてはどのように考えておられるのか説明してください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

表面につきましては、もう供用開始というんですか、開発が完了してから26年たっておるわけでございます。その間、経年劣化という部分がございますが、これから町道として管理していく以上、町として管理していくということで、町のほうで修繕していくことになってまいります。

以上でございます。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

町道の認定・廃止はこれで結構なんですけれども、これ町道の延べ延長でたしか交付金が変わってくるというようなことを思うんですけども、その中で認定したり廃止したりしたら、交付金の上限はどうなるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

基準財政規模とかで積算するんですけども、面積は増えます。面積は増えるんですけども、延長のほうが減ります。ということで、さほど上限的なことはありません。ちょっとどちらかという、マイナス要因のほうが大きいというところがございます。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。
次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第16 議案第23号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に係る協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）（登壇）

それでは、議案第23号についてご説明させていただきます。61ページをご覧ください。

議案第23号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月20日提出

河南町長 森田 昌吾

提案理由でございますが、2点ございます。

まず、1点目でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証等は同日以降発行できなくなります。これに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合の規約において使用されている被保険者証等の文言の変更が必要となります。

次に、2点目でございますが、平成21年に住民基本台帳法が改正され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされ、外国人登録原票が廃止となりましたので、外国人登録原票という文言を削除いたします。法改正のタイミングで規約変更を行わなかった理由として、後期高齢者医療の実務上支障がなかったことにより、次回規約変更の事案が出てきた際に実施することとした旨、広域連合から説明を受けております。

以上の2点について規約の変更が必要となりましたが、規約変更に当たり、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、大阪府内全市町村の協議によりこれを定め、大阪府知事の許可を得る必要がございます。この協議を行うに当たり、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきまして、62ページ、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約でございます。

改正条文の朗読につきましては、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

それでは、63ページをお願いします。

まず、被保険者証等に関する改正でございますが、別表第1（第4条関係）につきましては、関係市町村において事務が一覧表で規定されておりますが、項番号2及び項番号3に規定されております「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。

次に、別表第2の備考中の「及び外国人登録原票」を削除いたします。

最後に、附則でございます。

この規約は、令和6年12月2日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

これ大阪府に出すということなんですけれども、もしこれ河南町が従わなかったら何かあるんですか。被保険者証を何かちょっとでも事務に使いつけられるんやったら、住民が、それ使いたい人とかいてたら、別に大阪府のおとがめがないんやったら、別にこれぐらい残したっていい、今すぐ制定せんでもいいんちゃうかなというのがふと思ったので、そこの何があるのかというところと、外国人登録原票という部分が削除されたんですけれども、それに代わるものは何になるんですか。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

まず、被保険者証ですけれども、もうこれは12月2日から言葉がなくなりまして、マイナ保険証、国保も一緒ですね、もしくはマイナンバーカードをお持ちでない、また、ひもづけされていない方は資格確認書というのをもうプッシュ型で広域連合のほうから送りますので、それが代わりになると思います。

あと、外国人の方ですけれども、平成21年から外国人登録原票がなくなりまして、住民基本台帳の対象となっております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

要は外国人登録原票がなくなって、住民基本台帳になって、どういうこと。もうちょっと詳しく説明いただけますか。

マイナ保険証にまだ抵抗がある方と保険証を持ち続けたいという方が一定数いらっしゃるんで、プッシュ型でやるというのはもちろん理解はしているんですけれども、別にここぐらいはこれでも対応するよと言ってあげるといことも別にできるんちゃうかなと思うんですけれども、どうしてもできないんですか。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

同じ答弁になってしまうんかも分かりませんが、現在は被保険者証及び被保険者資格証明書というのが保険証になるんですけれども、その言葉がもう12月2日以降ないので、

資格確認書に変わるという内容でございます。

あと、外国人登録原票ですけれども、これもよく日本人と同じ扱いで住民基本台帳法上の登録になるという内容でございます。

以上です。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第17 議案第24号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第24号の説明をさせていただきます。

説明の前に65ページの修正をお願いいたします。上から2行目の「大阪広域水道企業団」の次に「規約」の文字の追加をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、タブレットの64ページをお願いいたします。

議案第24号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域
水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議を関係市町村と行うことについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月20日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、本件につきましては、令和7年4月の大阪広域水道企業団と岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の5団体との水道事業の統合に伴い、企業団規約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきまして、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約でございます。

規約の変更内容につきましては、タブレットの66ページ、規約の新旧対照表でご説明させていただきます。

企業団規約第3条で規定しております企業団の共同処理する事務に関するもので、第2号の水道事業の経営に関する事務の範囲である別表第2中の藤井寺市の前に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市を加えるものでございます。

附則といたしまして、変更後の規約の施行日は令和7年4月1日からとしてございます。なお、今回の規約の変更は企業団構成団体である42市町村全ての議会の議決が必要で、統合する5団体につきましては、去る6月議会で先行して審議され、可決されております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

今、提案された5つの団体が加盟することによって従前の14団体から19団体に増えるわけですけれども、増えることはいいことやと思うんですけれども、その中でスケールメリットという点での議論はどういった形でされているのか。今、リッター当たり72円と昨日勉強会で言ってはりましたけれども、その価格が引き下げられる、そういう議論はされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

72円というのは用水供給事業、企業団のほうの水をつくって、これを小売りしている価格でございます。こっちにつきましては、会計のほうは用水供給事業ということでございます。こちらのほうの統合に関しましては、市町村の配水事業ということで会計が別になってございますので、この統合によってその金額がどうこうということとはございません。

以上でございます。

○議長（中川 博）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

賛成全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第2日目の会議は、9月3日午前10時に開きます。

なお、本日、予算・決算常任委員会に付託しました予算案件と各会計の決算認定の審査の日程ですが、明日21日午前10時から予算・決算常任委員会が開催されます。各委員におかれましては、よろしく審査のほどお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれをもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時59分散会

~~~~~

令和6年 9月3日(火)

令和6年河南町議会8月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会

令和6年河南町議会8月定例会議会議録

年 月 日 令和6年9月3日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	江島	芳孝
教 育 長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総務部長	多村	美紀
住民部長	大門	晃
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	玉田	武久
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部副理事兼人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	中野	誉之
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部副理事兼地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こども 1 ぱん 課 長

山 田 恵

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生 涯 まなぶ 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 区 官 館 長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐

吉 田 高 朋

主 幹

上 野 文 裕

会議録署名議員

5 番 力 武 清

6 番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

令和6年河南町議会8月定例会議

令和6年9月3日（火）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第1	一般質問	50
	(個人質問)		
	9番	福田太郎議員 50
	1番	高田伸也議員 61
	2番	松本四郎議員 80
	4番	大門晶子議員 96

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（中川 博）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問、1日目を開きます。

○議長（中川 博）

本日の議事日程は、タブレット762、令和6年9月3日、8月定例会議一般質問（1日目）に送付しております。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日8月16日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いいたします。個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内といたします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記された1項目につき質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了解をお願いいたします。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いいたします。理事者も、質問内容を十分把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、福田議員、高田議員、松本議員、大門議員、以上の順で発言を許します。

最初に、福田議員の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田太郎）

皆さん、おはようございます。

議席番号9番、立憲民主党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。中川博議長におかれましては、ご配慮のほどよろしくをお願いいたします。そして、理事者におかれましては、

ご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、森田昌吾町長が打ち出された総合的施策事業についての河南町まちづくり対策の取組において質問をさせていただきます。

そして、私、福田太郎議員は、活動においてモットーであります、住民、行政、議会の3つの輪をもって、河南町の町住民皆様の誰もが安全、安心、安住して暮らしやすいまちづくり、納得のいくまちづくり、触れ合いまちづくりを念頭に、河南町町住民皆様への河南町行政におけるさらなる河南町まちづくりの促進に向けて、今回においては4事項9項目の事柄内容にわたって順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、今回の関連質問担当課の各質問が終わった後には、最初に、2事項、中川修教育長、3事項、江島芳孝副町長、4事項、森田昌吾町長に、再度その取組についてお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、河南町まちづくりの戦略策での総合的施策事業計画を鑑み、このたびは4事項で9項目にわたってお聞きします。

最初に、1の事項の町選挙投票所について、2項目の事柄への取組をお聞きします。

それでは、(1)の項目からお聞きします。

皆様もご承知のように、総務省においては、公職選挙法の一部の改正により、選挙権年齢が満18歳まで引き下げられました。河南町行政におかれましては、さらに若年者層の有権者投票の啓発活動と投票率の向上に向けてどのように取組をされているのか、詳細にお聞かせください。

そして、選挙権年齢が満18歳まで引き下げられたことにより、教育委員会として、選挙投票の仕組みや政治への理念と理解をするための啓発をしていただく事柄について、河南町立中学校にも伝達されましたか。さきのも併せてお聞かせください。

ごめんなさい、すみません。もう一つございました。ごめんなさいね。そして次の(2)項の今後投票所の改善策においてお聞きします。

現在の各校区選挙投票所5か所が変わったために、特に高齢者の方々は、以前と違い、現在の各校区選挙投票所には投票に行きにくいとの声がいまだに多くお聞きします。

そこで、以前のように、全ての選挙投票での有権者皆様がもっと投票に向けて行きやすくするためにも、投票所の利便性の措置対策として、青崩、持尾、平石地区のように、同様に今後、各地区集会所に普通ワゴン車を投票日前日と投票日に配備されることを是非とも考えていただきたいが、その点を併せてお聞かせください。

○議長（中川 博）

田中選挙管理委員会事務局長。

○総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長（田中啓之）

それでは、お答えさせていただきます。

投票所の向上に向けての取組についてとのご質問でございますが、町の選挙管理委員会では、投票率の向上を図るため、期日前投票期間や投票期日における町防災無線や、町の発信のLINEを利用した投票の呼びかけの実施、さらには、選挙期日に広報車により全地区を回り、投票の呼びかけを行っております。

また、山間地の平石、持尾、青崩地区においては、それぞれの集会所で期日前投票所を開設しております。

その他、若い世代の投票率向上のため、毎年、二十歳の集いで選挙啓発冊子を配布しております。

今後も、より多くの有権者に投票を行っていただくため、18・19歳の有権者も含めまして、全ての有権者の投票率向上を図るため、広報啓発に努めてまいります。

それから、現在の5つの投票所でございますが、平成22年より、石川、白木、河内、中、大宝で投票を実施してから14年が経過し、現在の5投票所で定着しているのではないかと考えております。

山間地である青崩地区、平石地区、持尾地区の3か所におきまして、期日前投票所を集会所にて開設し、投票率の向上に努めているところでございます。

今後も、高齢者の投票所への移動手段の確保につきましては、地域公共交通を利用した投票の呼びかけや、さらなる利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

議員仰せの普通ワゴン車を利用した投票につきましては、全国における移動期日前投票、こちらの先進自治体における事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

私のほうからは、中学校への伝達ということで、選挙投票の啓発等の中学校での対応は、毎年、中学校3年生を対象に、大阪府選挙管理委員会事務局において作成された選挙啓発パンフレットを各生徒に配布するなど、将来有権者となる若年層の政治や選挙に関する意識の

高揚に努めております。

パンフレットは、政治の役割、選挙の意義、選挙の基本原則、選挙権、選挙の仕組み、寄附禁止、投票率の推移、満18歳未満による選挙運動の注意喚起などについて、イラストや身近な事柄などを取り入れ、生徒に分かりやすく、興味を抱かせるような内容となっております。

○議長（中川 博）

挙手をお願いします。

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございました。ただいま田中河南町選挙管理委員会事務局長から、（1）の項目と（2）の項目に対する取組の考えについて、るる述べていただきました。

この事柄では、若年層の有権者投票への啓発と投票率の向上の促進の一環につながるのではないのでしょうか。また、選挙権年齢が満18歳まで引き下げられたことにより、町教育委員会として、選挙投票の仕組みや政治への理念を理解するための啓発について、町立中学校への生徒にも伝達することができますし、先ほども言われたとおり、若年層の皆様には、河南町関係課事務局におかれましては、（1）の項目においては今後ともしっかりと取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

そして、田中選挙管理委員会事務局長からの今後の投票の改善に向けての考えをお聞きしましたが、先ほども申し上げましたが、現在の各校区選挙投票所5か所が変わったため、くどいようですが、特に高齢者の方々からは、現在の各校区選挙投票所に投票に行きにくいとの声が、いまだに多くお聞きします。

そして、全ての選挙投票での有権者皆様が投票に行きやすくするためにも、（2）の項目に対して、選挙投票所への利便性の措置として、各地区集会場に、先ほども申しましたワゴン車を投票日及び前日に配備されることを、関係課事務局皆様において強く念願しておきまして、次の2の事項に移ります。

○議長（中川 博）

福田議員にちょっと申し上げますけれども、項目ごとに一問一答方式でお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○9番（福田太郎）

はい。

○議長（中川 博）

はい、お願いします。

○9番（福田太郎）

それでは、2の事項に移ります。

それでは、2の事項、さらなる町歩道整備についての取組において、（2）の項目と（1）の項目をお聞きします。

それでは、（1）の項目の、今後、東西線及び南北線の主要幹線道路での歩道整備事業への取組をお聞きします。

我がまち河南町内の府道柏駒線の歩道状況において、（1）歩道設置の未整備も多くあり、大阪府と共に歩道整備事業の実施事業促進において、（2）項目の、さらなる生徒たちの通学道路での安全確保のための視点を踏まえてお答えください。

また、白木南交差点から西向きの——提出しております。この写真ですね。白木南交差点から西向きの、提出しておりますこの写真現場の、これですよね。町道の歩道では、竹木によって歩きにくい状況であることから、その取組をもお聞かせ願いたい。

○議長（中川 博）

写真はもう渡していただいているんですか。はい、分かりました。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の歩道設置につきましては、平成20年度に芹生谷地区で簡易的な歩行者通行帯が設置され、その後、平成22年度には白木バス停付近において、平成29年度には東山地区の大阪芸術大学前から太子町側に向けて、水路の蓋かけによる歩行帯を設置していただいておりますが、歩道の未設置区間では、ご承知のとおり、依然として歩行者と車両が錯綜する区間が多くございます。

白木バス停付近から白木南交差点までの歩道未整備区間につきましては、平成31年4月に、関係する地元区長及び本町から大阪府に対し、歩行者の安全対策の早期実現に向けての歩道整備要望を行っており、また、同路線の歩道未整備区間全体についても、連続性のある歩道整備が歩行者にとって一層の安全・安心を確保できることから、大阪府に対して歩道設置を強く要望しているところでございますが、いまだ事業化には至っておりません。本町としましても、通学路としての危険性を訴えるなど、引き続き要望してまいります。

次に、ご指摘の歩道整備、歩道につきましては、町道白木神山線で、隣接する河川区域か

ら竹木の張り出しにより、歩道の通行が妨げられている箇所が見受けられ、必要に応じて直営で竹木の伐採を行っております。

今後も、良好な歩行空間を確保するため、不要な竹木の伐採等に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

安井まち創造部長、今後、東西線及び南北線の主要幹線道路での歩道整備事業の取組を示していただきましたが、登下校の状況を踏まえて、我がまちの生徒たちに向けてのさらなる安全・安心の確保に向けて、その取組の思いを中川修教育長からもお聞かせください。

○議長（中川 博）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

それでは、お答えいたします。

児童生徒たちに対しての安全・安心の確保に向けての取組についてでございますが、議員の皆様、それから各地区区長様、また民生委員、児童委員の方々をはじめとした地域のボランティアの方々による登下校時の見守り活動などについて、関わっていただいている全ての皆様のお心遣いにご尽力に感謝をいたしております。

町の教育委員会では、通学路における児童生徒の安全確保として、警察OBのスクールガードリーダーを小中学校の通学路に配置し、危険箇所などの見守りや交通安全指導を行っております。そのほかにも、各小中学校において登下校指導、また、交通安全教室などの安全教育を実施しております。

さらに、町では、通学路の安全確保に関する取組といたしまして、その方針を河南町通学路交通安全プログラムとして策定しており、教育委員会、道路管理者、警察、交通安全指導担当部局などの関係機関が連携して、令和6年3月に安全点検を行うなど、通学路の安全確保に努めております。

今後も、家庭や地域の方々や関係機関の皆様と連携・協力しながら、通学路における児童生徒の安全確保に努めてまいりたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、我がまちの生徒たちに対しての登下校での生徒たちの状況等を踏まえて、さらに安全・安心の確保に向けての取組の思いについて、中川修教育長より示していただきました。ありがとうございます。中川修教育長、関係部課長におかれましては、今後ともしっかりと取り組まれることを強く念願しておきます。

次に、3の事項に移らせていただきます。

それでは、3の事項での災害時の備えについて、（1）と（2）の項目の取組をお聞きいたします。

最初に、（1）の項目の各地域や自主防災組織への支援策に向けて、今後どのような取組を考えておられるのか、お聞かせください。

続けて、（2）の項目についても、その取組をお聞きします。

現在の町防災無線システム事業において、町防災無線が聞き取りにくいとお声が町住民からも多くお聞きしておりますので、聞きやすくするために、さらなる放送改善への取組に向けて、今後どのように改善をしていただけるのか、お聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

まず最初に、自主防災組織への支援策についてお答えさせていただきます。

町の自主防災組織は、地震、風水害、火災等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に備え、住民が連帯協働して被害を防止し、もしくは軽減し、または予防するために自主的に結成された組織であり、自ら災害に備え、災害発生時に迅速な活動が行われるよう、地域の実情に応じて自発的に活動されております。

本町としての支援といたしまして、5つの自主防災組織に対しまして、自主防災組織を構成する地区数に3万円を乗じた補助金を交付しております。自主防災組織の運営、防災意識の啓発活動、防災訓練活動及び防災知識の向上を目的とする研修会の開催、または参加に要する諸経費等や資機材の購入などに補助をしております。

このほか、一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業（地域防災

組織育成事業)を活用し、資機材の整備を進めていただいております。

続きまして、防災行政無線のほうについてお答えさせていただきます。

町では、令和3年9月から10月にかけて、順次アナログ方式の防災無線をデジタル方式へ移行いたしました。この整備によりまして、道の駅かなんの屋外拡声子局の新設を含め、町内38か所全ての屋外スピーカーを更新いたしました。

更新に当たりましては、近くに優しく、遠くまではっきりと聞こえる防災スリムスピーカーなどの導入を行い、防災行政無線の放送を聞き取りやすくいたしました。また、合成音声による聞き取りやすい明瞭な放送も取り入れております。

重要な放送につきましては、防災行政無線の放送と同内容の情報をホームページや安全安心メール、SNS等のメディアを使用し、配信を行っております。

今後、防災行政無線が聞き取りにくい箇所におきましては、該当地区の区長等に相談をさせていただき、スピーカーの角度や音量の調整等で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま（1）の項目、（2）の項目、各地域自主防災支援対策の取組の考えについて、今後、町防災無線システム事業での、聞きやすくするためにさらなる放送改善の取組に向けての思いについて、渡辺総合政策部長より述べていただきましたが、江島芳孝副町長にも、今後において、（1）の項目及び（2）の支援に対してのその取組についてお聞かせください。

○議長（中川 博）

江島副町長。

○副町長（江島芳孝）

自主防災の中心的な役割を担う自主防災組織は、地域をよく知り、現場の近くにいることから、非常時において細やかで迅速な対応が期待できます。

また、平常時におきましても、顔の見える関係を通しまして、支え合う絆を育むことなど、地域において安心できる環境をつくることのできるというメリットを持っており、共助の役割を担っていただく大切な組織と認識しております。

今後とも、自主防災組織間の連携を図るなど、その機能を十分に果たせるよう取り組んで

まいりたいと、こう考えております。

また、防災行政無線につきましては、災害発生時に災害対策本部から避難指示や災害の発生状況等についての情報を直接住民に伝達し、災害時の緊急情報の収集、連絡などの情報交換を行う災害対策上極めて重要な役割を持つシステムであり、円滑に機能するよう維持した取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、地震、水害などの自然災害に対しまして、被害を最小限にいたしますため、日頃から災害に対する対策や心構えを促しますとともに、こうした取組を進め、自助、共助、公助が適切に役割分担して連携できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま江島芳孝副町長から、（１）の項目、（２）の項目の事柄の取組に対しての思いと考えを語る述べていただきました。

今後とも、河南町町住民皆様への伝達の一環での方策でもありますので、この事柄への取組に対しては、江島芳孝副町長、関係各担当課の皆様の職員におかれましては、しっかりと取り組んでいただくことを強く念願しておきまして、次の４の事項に移ります。

それでは、４の事項での河南町道の駅について、（１）・（２）・（３）の項目の取組に対して、（１）の項目、（２）の項目、（３）の項目を順にお聞きいたします。

最初に、（１）の項目、活性化センター建設における国・府の交付金、補助金及び河南町での町単費負担についてお聞かせください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農村活性化センターは、平成16年4月29日にオープンし、今年で20年を迎えました。

農村活性化センターは、大阪府営中山間地域総合整備事業の活性化施設整備事業として大阪府により建設工事が行われ、平成15年度に完成し、その後、大阪府より引渡しを受け、本町が管理しております。

農村活性化センター建築に要した費用は2億4,503万円であり、この建設工事に係る国・大阪府の負担額は1億7,765万円で、河南町の負担額は6,738万円となっております。

平成29年度に本町が増築しました直売所棟建築に係る費用は9,566万円であり、このうち

国庫補助は4,010万円で、残り5,556万円が町の費用となっております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま（1）の項目の今後の取組について、理解いたしました。今後ともよろしく、しっかり取り組んでいただけるようお願いしておきます。

次に、（2）の項目の、道の駅かなんでの年間売上総額から、河南町行政に対しての還元額については幾ら頂いておられるのか、お聞かせください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農村活性化センターの管理運営は、指定管理者である農事組合法人かなんが行っており、毎年度、町から指定管理料を支払っております。

その金額につきましては、オープン当時の平成16年度は147万5千円で、そのほか機械設備保守や駐車場の賃借料等の費用を町が負担しておりましたが、5年ごとの指定管理者との更新に併せて管理費の負担区分を見直しており、令和5年度の指定管理料は機械設備保守等を含め60万円とし、今年度は50万円と減額してきております。

なお、農事組合法人かなんの令和5年度の決算の状況で、当期純利益は26万3,107円となっております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま（2）の項目での、道の駅の河南町での年間売上げの総額から河南町行政に対しての還元額を、少しでも多くしっかりと納めていただくことを強くお願いしておきます。

そして、（3）の項目の道の駅の新駐車場も含むエリアにおいても、しっかりと今後、ゆとりある新駐車場に取り組めることを強く念願しておきます。

それでは、（4）の事項、まち創造部長、1項目、2項目及び今後の3項目の道の駅での新駐車場に対しての取組についてのお聞かせいただききましたが、森田町長にも河南町道

の駅におけるこのたびの新駐車場活用と、河南町道の駅での全体的構想での思いについてお聞かせいただきたい。

○議長（中川 博）

福田議員、3項目めは、答弁はよかったんですか。

○9番（福田太郎）

もうお願いで。

○議長（中川 博）

もういいんですね、お願いで。

○9番（福田太郎）

はい。

○議長（中川 博）

分かりました。はい。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

それでは、お答えをさせていただきます。

道の駅ですけれども、先ほど部長答弁にありましたように、当初建築してから、その後地方創生交付金というんですか、拠点整備を使って売場を増やしたりとか、そういうことでステップアップをしてきているわけでございますけれども、それからトイレの改修等も行って、環境改善に努めていると。昨年度は、道の駅の拡張部分の駐車場を、舗装工事を行ったというところでございます。

今後ですけれども、やはり町の魅力を発信していくための一つのツールというんですか、そういうふうなものとして、道の駅が果たす役割は非常に大きいというふうに思っております。この拡張部分を含めた構想があるんですが、そういうところにもやはり民間の活力の活用というのが必要な状況かなと思っております。その辺でいろんなところと協議しながら進めているんですけれども、新コンテンツ棟というのが、新しい進出する企業との連携がなかなか難しいと、このような状況になっているんですけれども、引き続き、こういう民間活力を活用して、魅力があるような、そういうような道の駅という形に整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川 博）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、森田昌吾町長におかれましては、河南町の顔・形とも言える、我がまち河南町道の駅での全体的構想及び改良する新駐車場活用等に際しての取組の思いを真剣に述べていただきました。

そして、私も述べさせていただいておりますが、河南町の顔・形とも言える、先ほど申しましたが、我がまち河南町の道の駅に際して、さらに充実と発展するために、河南町行政トップ職であります森田昌吾町長におかれましては、今後とも取り組めることを心より福田太郎議員は強く念願しておきます。

そして、私、常々申し上げております。我がまち河南町の大切な子供たちは、河南町の光であり、国の宝であります。森田昌吾町長を筆頭に、中川修教育長、江島副町長におかれましては、今後とも全ての各種施策の実施においてしっかりと取り組んでいただき、常に的確な取組と考えを示していただきまして、心より感謝申し上げます。今後とも、常に福田太郎に対してご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

そして、全ての町行政職員皆様及び各議員の皆様、心から感謝とお礼を申し上げます。そして、私のこれまでの32年間の活動において、皆さんと一緒に活動させていただき、本当にありがとうございます。

それでは、私、福田太郎議員の個人質問を終わります。どうか今後ともご指導、ご鞭撻、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

福田議員の質問が終わりました。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、1事項め、役場窓口の対応と環境整備について、2事項め、南海トラフ地震を見据えた本町の対策、3事項めは、河南町の再編整備計画と町の将来像についてということで、以上3事項となります。

それでは、早速ですが、1事項め、役場窓口の現状把握とその課題ということなんですが、本町では、書かない・待たせないスマート窓口を導入しようということになっていきますけれ

ども、役所での窓口対応については、クレームとしてよく聞きますのが、一般的に手続に時間がかかるとか、待ち時間が長いとか、職員の態度が悪いとか、窓口の場所が分かりにくいというようなことが多いんですが、これはもう一般的な話で、本町の窓口に対するクレームではないというところです。

逆に、私自身も見ていまして、たくさん自分から並んでいる姿というものもあまり目にしませんし、本町の窓口に対するクレームというものも聞いたことがありませんので、現在の窓口対応について、どのような今現状、課題があつて、また住民の皆さんがどのような声が上がっているのか、また、窓口を訪れる平均人数は1日当たり何人ぐらいいらっしゃるのかと、そのあたり、分かるようでしたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

住民生活課住民窓口係においては、概ね問題なく窓口対応を行っており、住民からの声もいただいておりません。

次に、住民生活課住民窓口係での来庁者数でございますが、住民票などの交付で来庁される方は、4月で延べ1,139人、5月で延べ1,037人、6月で延べ929人、7月で延べ970人となっており、1か月で1,000人前後の来庁者があります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

「書かない、待たない、回らない」というようなことがコンセプトとして導入されるということも聞いていますけれども、このシステムの導入については、2分の1の補助はあるにせよ、本当に多額の費用が発生しているというわけで、計画につきましては、役場に行かないでも手続が終わるようなところまで変わっていくということなど、住民もしくは職員の皆さんにも便利で負担がかからないものになるというふうに期待をしたいと思っております。

次に、再質問になりますが、文献を見ていましたら、書かない窓口を実現するためには、システムの導入だけでは不十分であつて、バックヤードも含めた業務プロセスを根本から見直す必要があるというふうに書かれているわけですが、窓口の業務プロセスを見直さないまま、もしシステムの導入のみを進めるとかえって手続が複雑化して、バックヤードの職員側の業務が増加すると、そんなリスクがあるというふうに聞いています。是非、職員の皆さん

自身が、自分たちが目指す窓口の姿を明確に共有され、窓口業務とバックヤード業務の双方が効率的につながるよう進めていただきたいというふうに思います。

そこで、本町において、このようなシステム導入と推進に不可欠な、システムやデジタル推進に精通した職員さんが退職されたというようなことを聞きました。そこで、デジタル庁では窓口BPRアドバイザー派遣事業——BPRというのは業務改革ということなんですが——というのがありまして、窓口DXに異常に高い知識と経験のある自治体職員さん等をアドバイザーとして、希望する地方自治体に派遣をしてくれるというふうなことを聞いています。本町では、実際このようなものを活用されているのかどうか、聞きたいと思います。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

デジタル化を進めるに当たって、町では、内閣府の地方創生の取組の一環で、地方創生人材支援制度を通じ、令和4年度からデジタルに精通した民間専門人材アドバイザーとして民間事業者の派遣を受け、スマート窓口や公開型GISの提案をいただき、現在進めているところでございます。

町の体制としましては、その提案を受け、その実現のため令和5年4月1日に立ち上げた河南町DX推進プロジェクトチーム、24名体制ですが、こちらにおいて鋭意進めているところでございます。

また、議員仰せの窓口BPRアドバイザー派遣事業とは、デジタル庁が地方自治体に住民と職員の双方にとって負担の少ない快適な窓口体験を実現することを目指し、自治体窓口DXに精通した方をアドバイザーに任命し、応募した地方自治体に対し、オンライン及び現地派遣される事業でございます。

町では、この支援を受けておりまして、令和5年度では三重県松阪市の職員が来庁され、合計3回の派遣支援をしていただいております。その中で、昨年8月3日には、そのアドバイザー立会いの下、現行窓口における体験調査を行いました。職員が住民役と成り代わり、手続に関する時間の計測や、窓口対応などのバックヤードの動きなど、時間軽減につながる動きなど課題の抽出を行い、業務改革（BPR）の支援を受け、システム活用に向けた土台づくりを行いました。

ほかには、スマート窓口先進自治体であります兵庫県加古川市に市民窓口の動線やバックヤードの事務などを視察し、住民側と行政側がスマートな窓口対応ができるように研究、検

討を重ねているところでございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。

もう既に派遣支援を受けているというようなことなのですが、間違いでなければ、この窓口のBPRアドバイザー派遣事業は、派遣を要請した地方自治体はアドバイザーの旅費とか、もしくは報酬等の費用負担は全くないというふうなことも聞いているんですけども、そういうことであれば、是非今後も有効に活用すべきだというふうに思いますので、期待しています。よろしくをお願いします。

続いて、3項目になりますが、身寄りのない故人の取扱いに関する窓口対応についてということで、毎日新聞を、5月でしたか、見ていましたら、遺体は誰の手に、悩む自治体という記事を見ました。その内容は、独居の高齢者が非常に増えて、親族関係や地縁も希薄になっているということが理由のようなのですが、引取り手のない遺体が急増して、特に身元が分かっているというケースも結構多いようです。

2023年3月に総務省のほうが発表した遺留品等に関する実態調査、その報告書を見ますと、2018年から2021年、この間に身寄りのない人の死亡者数は10万人を超えるというものでした。また、死者数のピークにつきましては、2024年の167万人というふうに計測をされていますので、こうした事例はさらに増加する傾向が高いというふうに言われています。

また、2021年10月に総務省が実施した調査では、全国の自治体が保有する無縁遺骨と言われる引取り手のない遺骨の数が全国で合計約6万柱にも達しているということが判明しました。記事では、このような無縁遺骨の増加は自治体や住民の負担となって、近年では今後大きな社会問題となるというふうなことを書かれているわけですが、基本的に身寄りのない人が死亡した場合、真っ先に負担を被るのは自治体であって、行政側は非常に辛い思いをするわけですが、自治体自身は埋葬法によって、引取り手のない遺体の火葬等は手続の費用を負担するというものが定められています。引取り手を確認するには、戸籍をたどって他の自治体にも紹介するなど、その所在は分かっているにもかかわらず手紙の返事がなかったり、たとえ身元が分かっているにもかかわらず全員亡くなっているというようなことが多いようです。さらに引取りを拒むという場合も非常に多いというふうに聞いています。

身寄りがなくても、近隣住民や賃借の管理人等、生活保護の葬祭扶助というものを利用し

て葬儀を行う場合、自治体の負担は4分の1、また、残りの4分の3は国が負担するというようです。支給額はケースによって異なりますが、20万円前後ということで、2020年における葬祭扶助の申請件数は全国で4万6,000件余り、行政の支出としては97億円に上るといことでした。

このように、今後、身寄りのない人の死亡が増えることで、葬祭扶助の支出は増加すると、行政の負担も増加するということが予想されるわけですが、そこで、私自身もこれと同様のことはもう経験してまして、実は身内が病院で亡くなって、その火葬が終わってから遺骨や遺留品の確認の文書が私宛てに届いたことがありました。全く突然のことで、対象者は5人いるということではありましたが、その5人のうちの、残りの私以外の人数の連絡先は教えてもらえず、現状では遺留品の相続の問題に至って非常に苦慮しているということですが、このような身寄りのない人の死亡事例は本町にも存在しているのか、また、本町においては、このような身寄りのない方の対応については今後どのようにすることを計画されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

身寄りのない人の死亡事例につきましては、現在のところはございませんが、死体の火葬を行う人がいないとき、または判明しない場合は、墓地埋葬等に関する法律で、死亡地の市町村がこれを行うことになり、その費用につきましては町が負担することになります。

以上です。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ないという、これまで事例はなかったということで、よかったです、しかし今後はこのような事例が増えてくるということも予想されますので、その際の対応についてはよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

再質問になりますけれども、ちなみに、ご家族や大切な方が亡くなった、そういう場合については、確かに年金、保険に関する手続、また名義変更等、様々な手続が必要となります。

本町のホームページを見ますと、まず死亡届を出してくださいと。その後、「死亡届を出された方へ」という文書を参考にしてくださいというふうになっていますけれども、その内

容を見ますと、状況によっては本庁内の10か所近くの担当部署を回って手続し、外部の天王寺の年金事務所でありますとか、軽自動車の協会等にもお問合せをするというふうになっています。相当手間がかかるだろうということは私の実感なんですけれども、近隣の柏原市においては、予約制ではありますけれども、ワンストップ型の「おくやみコーナー」の設置がされています。持参すべきものや処理も明確にされていまして、相談したい住民にとっても非常に便利な部署というふうなことが言えるかと思えます。

さらに、奈良市では、かんたん窓口システムというものを活用して、死亡手続を特化した「おくやみコーナー」を設置されて、ワンストップサービスを実現することによって、これまで半日かかっていたというものを、その手続が1つの窓口で、四、五十分ほどで完了できるというふうになったらしくて、遺族の方は非常に利便性の向上につながっているというふうなものです。

既に本庁1階ではお悔やみコーナーがあるわけですから、ホームページ上においてもそれをアピールするという事は非常に大事だというふうに思えます。しかし実態は、窓口はあっても、職員の方々が入れ替わり対応すると、非常に職員の負荷が増加するという仕組みになっているため、今回の新たなスマート窓口による改革によって、お悔やみ窓口はどのようなものになるのか、また同時に、このような身元確認のための各自治体の情報の連携等、これについても有効なのか、このあたりを併せてお知らせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

お悔やみコーナーにつきましては、死亡に伴う手続のワンストップ窓口として、令和5年1月から、日時の予約なしで住民生活課窓口のローカウンターに開設しております。

お悔やみコーナーをもっとアピールしては、スマート窓口導入後はどう変わるのかとのご質問でございますが、お悔やみコーナーの周知につきましては、町ホームページを活用し、広く住民の皆様に広報してまいります。また、スマート窓口の導入により、利用者の利便性の向上につながると考えます。

また、身元確認のための自治体間連携につきましては、現在も各自治体と情報連携はしておりますので、今後も引き続き連携してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（中川 博）

高田議員、1事項は終わりですか、ここで。

○1番（高田伸也）

あともう少しだけ。

○議長（中川 博）

ありますか。はい、ほんならお願いします。

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。

今お聞きしましたら、スマート窓口の導入によって利用者の利便性の向上につながるという話でしたが、まだ具体的には何も決まっていらないのかなという気がします。当然ながらそういうことが目的なんでしょうけれども、今後、是非庁舎内の連携をしていただくと同時に、我々に対しても情報の共有を今後お願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（中川 博）

ここで11時10分まで休憩したいと思います。

休 憩（午前10時55分）

~~~~~

再 開（午前11時09分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高田議員。

○1番（高田伸也）

それでは、引き続きまして、2事項めですけれども、南海トラフ地震を見据えた本町の防災対策についてというところで、この8月8日に、日向灘の辺りで深さ31キロを震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したということなんですけれども、この地震を受けまして、気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内で大規模な地震が発生する可能性がふだんよりも高まったということで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したわけですが、今回については7.1ということではありましたが、想定震源域の半分程度がずれ動くマグニチュード8以上の地震が万が一起きて、次の地震に対して警戒が必要とされた場合には、新たに南海トラフ地震の臨時情報として巨大地震警戒が出されるわけですが、これが出

された場合は、状況は一変するという事です。

南海トラフ地震の臨時情報が発表される異常な現象には、半割れケースであるとか、スロースリップというのはゆっくり滑るというふうな状況があるようですが、この南海トラフのエリアでこの現象が起これば、直前の地震発生地域がたとえ離れていようとも、この大阪で連続して短期間に大地震が発生するというふうに言われています。

そこで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合ですけれども、日頃からの地震への備えの再認識、再確認に加えまして、地震が発生したらすぐに避難できる準備をする必要があるということです。地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民については、1週間の事前の避難を行う必要があるというふうに言われています。

本町にも移動が困難な高齢者は相当数おられます。このような方を事前に避難させる場所、サポートの体制等、万が一の最悪を想定した本町の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されておりますので、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間は、以下の警戒措置を行うこととなります。

まず1点目ですが、地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における地域住民等の避難及び施設等の従業員、利用者等の安全確保、2点目ですが、日頃からの地震の備えの再確認、家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認など、3点目、行政機関、企業等における情報収集、連絡体制の確認及び施設設備の点検を行うこととなっております。

本町の地理的要因におきまして、津波による被災はありませんが、地震による家屋の倒壊や土砂災害により被災される危険性がありますので、その時点で状況に応じて必要な対応をすることとなりますが、まずはホームページやSNS等により注意喚起を行ってまいります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしたところだと、地震発生時点で状況に応じて必要な対応を取ることな

んですけども、台風のように事前に経路が分かっているというわけではないですし、人数も10人程度ならば問題ないと思うんですけども、例えば今回の地震発生直後に一部の家が崩れて、それによって事前避難を要望される方が高齢者等に100名、200名となった場合、一体どうなるのかなど。そのあたりをお聞きしたかったんですが、まだまだそのあたりについては明確な方向性が出ていないなという気がしましたので、次に改めて、またそのあたりについては提言をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、また前回の一般質問でも確認いたしました、通常の生活を送れる範囲の避難所の開設までの時間、1か所当たりどの程度になるのかということをお聞きしたんですが、分かっているようでしたら改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

地震発生時において、住民の避難が必要となった場合は、まずは身の安全を確保するため、指定緊急避難場所に避難していただき、その後、指定避難所を開設することとなります。

開設するに当たっては、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設することとなっています。

町では、住民の方が円滑かつ速やかに避難できるよう、震災時における避難所開設・運営の在り方を、各地区の自治会や自主防災組織、民生委員、児童委員などの災害時に協力いただく団体の方々と避難所運営マニュアルを共有するなど、避難所開設について日頃からこうした方々との連携をすることとなります。

以上でございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

体制とか今後の取組についてはよく分かったんですが、なかなか時間というのは出せないなというような感じがしますね。もうちょっと具体的な形でお聞きしたいというふうにはまた思います。

ここで、地震と少し離れるんですけども、再質問ということで、民生委員からよく聞くことですけども、数名のご高齢の方から、台風が来る前にできれば早めに避難したいが、いつ避難所が開設されるのか教えてほしいというようなことを聞かれるということです。あ

くまで役場の判断なので、分からないとしか返答はできないということだったんですが、このような方々にいち早く避難所開設の情報を提供してあげたくても、このような場合の民生委員さんへの情報伝達、連携が不明なので、苦慮をされているということでした。

一方、避難行動支援プランについては、社会福祉協議会や自主防災組織だけでなく、民生・児童委員の連携と役割の重要性が非常に記載されているわけで、民生委員にも区長や自主防災会と同レベルで情報が連携されることを希望しますけれども、いかがでしょうか。また、5,000人以上の方が登録されている河南町の役場のLINEで、このような避難所開設情報がリアルタイムに配信されるかどうか、これについてもお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

台風などの事前に情報把握ができる災害における避難所開設に当たりましては、できるだけ早い時期に安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに指定避難所を開設することとなっております。

避難所開設の情報伝達につきましては、町防災行政無線を使用し、防災無線の音声伝達に加え、ホームページ、安全安心メール、LINEに情報を流します。同時に、大阪府防災情報システムにより、エリアメールやテレビのテロップなどに情報を伝達いたします。これらの情報伝達ツールを用いまして、避難情報や避難所開設情報を同時に伝達することとなります。

また、議員仰せのLINEの配信につきましては、引き続き情報伝達ツールとして利用を考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしたところでは、民生委員については特別に情報連携する状況にはないというようなことにも聞こえますが、あくまでLINE等、一般住民の方と同じようなレベルで情報を受けてほしいと、取ってほしいというふうに受け止めるんですが、そういうのは、特にLINEの告知については登録者数は増やすべきだというふうに思いますが、実際の広報を見ていましたら、表の下のほうに公式のLINEの場所があって、一部見にくいんですけど

も、できましたらLINEの登録者数をどんどん増やすためにも、絶えず広報紙の表面にLINEの告知をすべきかなというふうにも思いますし、できましたら、カナちゃんコインの300ポイント等でも提供できるような仕掛けができればなというふうに思いますので、検討のほうをよろしくお願いします。

続いて、先ほど言いました巨大地震臨時情報の発令時の小中学校に対する、児童・学生に対する安全確保、これについて質問したいと思いますが、以前、大雨の際の休校判断——これは大雨警報にならないと休校にならないというようなことも聞きましたけれども——でありますとか、下校時の対応、これについて質問したところ、各学校長の判断であるということでしたが、児童たちが学校にいる際、南海トラフの地震の警戒情報が発令された場合でありますとか、また、登校時前にこの臨時情報が発令された場合、それらの対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

南海トラフの地震臨時情報に関わる巨大地震警戒が発表されたときの各学校における児童生徒等の安全確保に関する質問でございますが、大規模地震への対応等については、平成24年8月に策定しました河南町学校防災計画において規定しております。その後、平成25年11月に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改正されまして、その後、令和元年5月に、南海トラフ地震臨時情報の提供の運用の開始がされました。

河南町学校防災計画では、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応については明記しておりませんので、今後速やかに具体的な対応を検討し、その内容を各校とも共有し、対応してまいりたいと考えております。

現時点では、その時々状況を踏まえまして、各校とも判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

はい、よく分かりました。

実際、この南海トラフの臨時情報、特に警戒というものが発令されたときに、一例ですけれども、名張の小学校については、在宅中に発令されたときは臨時休業となります。また、在校中に発令されたときは、直ちに授業を中止して学校で待機させ、原則として保護者の方の出迎えを受けるというようなことで、明らかにされているというところもあるようですので、是非改めて判断のほうを明確にいただきたいなというふうに思います。

続いて、再質問になりますけれども、学校長が必要とされた場合に、原則として発表の日から1週間の臨時休業とする学校もあるということですが、本町の対応についても一部聞きたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

先ほどの答弁で述べましたとおり、南海トラフ地震臨時情報の発表時の児童生徒の安全確保などの対応については、今後、速やかに検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

規定されていた学校は、確かに海に近いような三重県の小学校等が多かったように思うんですけれども、速やかな対応について、改めて本校についてもよろしくお聞きしたいと思います。

続きまして、3項目めになりますが、避難行動の要支援者名簿と避難行動支援プランの改正、それと併せまして個別避難計画の作成の状況についてお聞きしたいと思います。

この避難行動要支援者名簿といいますのは、65歳以上のおひとり暮らしの方、また、70歳以上のみの世帯の方、また、介護認定3以上の認定の方、さらに、自力で避難が困難で支援を希望する方等を対象にしているリストなんですけれども、以前の一般質問におきましては、一度対象者に文書等で連絡、確認した後はアップデートされないというふうに聞きました。

また、返信がない場合はそのままになっているというふうなことだと思うんですが、高齢者の皆さんは、残念ながらお亡くなりになる場合もありますし、急に入院されたり移動が困難になるというようなこと、状況が大きく変わる場合も多いですから、当然支援者名簿の見直しは毎年行われるべきだというふうに思いますが、これについての見解をお願いします。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では、避難行動要支援者名簿は毎年、転入・転出・死亡等異動情報を更新し作成しています。この名簿作成に併せまして個別避難計画の作成を進めていますが、その内容について、全ての人の更新は難しい状況となっております。

これらの作成に当たっては、避難行動要支援者名簿の未登載者へ情報提供同意書や個別計画書を送付し、その回答書面をもって名簿に登載し、個別避難計画としています。

本来、時間の経過とともに個別計画書の更新が必要であります。今後どのような方法で行うのか検討し、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きますと、要支援者名簿の全ての更新は難しいということですが、町のほうに何らかの情報がいったものに関しては更新をされているというふうなことを理解しました。個別計画書の更新は必要と認識されているということですので、速やかに検討をよろしくお願ひします。

続いて、再質問ですけれども、高齢化が進んでいます。本町において避難行動支援プランは非常に重要ですが、実効性のあるものになっているのかと、この点が非常に疑問です。このとおりに運営されている体制は実際整っているのか、また、以前は改正するということでしたが、どのように改正するのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

田村健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者などの方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効のあるものとするために、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

先ほどお答えしました個別避難計画に基づく支援は、情報共有について同意をいただいた人で、民生委員、児童委員、自治会、自主防災組織の地域の皆様と連携を図って取り組む必

要があると考えています。

今後、河南町避難行動要支援者避難行動支援プランを改正し、ご本人が同意する個別計画の内容を平時から自主防災組織や区長などと情報共有し、活用できるよう取り組みます。

以上です。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。

平時からというのは非常に大事で、今まで自主防災担当委員等については取扱いできなかったということもありましたけれども、改正されるということですので、是非よろしく願いしたいと思います。

続いて、3事項めに入らせていただきます。

河南町の再編整備計画と町の将来像についてということなのですが、町長が町長選の選挙の前に打ち出されていまして新たなまちづくりの施策については、その施策の一つとして、大宝地区のまちの再生が上げられていまして。旧こども園の跡地は、開発が始まってはや50年以上経過し、活気が薄れ、陰りが出てきた大宝地区の再開発の中心となる象徴的な場所というふうに思っています。

町中心地域の開発は不可欠ですが、河南町全体のまちづくりの先駆的な事例として、住民と民間企業、大阪芸術大学、それに行政が強く連携して、大宝地区の再開発にも本気で取り組んでいただいているというふうに思っておりますけれども、現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

大宝地区につきましては、高齢化が進み、空き家も増加しているため、まちとしての活性化への取組が課題となっております。その中で、旧かなんこども園につきましては、地域住民さんからの使用、民間企業からは借入れの申出がありました。

地域住民、民間企業、町が連携してこれらを実現するためには、都市計画法上の用途地域（第1種低層住居専用地域）ではその活用に制限があったことから、町では、令和6年2月に第2種中高層住居専用地域に変更し、店舗や倉庫、事務所として活用できるようにいたし

ました。

民間企業からは、大宝地区の再生について連携協定の締結の申入れもあり、今後、民間企業への貸付けなどを検討してまいります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今、最後にちょっとお聞きしたんですけれども、民間企業との協定の締結のところまで動きがあるというふうに理解したんですが、その進捗状況についてはまたお聞きしたいと思いますし、期待をしたいというふうに思います。

2項目めに入りますが、旧小学校跡地でありますとか、大阪芸術大学周辺の開発による本町の活性化、それに対する見解についてお聞きしたいと思うんですが、町内の再開発としましては、同じなんですけれども、大阪芸術大学を検索しますと、大学は緑にあふれ、芸術の森と呼ばれているというふうに案内されていますが、一方、大阪芸術大学の周辺の環境として紹介されている内容については、住宅と田畑が混在する自然豊かなエリアで、隣にはスーパーがあると、便利ですと、そう書いているだけで、確かに学校周辺については、学生たちが集うような場所でありまして、住民がにぎわうような場所というのはほとんどないというふうに思います。それどころか、学校周辺、大学の周辺の道路でさえ歩道の整備がされず、本当に残念な状況にあるというふうに言えます。

学生だけではなくて、自由でアートにあふれた大学のキャンパスを含めたにぎやかな学生街を形成するという事は、新たな河南町のまちづくりにつながるものというふうに思います。ここで、町の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町のまちづくり計画におきまして、大学周辺につきましては、学術文化交流拠点として位置づけ、地域住民と大阪芸術大学との交流の輪を広げ、町北部の拠点として、生活環境の充実や生活利便性の向上に努めることとしております。

大学のあるまちとして、地域住民との交流を含め、まちづくりの中心として考えていく必要があります。その例といたしまして、大阪芸術大学の教授による本格的な指導の下、大阪芸術大学キャンパス内で受講いただける住民向けの共催講座や、ぷくぷくサンデーコンサー

トなどを毎年実施しております。また、新校舎が完成したときには、キャンパスツアーも実施し、施設見学を行いました。

今後も引き続き、大阪芸術大学と地域住民の交流などを進め、本町の活性化につながる取組を進めてまいります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

当然ながら、大阪芸術大学との住民の交流というのは大切ですし、これからもっと続けていただきたいというふうにも思うんですが、その周辺地域を学術文化交流の拠点として位置づけられているというのであれば、それに応じた環境設備は不可欠というふうに思います。活性化につながる取組を、今後継続的に是非お願いしたいというふうに思います。これは要望させていただきます。

続いて、再質問になりますけれども、以前の一般質問におきましても、廃校を利用した、特に小学校の跡地を利用したサツマイモのテーマパーク、ファーマーズヴィレッジを紹介して、旧白木小学校の跡地利用の一つとして、サツマイモ作りと併せてスイーツの製造販売を提案しましたけれども、さらに広がりを見せて、今や大阪産の芋焼酎の生産を年々拡大している若手農業集団があるというふうにも聞きますし、連携強化はどんどん進んでいるというふうに思います。

先ほどの大阪芸術大学周辺や学校、もしくはこども園跡地の開発も含めてですけれども、町中心地域だけではなくて、その周辺の個別の再編計画についても策定の予算を取っていただけないかというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、河南町まちづくり計画や河南町都市計画マスタープランなどを策定し、まちづくりを進めております。

まちづくり計画では、北部を学術文化交流拠点、それから町中心地区、南部を産業交流拠点として進めております。

学術文化交流拠点に当たります大阪芸術大学周辺、旧かなんこども園跡地につきましては、基本的には民間事業者の活力やノウハウなどにより、まちづくりを推進してまいります。

さきに答弁いたしました。旧かなんこども園は既に民間事業者と協議を進めており、大阪芸術大学周辺は市街化区域であり、これまでもスーパーや資材販売店なども立地しており、今後も、民間事業者からの提案があれば積極的に協議してまいります。

また、白木小学校周辺は、市街化調整区域に位置するため、市街化を抑制する区域となっており、土地利用規制の問題やアクセスする道路の問題など、様々な課題がございます。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしましたが、様々な課題があるというのも十分承知しています。結局、今お聞きすると、民間企業からの提案次第というふうに分かるんですけども、そうであれば待っていてもなかなか来ないでしょうから、企業版のふるさと納税の推進に重ねて、各企業へのアピールを継続的に強くお願いしたいというふうに思っております。

それでは、3項目めに入りますが、町の中心地区の再編整備基本構想についてお聞きしたいんですけども、町中心地区の再編については、不便が解消されたり、また、新たな商業施設が生まれるのではないかと、住民の方の関心も非常に高いというふうに思うんですが、交通の拠点でありますとか防災の拠点、また生活支援の機能を備えたという、その辺の基本構想というのは一体どのようなものなのか、また、できるだけ住民の皆さんに分かりやすく、夢のあるその構想についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、これまで人口の増加や住民ニーズに対応し、旧庁舎周辺に公共施設の整備を進めてきましたが、建築後50年以上が経過し、その役目を終えた公共施設の解体、跡地利用が課題となっております。

町のまちづくり計画では、町中心地区拠点形成において、今後は、町北部と南部を連結する拠点としての性質を生かし、生活サービス機能の集約・確保、町内外との交通ネットワークの連結拠点として整備を図ることとしております。

令和5年6月に策定いたしました町中心地区再編整備基本構想に基づき、交通ネットワークの連結拠点としての機能を中心に、拠点的な防災機能、生活サービス機能の集約・確保と、これらの機能の有機的連携により、利便性が高く、にぎわいのある交流空間の形成に努めて

まいります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。是非このスケジュール感についても、また皆さんのほうに公表いただきたいというふうに思います。発信のほうをよろしく申し上げます。

4項目めになりますが、地区の今お聞きした再編構想と持続可能な公共交通についてということで、現在利用されている方だけでなく、これからも利用したいと考えておられる住民の方も、その期待も併せて、カナちゃんバスのダイヤの見直しでありますとか、ルートの検討など、様々なご要望はあるものの、現状の地域公共交通の維持・存続は、特に高齢の方にとっては不可欠なものというふうに思っています。

現状の継ぎはぎのような運行は見直す必要があるというふうに思いますし、町のほうが自前で運行することにも限界があるというふうにも感じます。

先ほどお聞きしましたが、ハブ機能を有した町中心地区の開発に併せまして、持続可能な公共交通であるために、公共交通活性化協議会での協議も必要というふうに思われますけれども、本町として、数年先を見据えた何らかの新たな交通計画を検討すべきだと思いますが、それについてのご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、令和6年5月に河南町地域公共交通計画を策定しております。この計画では、町内を含む交通の在り方を計画するもので、金剛バスの事業廃止後は、4市町村コミュニティバスにより、路線バス運行事業者が運行する幹線路線と、本町が自家用有償旅客運送により運行する支線路線、本町の町内循環路線で構成されております。

今後は、町中心地区の再編整備により、幹線路線と町内循環路線の乗り継ぎ拠点を整備し、相互に移動可能な交通ネットワークの形成を図っていきたいと考えております。

また、令和6年度には、4市町村地域公共交通活性化協議会において、地域住民のニーズを把握するため、アンケート調査、学生アンケート調査、ワークショップ、OD調査などを実施し、持続可能な地域公共交通となるよう、4市町村地域公共交通計画を策定する予定であります。

○議長（中川 博）

高田議員。

○1番（高田伸也）

様々なアンケートを取られるということですが、改めて、この新しい交通計画についても期待をしたいというふうに思います。

最後でありますけれども、これまでは、地域公共交通をバスの利用者数もしくは収支などで評価することが非常に多かったわけですが、赤字の地域公共交通を補助金などの公的資金で支えるという意味を実際に評価するために、地域公共交通が人々の移動を支えることで、行政のコストの軽減にどれだけ役に立っているのかと、その効果を数字で表すということで、クロスセクター効果というものがあるようです。

例えば、デパートがエレベーターに乗る人が少ないので赤字になるというから、そういうことによって停止するということはあり得ないと思うんですが、そのように、地域公共交通を交通分野における単なる赤字と捉まえるのではなくて、地域を支える効果的で効率的な支出であると定量的に言うことができるようです。

もちろん公共交通が果たす役割は、外出を支えることで生活の質を高めたり健康増進につながる、また、行政部門においては医療費や福祉関連の予算の抑制効果もあるというふうなこともつながるとは思うんですが、本町におきましても、このようなクロスセクターという効果を踏まえまして、地域公共交通の継続的な維持を強く要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

高田議員の質問が終わりました。

時間はちょっと早いんですけども、ここで13時まで休憩したいと思います。

休 憩（午前 11時43分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、本日は880万人訓練のため、質問中に暫時休憩を取る場合がございますので、ご了解よろしくお願いいたします。

それでは、松本議員、発言を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、自民・夢・希望、松本四郎でございます。議長の許可をいただきましたので、これより通告書に従いまして一般質問を行います。

本日の質問は3事項でございます。理事者におかれましては、前向きな答弁をよろしくお願いたします。

それでは、まず質問事項の第1、持続可能な農業の推進というタイトルで、有害鳥獣の捕獲支援策についてということでお尋ねします。

ご存じのように本件に関するテーマは、以前にも一般質問で議論していろいろな可能な範囲で対応を願ってきておりますが、農業従事者にとりましては、厳しいこの季節環境の中で、時間をかけて汗水を流して育て上げた農作物を収穫前に一瞬のうちに食い荒らされ、そして、被害を及ぼされるというような、こういうような有害鳥獣への対策について、引き続き重要な課題として考えております。

そして、農業者におかれましても最近はまだ悲鳴を上げておられます。これまでこの件に関しましては、国あるいは自治体としても様々な形での支援、具体的には被害防止策としまして、電気柵の補助、あるいは捕獲わなの補助等を一応いろいろと実施されてきております。それなりに効果は出ているというふうに考えておりますが、そうはいえどもやはり日常のイノシシの対策に農業をされておられる方は非常に苦慮されておられます。もう皆さんからいろいろなことを聞いております。

そういう意味で、今回はその被害の状況も踏まえまして、農業者の状況把握とその支援に向けて、今回はイノシシの捕獲関連ということに焦点を絞って質問させていただきます。

まず、質問の項目1です。農作物や農地に多大の被害をもたらすイノシシの捕獲に関する国の支援策と町の支援策についてということでお尋ねしたいと思っております。

まず初めに、まず第1、国が実施している鳥獣被害防止総合対策交付金というのがございますが、これについて、イノシシの捕獲に対する支援金の内容についてお尋ねいたします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

イノシシの捕獲に対する国の支援でございますが、市町村が作成する鳥獣被害防止計画に基づく農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等に対して鳥獣被害防止総合対策交付金を河

南町鳥獣被害対策協議会に交付されております。

交付金の内容でございますが、イノシシの捕獲及び埋設をした場合の経費の支援といたしまして、成獣1頭で7千円、幼獣1頭で1千円が交付されております。

なお、河南町鳥獣被害対策協議会においては、この交付金を活用し、捕獲隊や捕獲補助隊が捕獲した頭数に応じて国の交付金と同額を交付しております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

今お聞きしました国が補助金として、成獣1頭当たり7千円、幼獣1頭当たり1千円という支援金が出されております。これは具体的に2年前から河南町も実施されてこられまして、農業者からは非常に助かっているという話を聞いておりますので、これは引き続き国からはしっかりと支援させていただきたいなということをあえてまたお願いしておきます。

それから、その次でございますけれども、この国の支援とは別に、それでは具体的に町独自としてイノシシの捕獲に対して支援している内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の捕獲に対する支援でございますが、有害鳥獣の捕獲活動をしていただいている大阪府猟友会富田林支部に対し、捕獲活動に係る経費で狩猟者登録に係る費用やハンター保険、燃料、弾代などを経費として、令和5年度決算で50万円を、河南町鳥獣被害対策協議会に対しては、わな猟免許の取得・更新費用や箱わな賠償責任保険、おりの購入などの費用といたしまして36万7千円を助成しております。

そのほか、捕獲に関する支援以外に、防護に対する支援といたしまして、有害鳥獣による農作物の被害を未然に防止し、農業経営の安定を図ることを目的に、農業者に対し電気柵など資機材を購入する費用の2分の1を補助する事業を行っております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

町としてもそれなりに、トータル50万円プラス36万円ということで86万円、年間補助されているということを今お聞きしました。ありがとうございます。引き続き温かい支援を継続お願いしたいと思います。

次に、今度2番目の項目でございますけれども、それでは直近この2年間にイノシシの捕獲支援の実績としまして、具体的に捕獲した頭数、何頭ぐらいがいるのかということと、それに関わって、これ先ほどの国の補助でございますけれども、国の補助は幾ら実施されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

イノシシの捕獲数でございますが、令和4年度は、成獣76頭、幼獣4頭の計80頭、令和5年度につきましては、成獣35頭、幼児8頭の計43頭となっております。

河南町鳥獣被害対策協議会から交付された金額は、令和4年度は、成獣53万2千円、幼獣4千円の計53万6千円、令和5年度では、成獣24万5千円、幼獣8千円の計25万3千円となっております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

詳細な金額、それから頭数、ありがとうございます。

具体的にこれ令和4年は80頭ということで特別に結構多かったなということで、ところが先ほどお聞きしました令和5年はちょっと減っていますよね、これは43頭ということで、この理由はよく分かりませんが、やはり初年度は、2年前はこの交付が初めて実施されたということもあって対応もしっかりされたのかなと、その次の2年目は43頭ということで、半分ぐらいに減っているんですけども、これからも引き続きやっぱり支援をしていただければ、もう少ししっかりと捕獲強化につながっていくかなと思いますので、是非またよろしくお聞きしたいと思います。

続きまして、その次の3番目の項目でございます。

イノシシの捕獲強化に向けて、国の支援策、先ほどお聞きしました以外に、大阪府とかこの河南町において追加的な支援をお願いしたいなということについて、お尋ねしたいと思います。

ご存じのように、イノシシの捕獲強化に向けましては、国の交付金以外に捕獲強化奨励事業や捕獲促進事業として報償金を出しているほかの自治体もございます。具体的に金額をちょっと申し上げますと、これ具体的には栃木県鹿沼市というところなんですけれども、ここはこの国の同じような補助とは別に、成獣、幼獣区別なく1頭当たり県が3千円追加で補助している。そして、市がさらに補助して5千円補助していると、このような捕獲補助にしっかり取り組んでいる自治体もございますので、この大阪府におきましても特にこの山間部、東南部の山間部、河内長野はじめ富田林市、それから千早赤阪村、太子町、それから河南町、この辺りが非常にイノシシが増えているというふうに聞いていますので、この辺のところにつきまして、国の補助金以外にも、できれば私としては、皆さん、農業者からは言っておられるんですけれども、もう少しやっぱり上げてほしいよなど、特に幼獣については1頭1千円ということで、頑張ってやってお金頂いているんですけれどもなかなかこれ1千円もらうためにいろんな手続に、結構写真撮ったりいろんな手続要るんですよ。もうそんな手続は1千円だけのためにするのも大変やから、ちょっともう今回はもうやめとくわというような話も私何回も聞いていますので、この辺のところをせっかくイノシシ捕獲して農業をしっかり守っていかうとされている皆さんに対して、もう少しちょっとインセンティブを与えてあげて、捕獲をすることの努力をしていただいている皆さんへの報いとして、例えば私は1頭当たり成獣3千円ぐらい、それから幼獣2千円ぐらいの追加的な補助を大阪府あるいは河南町で、両方で結構ですけれども追加支援していただければと思うんですが、この辺について意見お聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

有害鳥獣の対策につきましては、個体群管理の捕獲、侵入防止対策としての防止、それと生息環境管理の環境など、これら幅広い対策が必要であるということを考えてございます。引き続き、国、大阪府に対しまして、鳥獣被害防止総合対策交付金の増額をはじめ、有害鳥獣の対策に対する支援策の拡充などにつきまして要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

今、安井部長のほうから、一応皆さんの状況をお聞きした上で、やっぱりしっかりとした対応をしていかないといけないなということを感じておられたと思いますので、大阪府にも国にも要望するということを今お聞きしました。これは是非前向きな意見と思って非常に期待をしております。仮に大阪府がもうちょっとしんどいんだと言った場合でも、やっぱり河南町独自でしっかり対応していただけるということも、あえて私は重ねて要望してこのテーマを終わります。

その次ですけれども、4番目、イノシシの捕獲は今のところ補助も出ていろいろとやっていますけれども、実はイノシシは捕獲の後の処理が大変なんですね。捕獲した後、大きなイノシシであれば物すごく危険ですし、やはり最終的には、残念ですけれども殺処理という形で対応しているわけですね。その殺処理をするにつきましては、農業者だけではそのわなを作って捕獲した人がなかなか簡単に後処理できませんということも踏まえまして、猟友会との協力関係ということについて、お尋ねしたいと思います。

イノシシ捕獲の処理は、特に成獣の場合は猟友会の関係者の協力がないとやはり処理はできませんというようなこともありまして、具体的に、今後の猟友会関係者との協力関係について、いろいろとこれから課題もあると思いますけれどもお尋ねします。

まず、1つ目、本町における猟友会のいわゆる捕獲隊と言われているんですけれども、捕獲隊の加入者数の人数等についてお聞きします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の有害鳥獣であるイノシシの捕獲隊は、5人となっております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

分かりました。

5人ということで、私はもう少し大勢おられるのかなと思っていましたけれども、5人ということでちょっと驚きました。この5人で今いろいろと協力していただいています。

そこで今後、将来、本町の猟友会の加入者の減少と、例えば今お聞きしますとやっぱり猟友会のこの5人の方も結構もう年を召されています。やっぱり高齢者になっていますよね。そういうことを考えますと、今後このイノシシの捕獲後の処理について、猟友会の関係者の協力が困難になるということも想定されますので、今後の対応策についてお尋ねします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の鳥獣被害対策を行っていく上で、大阪府猟友会の協力、連携は必要で重要であると考えてございます。

しかしながら、メンバーの高齢化や会員の減少など、今後、避けては通れない課題があると認識でございます。町としましては、今後の対応策等について調査研究をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

是非やはりこの今後の対策ということで、あまりもう時間もないと思いますので、できるだけ速やかに何らかの対策を取っていただくように、よろしく願いしておきます。こういうことで、このテーマはこれで終わることにします。

続きまして、質問事項第2番目に移ります。

地域農業の将来の在り方といたしまして、地域計画についてということで、今、国のほうでも積極的に進めることになっていきますけれども、そこで、まず1つ目の質問項目です。

国が推進しています地域農業の将来の在り方を検討するための地域計画ということについてですけれども、これは高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少、あるいは後継者問題、耕作放棄地の拡大等のいろいろな課題が出てきておりますが、これに取り組むべく従来のこれもう農林省でも人・農地プランというのを計画して今までやってきているというふう聞いていますけれども、この人・農地プランをさらに法定化して、地域での話し合いにより

将来の農地利用の姿を整理する地域計画を国が進めているというふうに聞いていますけれども、その内容はどんなものかお聞かせいただけませんか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和5年4月1日付で、農業経営基盤強化促進法の一部改正が施行されました。その中で、市町村は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画を定めることが義務づけられました。

地域計画は、農業者や関係機関等が目指すべき地域農業の将来像について話し合い、その実現に向けてあるべき農地利用の姿を明確化した計画図で、概ね10年後を見据え、将来像の実現に向けた取組を計画として取りまとめ、農地利用の姿を目標地図として表示するものがございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、安井部長から、一応この国の計画についての概要をお聞きしました。

確かにやはり国としても、今後この農業をどういうふうにしていくかというのは非常に頭の痛いところだということで、私もいろんな方から聞いていますけれども、やはりまず国としましても、自給自足の農業もしっかりやっていかないけないという状況の中で、この辺のところ各それぞれの地方においてもこの農業の後継者問題が非常に大きくなっていますし、そういうことを踏まえまして、今一応こういう形で10年を1つの計画タームとしてやるんだということでお聞きしました。

これにつきましては、私も今後いろいろと期待しているところでありますので、行政におきましてもしっかりと関係者とも詰め合わせいただきまして、特に河南町の農業をしっかりともたまた引き続いて発展できるような形にまとめ上げていただければと思います。よろしくお願いいたしておきます。

次に、この本町ので地域計画ということについての取組方針等についてお聞きしたいと思うんですけども、地域計画の策定に当たりまして、どのような形で関係者の意見集約とか取りまとめを行っていかれるのか、お尋ねします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和5年度に実施いたしました農業者に対し行いましたアンケート調査や、今年度を実施いたしました担い手に対するアンケートの結果を基に、農業者や関係機関と意見交換や協議を行い、概ね10年先の農地利用の姿を集約取りまとめしていき作成していくこととしてございます。

なお、地域計画策定に当たっては、地形等を考慮いたしまして、本町7つの地区に分けて策定する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

10年をめどにある程度まとめていくということをお聞きしました。

そして、河南町としましては、旧村の関係で例えば7地域ということで、南のほうから始まって石川地区まで基本的にはそれぞれ7つの地域に大体分かれていると思いますけれども、この辺のところをそれぞれの違った対応が出てくると思いますけれどもしっかりと取りまとめていただいて、やはり耕作放棄地がどんどん増えていくことのないようなまとめ方に是非していただきたいと思いますので、重ねてお願いしておきます。

その次、この地域農業の在り方について、最後の質問になりますけれども、では、この地域計画を進めていく中で、例えば今最近では、南側の北側のほうが行われたような圃場整備というのが非常に有効だと思いますけれども、特に寛弘寺地区でも立派な圃場整備が進んでいますので、これはやはり是非一つの対応だと思いますけれども、将来の農業を考えた場合、新たな担い手として企業を誘致することも考えられると思います。そのためには基盤整備が効果的だというふうに私は考えておりますけれども、地域計画を進めていく中で、圃場整備につなげていくことは可能なのか、改めてお考えをお聞かせください。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

地域の実情を踏まえて話し合いを進める中で、一定の区域のまとまりとなりまして、区域内全員の合意形成が図れ、かつ農地の集積・集約による事業効果を見込むことができれば、圃場整備の検討ができるものではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

よく分かりました。やっぱり圃場整備も非常に重要な一つの手法だというふうに私も考えていますし、行政の皆さんも考えていってもらっているということで、これは是非まとまるような形で取りまとめていただけるよう要望しておきたいと思います。

2事項目はこれで終わらせていただきまして、次に、3番目の最後の事項でございますけれども、健全な学習、学校教育への取組についてというテーマでございます。

これ今、何を上げたかといいますと、国全体の少子化が進んでいっている中で、これからの日本を担っていく大切な子供たちです。大切な小学生、中学生ですよね。この子供たちの夢と希望に満ちた未来に飛躍していく子供たちの健全な成長を願い、そのために健全な学校教育への取組ということについて、最近特にいろいろと新聞報道等でもクローズアップされていますけれども、学校でのいじめ、それから不登校、これが非常に大きな課題になってきています。

国の方針もこのことは十分認識されていまして、いろいろと各自治体に対して適切な対応を講じてもらうようにいろいろと法律も定めてやっておられますけれども、これに関して、本町でのいじめと不登校の実情及びその対応策についてお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目、本町の学校でのいじめの実情と解決策への取組ということでございます。まずその1つ、本町におけます小学校・中学校での直近の2年間のいじめの実情、具体的にはその件数と主なそのような内容について、事例ですかね、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町におけるいじめの認知件数については、小学校では、令和4年度92件、令和5年度100件、中学校では、令和4年度6件、令和5年度30件となっております。

いじめの対応につきましては、小中学校とも、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、

嫌なことを言われる。」、それと「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」が主なものとなっております。

以上となります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

残念ですけれども、この本町でも小学校、中学校でもいじめがあるということは、私は前から聞いていますけれども、やはりいまだもってこのいじめがなくならないと、本当に残念でならないんですよ。先ほど言いましたようにもう本当子供は宝ですよ。少子化が進んでいる中で、このような子供たちをいじめということによって最悪は命までなくすというような事例も出ている状況の中で、まず、今お聞きしました小学校では、令和4年が92件、令和5年が100件と増えていますね。残念ですね。その次、中学校、これは令和4年は6件、そして令和5年30件と物すごく増えていますね。

こういうことをやっぱり私たちがもっともっと、本当に私たち自身も真剣に考えていかなきゃいけないという事例だと思っていますので、この辺について、その次の2番目でお尋ねしますけれども、この直近2年間のいじめの事例に関しまして、河南町いじめ問題対策連絡協議会とか対応委員会等というのがありますけれども、ここで協議されたり、あるいは審議された事案というのはあるんですか。もしあれば対応策についてお聞きしたい。よろしくお願いします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

河南町いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関し必要な事項を協議する組織で、町民生委員児童委員、町人権擁護委員、富田林子ども家庭センター職員、大阪法務局職員、富田林警察職員等とで構成しております。

町における近年のいじめ認知件数の推移や各団体のいじめ防止対策についての情報交換等のため、年1回開催することとしております。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染症の拡大のため開催を見送りましたが、令和5年度は開催をいたしました。

また、河南町いじめ問題対応委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態が生じた際には、事実関係の

調査及び審議に関することを主な役割とした組織です。弁護士、大学教授、臨床心理士等で構成しております。本町においては、これまでこうした重大事態の発生はなく、同委員会の開催はありません。

いじめの対応策については、本町は「いじめは絶対に許されない」という基本理念の下、平成30年度にいじめ防止基本方針を策定しております。それを基に各学校においてもいじめ防止基本方針を定め、児童生徒の状況把握に努めるとともに、いじめの認知の際、機動的に対応するため校内に校長をトップとする教職員で組織するいじめ不登校対策委員会を設け、いじめの早期発見・早期解決に取り組んでおります。

さらに、今年度よりスクールロイヤー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を交えた学校園支援チームを設置しまして、いじめ問題や不登校児童生徒への対応等により一層取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

谷部長、ありがとうございます。

基本的には本町もしっかり取り組むということで、いろいろな組織を使ってやってもらっています。そして、本町ではいじめは絶対に許されないというような基本理念の下に、平成30年度にいじめ防止基本方針を策定されましたけれども、先ほど言いましたように、依然としてあります。

だから、組織はつくるのはいいんですけれども、やはり組織をつくった以上、具体的に過去のいじめをしっかりと分析していただいて、それは今後はなくすというような形で、できたら私はまた要望ですけれども、例えばいじめは前年度よりも何%減るとかそのような気持ちで、増えていっているんじゃなくて減らすことにしっかりと、本当はいじめゼロ目標というようなものも教育委員会で作ってもらいたいような気持ちがあります。その辺のところをしっかりと対応していただけるように、これはあえて要望しておきます。

その次に、3番目です。このいじめの非常に大事なポイントなんですけれども、いじめの重大事態というのがあるわけですね。これは文科省も重大事態とは何だという定義をつくっていますけれども、心身に影響が出るようないじめがあったり、それがあえて最終的には命を落とすというようなこともよくテレビとか新聞報道で出ています。本当に悲しいことです

よね。

こういうことを踏まえまして、河南町におきましては、いじめはあるんだけどもこのような重大な事態と認識するような事例があるのかなのか、これをしっかりとお答えしていただきたいと思います。

ごめんなさい、それともしあるんだったら対処とそれから対処方法といろんな解決についてお尋ねします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

いじめ防止対策推進法において、重大事態とは、①、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき、②としまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められると定めております。

本町におきましては、いずれの場合においても重大事態と認識するような事例はありませんが、もし発生した場合の対応については、河南町いじめ防止基本方針に定めております。

具体的には、重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に事態発生について報告を行います。報告を受けた町長は、総合教育会議を開催しまして重大事態の対応方針について協議を行います。その対応方針に基づき、教育委員会は、その事案の調査を行う主体を学校か教育委員会のどちらかにするかを判断いたします。主体となった学校または教育委員会は調査を実施し、重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り明確にいたします。その過程において関係児童生徒に対する指導、支援を行います。

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係についても説明をいたします。調査結果は、速やかに町長に報告し、町長は、総合教育会議をまた開催いたしまして、重大事態に対する学校や教育委員会の対応の検証及び今後の再発防止の検討・立案をご協議いたします。

調査結果の報告を受けた町長は、重大事態への対処等のための必要があると認めたときは、対応委員会とは別に、心理、福祉に関する専門的な知識を有する第三者等で組織する河南町いじめ問題再調査委員会において再調査を行いまして、その結果を町議会に報告いたします。さらに町長及び教育委員会は、調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事

態の発生防止のために必要な措置を講じてまいります。このような一連の対応を速やかに実施することといたしております。

以上となります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

谷部長、ありがとうございます。

今お聞きしましたように、この重大事態は幸いにも河南町においては発生していないということで一安心、ほっとしております。でも、やはり中学校で年間30件も起きているということもありますので、これは引き続き、もう重大事態に至らないようにやはり各関係者の皆さんでしっかりと子供のケアをしていただきまして、こういうことが、重大事態が発生しないように是非まとめていただきたいと思います。

やはりこの重大事態によって子供が命を亡くすということは絶対にあってはなりませんので、そこは皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。その要望をもって、このいじめについての質問を終わります。

その次に、最後になりますが、今度は不登校生というテーマでございます。

不登校生の現状とその解決策への取組ということでお尋ねしたいと思いますが、まず、これ文科省は令和4年度に発表した数字があるんですけども、全国の国公立の小中学校の不登校というのは29万9千件だというふうに言っています。この数字、具体的に多いのか少ないのかというところはあれですけども、やはり29万9千件もあるということで、これ具体的には河南町でどれぐらいあるんかということこれからお聞きしますけれども、そこで、全国的にこの不登校、特にコロナの発症の時期があってから不登校が増えているというふうに聞いていますし、この不登校の原因がいじめが原因だということもあるかもしれませんので、その辺についてちょっとお尋ねするところですけども、まず、この直近3年間の不登校の児童生徒の欠席日数とその主な理由について、お聞かせください。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

本町における不登校児童生徒の欠席ですけども、年度別の人数でいきますと、小学校では、令和4年度13人、令和5年度8人、中学校では、令和4年度6人、令和5年度8人とな

っております。

不登校の理由につきましては、欠席日数の長さによって傾向があるものではなく、不登校児童生徒それぞれに抱えている事情が異なり、友人関係、あるいは成績不振、家族の関わり方など多岐にわたり、かつ複合的なものとなっております。

以上となります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

やはりこれも本当はなければいいんですけども、どうしてもやはり発生はしていますね。河南町においても、令和4年度で、小学校で13人、中学校で6人、令和5年度で、小学校で8人、それから中学校で8人ということになっていますね。これはだから1年間で30日以上欠席をされた児童生徒の数だということなんですけれども、この人数が多いか少ないかというのはちょっとまたこれから分析しなきゃいけませんけれども、令和5年度は13人から8人に5人減ったということで、少し改善されているというところは見受けられますけれども、中学生が逆に6人から8人ということで、まだ10人にも至っていませんので、両方、令和5年度では8人、8人ということで、10人未満ということになっていますけれども、引き続きこの辺のところをしっかりと、子供の欠席の理由もしっかりと分析してあげてケアをしてあげていただければと思います。

では、その次ですけれども、2つ目の再質問、本町での不登校児童生徒へのケア、それから対応策等について、この実情について、それと課題はどんなものがあるのかということについてお尋ねします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

不登校の児童生徒への対応としましては、令和元年10月25日付、文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）におきまして、支援の視点として、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指すことが必要であり、児童生徒によっては、不登校の時期や休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的

自立へのリスクが存在することも留意することとされております。

このような観点から、本町では、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、児童生徒や保護者などと連携を取りながら個に応じた支援を行っております。

また、不登校児童生徒の入級の受入れ、学習支援や社会自立に向けた支援を行う教育支援センターについて、開設時間を拡充するとともに、学校に支援員を派遣し、校内での居場所づくりを行う出張型教育支援センターにも取り組んでおります。

さらに、不登校児童等に対しては、GIGAスクール構想による1人1台端末を用いまして、個別対応として一部授業のライブ配信を行うとともに、今年度から先ほどのいじめへの対応と同様、スクールロイヤー、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を交えた学校支援のチームを設置いたしまして、不登校児童生徒への対応を行っております。

ただ、こうした対応を図るに当たっては、それぞれの事案の要因、背景の見立てなどを丁寧に把握することに努めるとともに、何より不登校となっている児童生徒に寄り添い、一人一人に応じて適切な支援を可能な限り早期に行うことが重要であると認識しております。

また、民間施設やNPOにおいても不登校児童生徒の居場所づくりなど様々な取組が広がっていることから、今後は必要に応じてフリースクール等との情報交換や連携を深めることが課題であるというふうに考えております。

以上となります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

今お聞きしまして、非常にやはりこの30日以上休んでいる方の不登校の生徒に対するケア、個々に、個人個人にやっぱりしっかりと根づいた対応をするんだという方針の下で、いろいろと対応していただいているということはよく分かりました。

これに基づきまして、先ほど言いました8人、8人の生徒が、さらに来年度にはもうちょっと減っていくということを私は願っておるところでございますけれども、引き続きいろいろなスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、あるいは居場所づくりとして行っている出張型の教育支援センター、これを十分に活用していただきまして一人一人その

子供たちがしっかりと立ち直れるといいますか、また大きくなっていくについて、こういう不登校もなくなっていくということをしっかりと対応していただきたいなと思っておりますので、重ねてよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこでテーマに移りますが、最後の質問ということで、先ほど言ひました不登校という定義は、30日欠席というのが定義ですね。では30日についてないけれども、20日休んでいるとか25日休んでいるとか、そういう子供もいると思ひます。そういう子供たちに対するケアというのはどのようにされているのかという観点から、具体的に30日未満の欠席されている児童生徒の状況、それから対応策についてお聞ひしたい。よろしくお願ひします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

不登校傾向による欠席が30日未満の児童生徒についてのお尋ねですが、この2年間で数人いる状況にあります。

欠席日数が30日に満たない児童生徒につきましても、30日以上の場合と同様にその要因や背景等、一人一人の状況を丁寧に把握し、担任が家庭と連絡を取り合うなどの対応を行っております。今後も不登校傾向にある児童生徒それぞれの状況に寄り添い、個に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（中川 博）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。

やはりこの30日未満の欠席者は、今後30日の長期欠席になる可能性もあるし、また、そうじゃなくてももう少し元気になってくれるということもあるでしょうし、いずれにしても、やはりしっかりとこの長期、20日あるいは10日いろいろ関わらず休んでおられる子供に対しましては、それなりにしっかりと対応をやっていただくということで、私、最後になりましたけれども、あえてよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

本件で、私の一般質問を終わらせていただきますけれども、最後に、私ごとで恐縮なんですけれども、実は私、個人的な理由、健康上の問題もありまして、この10月2日の議会の議員の任期をもって、私は河南町議会議員として退任させていただくことを決めさせて

いただきました。これまでいろいろと4年間ではありましたが、理事者の皆さんからいろいろと意見をお聞きして非常に勉強にもなりましたし、いろいろと議論をさせていただきました。ありがとうございました。

そしてまた、議員の皆さんにも、私、新人として4年間至らないところありましたがいろいろとご指導もいただきまして、議員の皆さんともしっかりと議論もさせていただきました。本当にありがとうございました。どうもありがとうございました。これでもって終わらせていただきます。

○議長（中川 博）

松本議員の質問が終わりました。

次に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○4番（大門晶子）

議席番号4番、大門晶子です。通告に従いまして一般質問を行います。

1 事項目の質問は、消滅可能性自治体についてお伺いいたします。

民間有識者らでつくる人口戦略会議が本年4月に公表した報告書では、大阪府内の自治体の3割近くの12市町村が消滅可能性自治体に挙げられています。報告書は、出産の中心世代である20歳から39歳の若年女性人口について、2020年から50年の減少率を推計、減少率が50%以上の自治体を最終的には消滅する可能性が高いとしているのでありますが、全国では744市町村が消滅可能性自治体で、大阪府内では河南町を含む12自治体が該当しています。

本町は、2020年総人口1万5,697人、20歳から39歳女性1,483人に対して、2050年総人口9,989人、20歳から39歳女性691人が減少するとし、若年女性人口の人口変化率はマイナス53.4%と推計されています。結果、大分類では消滅可能性、中分類では自然減は中、社会減は大となっており、本町が持続可能なまちを目指すには、消滅可能性自治体からの脱却を目指す方法等を模索しないといけないと思うのであります。

ただ令和6年度の森田町長の所信表明では、若年女性人口の減少率が改善されたと述べられていますので、その理由として、本町は子育て、教育のまちを目指してもろもろの支援が行われていることから、効果が上がっていると判断すればいいのでしょうか。本町の施策が出生率や暮らしやすさにつながっているなら、その根拠をお示しいただき、町としての評価をお聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

2014年に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表いたしましたレポートでは、特に若年女性人口の減少によって、将来的な地方の消滅可能性が指摘され、本町も消滅可能性自治体とされました。

本町では、これまで人口定着への取組といたしまして、Uターンや転出抑制を目的に三世帯同居・近居支援事業を実施しております。また、教育・子育て世代への経済的支援策といたしまして、第2子以降の保育料無償化事業、学校給食費無償化事業、乳幼児給食費の副食費助成などを行っております。そのほか、安心して子育てができるよう18歳以下の子ども医療費助成、19歳から22歳までの医療費助成のかなん医療・U-22なども行っております。

令和5年度からは、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円を給付する国の事業に加えまして、町独自の取組といたしまして、出産時に5万円を支給する育児・子育て応援事業や不育症治療費助成など様々な子育て施策に取り組んでおります。

本年4月24日に人口戦略会議が公表したレポートでは、依然、消滅可能性自治体には変わりはありませんが、前回との比較において、若年女性人口の減少率が改善とされており、これらの取組が一定、功を奏しているものと考えております。

さらに令和6年度では、育児・子ども手当給付事業といたしまして、1歳児に5万円を支給するなど、今後も子育て世代が住みたくなるまちづくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁ありがとうございます。

若年女性人口の減少率が改善されているとの報告がありました。いろいろな施策を講じてくださっているのので、功を奏しているようでありますので、さらにご努力いただきますようお願いしておきます。

では、次の項目、持続可能なまちづくりについての見通しをお伺いいたします。

本町は、人口が減少する時代にあっても、住みよいかなん、みんなが輝くまちづくりを目指しているのですが、魅力的なまちづくりは社会増につながると期待しているところではあります。マスコミ報道ではいろいろな手だてを打ったとしても若年女性が減る予想

に変わりはないとして、気を引き締める自治体の様子が報じられています。

では、本町では社会増につながるためにも、さらに継続してこれらの事業に取り組んでいくべきだとは思いますが、限られた財源の中で新たな課題もあり、人口減で税収が減ると対策も打てなくなるのではないかと一抹の不安を感じます。

一般論として、人口減少、少子高齢化は自治体を窮乏させ、行政サービス、地域経済にも影響を及ぼすと言われているのでありますが、本町でもバス問題をはじめ、今は人口減少の局面を迎えていないとしても、少子高齢化などの進行などを背景とした地域課題が顕在していくことが懸念されています。

今後も若い世代の定住施策や子育て支援を続けていくにも、本町の財政状況に及ぼす影響も気がかりで、このままの状況で持続可能なまちづくりであり続けるまちには、まちは行政サービスと行財政改革を推進するまちを打ち出されていますので、今後、何らかの動きがあるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町では、これまで教育・子育ては河南町でを合い言葉に様々な施策に取り組んでまいりました。小学校統合をはじめとした保育・教育環境の整備、先ほどご答弁させていただきました各種子育て世帯への支援策など多くの財政支出を行ってまいりました。

今後もこれら教育・子育て施策への予算を確保するため、令和4年度から令和6年度まで教育・子育て基金へ積立てを行っており、この基金を活用し、事業を継続したいと考えております。

しかし、金剛バスの廃止に伴う地域公共交通問題や町中心地区の再編整備など、今後、財政運営はかなり厳しい状況となることが見込まれるため、中長期的な観点からの財政状況を踏まえた行財政改革に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

間もなく1時間経過しますが、本日、先ほど申し上げましたように、大阪880万人訓練ございますので、大門議員の質疑はそのまま続けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今のご答弁では、中長期的な視点からの財政状況を踏まえた行財政改革に取り組む必要性をお示しく下さいました。

では、生産年齢人口が減れば地方税が減少し、高齢者人口が増えれば福祉医療費が増加するという考え方は、これは人口が基準であり、財政状態は基準となっていないので、消滅可能性と財政状況の捉え方の中で、何らかの動きがあるのか知りたかったのであります。

町長は2期目の所信表明で、住みたいかなん、みんなが輝くまちづくりの実現に向け、鋭意総合性を発揮しつつ、まちづくりに取り組んでいくと述べられています。ただ、本町の労働者人口は間違いなく減少し、将来世代に対する現世代の責務はどうするかという視点で捉えたとき、その先にある未来は決して楽観的なものではなく、それぞれが我慢を強いられる作業も伴う場合もあり得ると想像するのであります。

そこで、まちの魅力、創造のまちを実現する手法として、国道309号線沿いで土地利用の転換を検討し、新たな産業の立地誘導を図るなどの手法で税収を増やせないのか、このような新たな産業育成の見通しをお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

国道309号河南赤阪バイパス周辺は、市街化調整区域であり優良な農地が広がっておりますが、本町では既に市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定しております。

その基準では、幹線道路沿道地域として事業者から具体的な提案があれば、農振法や農地法の規制はありますが、近隣商業地域または準工業地域の用途制限に準ずる用途に土地利用の転換を図ることは可能となっております。

また、本町のまちづくり計画や都市計画マスタープランにおいても、産業交流拠点として位置づけられている地域であり、そのポテンシャルを生かし地域経済の活性化につながる商業・工業施設の集積、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

農地法や農振法の規制はあるようではありますが、コロナ危機の非常時から脱して、そろそ

る人の移動も平時に戻っているなら、財政の持続可能性を維持するために、増税への具体的な動きとして新たな産業育成等についても検討は進めてほしいと思います。

遊休農地や農業の担い手不足に直面しているのであれば、他の手法も取り入れるべきで、ある日突然、財政状況が芳しくなるわけでもなく、地道な努力をすることによって回避できるのなら財政健全化に固執するだけではなく、何らかの形で本町の魅力を発信し、にぎわいの創出を図っていただきたいのでありますが、これについては、大阪府で行政改革や都市魅力創造局で都市の魅力を生み出すのに牽引されてきた江島副町長のお力をお借りして、本町の南の玄関口にふさわしい空間づくりができないのかと思うのでありますが、副町長のお考えをお伺いしておきます。

○議長（中川 博）

江島副町長。

○副町長（江島芳孝）

人口戦略会議で本町が消滅可能性自治体として指摘されている中、健全な財政運営を維持しつつ、人口の定着を図る取組を進めることは非常に重要であると認識しております。

そのため、本町の持つポテンシャルを生かした魅力発信、そして、にぎわいづくりを図る観点から、幅広い企業誘致の可能性を有している国道309号沿道が、本町の南の玄関口としてふさわしい空間づくりとなるよう、今後ともしっかりと引き続き検討してまいります。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今後も引き続き検討していただけるということですので、よろしく願いしておきたいと思います。

続いて、次の項目に移ります。

一般国道309号は、大阪市内から南河内地域及び奈良県南部地域を結ぶ幹線道路で、河南町、千早赤阪村に至る河南赤阪バイパスは、神山南交差点から石塚交差点まで延伸したところに、江島副町長が河南町で副町長として就任され、府とのパイプ役としてお力を注いでいただいたおかげもあり道路整備が進み、その後、石塚交差点から金山古墳交差点供用開始となり南の玄関口となりました。

私は、この道路に自動運転バスを通すことができれば、地域活性化のために必要なバイパス道路としての利便性が高まり、さらに沿線開発が進めばまちが活気づくだらうと夢見て

います。

私たちが住む中地区の人たちは、この事業に対して非常に協力的で、当時から沿線道路付近が活性化することを望み、土地を提供してくださったと理解しているのですが、そのおかげでこの道路は歩車分離による交通安全機能も確保された道路整備が行われました。

この沿線の地域資源には、人と自然、歴史と共生するまちとして、南河内の歴史発祥地でもある金山古墳があり、この古墳は頂まで登ることができ、古墳のあるまちとしても文化体験が可能でありますし、秋祭りなどでにぎわう近隣市町村との交流連携や、京奈和道にもつながる物流交流化の支援として、緊急輸送ネットワークが図れるなどの利便性にも寄与する道路形態となっています。

この地の利を生かして、地域防災計画の緊急交通道路としても機能するこの道路に、川西駅から千早赤阪村に向けて新たな交通網を築き、自動運転のバスを通すことで河南町を発展できないか、この沿線に企業誘致などの計画をすれば、税収も人の交流も増えるに違いないと考えていますので、持続可能なまちづくりの手法としてお考えいただきたいのでありますが、これについてもご見解をお伺いいたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町唯一の4車線の幹線道路であります国道309号沿道では、本町域においてはスーパーセンターオークワや道の駅かなんが立地しております。また、富田林市域に目を移しますと、クロスモール富田林やスーパートライアルなど多くの商業施設が進出してきております。

昨年12月の金剛バスの廃業を受けて、本町内のバス交通について近隣4市町村で住民の移動手段の確保に努めているところではあります。交通インフラについては、国において示されたライドシェアや自動運転など様々な手法がある中で、大阪府においては、新モビリティ導入検討協議会を立ち上げ、南河内地域で自動運転バスの実証運行がされる予定であり、本町といたしましても期待しているところでございます。

交通や道路などのインフラと企業誘致を組合せができれば、地域経済の活性化につながるものと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁ありがとうございます。

平成19年の頃は、元武田町長が高速道路をという考えも持っておられましたので、議会でも道路問題でいろいろと議論されていたのでありますが、会議録を検索してみますと、道路は人間にとって血管のようなものに例えられるというような部長答弁があり、南河内の道路は潜在する地域資源を生かし切れていないのが実情だ、南河内の未来を語るには、真に必要な道路網の整備が必要で不可欠という趣旨の答弁がなされています。

地域の発展はもとより防災や環境、さらには住民の福祉の観点から、昭和45年に都市計画を決定された大阪千早線をはじめ、4路線について町域の土地利用計画の動向を踏まえつつ、道路整備促進に努めてきた経緯があり、その結果、現在の道路環境が整ったのであれば、財政的な制約ももちろんあると思いますが、これからは地域資源を生かして河南町の未来を語れるようなまちづくりにも取り組んでいただきたいのでありますが、改めて町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

議員ご指摘のように、未来を語れるまちづくりに当たっては、道路ネットワークの整備が不可欠であると考えており、広域的な観点から大阪南部高速道路などの広域道路の整備促進を進めているところであります。

これらの道路ネットワークの構築と合わせ、人口の定着や企業誘致を進めるべく、道路の沿道において地区計画などを活用しつつ、まちの魅力向上に取り組む必要があります。

令和6年2月に都市計画決定を行った南部大阪都市計画山城バイパス沿道地区地区計画により約2.2haの企業誘致が実現したことや、本定例会において予算を計上し、予算・決算常任委員会でご可決いただいた町中心地区の再編整備などの取組を進めていきたいと考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

これからは河南町の未来を誇れるまちづくりを期待して、次の項目、選択と集中の課題についてお伺いいたします。

財政規律に見合った歳出の効率化について伺います。

少子高齢化と言われる時代背景の中で、税金に応じて財政状況を切り詰めて行政サービスを行うことになると、全体最適化を目指したとしても、将来的には今まで享受できたサービスを縮小せざるを得なくなる場合もあります。

財政の将来的な動向を視野に入れるなら、将来世代へのツケを先送りすることなく、過度に楽観するのではなく、真の弱者を特定した上で必要な手だてを効率的に給付するような体制等を構築することも必要だと考えています。

町長は、その手法として2町1村の未来協議会において課題への対応方策の検討や将来の在り方について議論を深めるとお考えのようですが、本町における課題解決ということでは、バス問題で路線の縮小をせざるを得なかったときは不満の声も聞こえてきたように、今後、住民サービスと財政の健全化、行財政改革を進める上では住民の合意をどのようにしていけるのか、ここは重要な視点となってくるとおられますので、消滅可能性自治体からの脱却に向けて、このあたりの住民との合意をどうされるのか、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

今回のこの質問の趣旨というのは、人口戦略会議が今年4月に公表いたしました消滅可能性都市というところで、本町もその中にも含まれておったと、こういうことで、前回よりも少しその数字は上ぶれになっているんですけども、依然としてそのような状況であります。その中で、今後どのような形で行財政運営を進めていくのかということが一つの課題かなというふうに思っています。

というのは歳出と収入の関係、当然収入をどういうふうにして維持する、増やすことをやっていくのか、そして、歳出をどのようにして効率的に進めていくのか、こういうところが視点かなというふうに思っています。

しかし、本町において、今、人口の減少とか、それから少子高齢化などの大きな課題がございます。それから、先ほどいろいろご指摘ございましたように、喫緊の問題として、バスの交通の問題、それから公共施設の再編の問題、再編した後の活用の問題、それから少子化に伴います子供が少ないということで、子育て・教育への支援の在り方、それから高齢者の

皆さんのセーフティーネットなど、こういうところに問題が山積しているというような状況でございます。

これらの課題に対応していくのにはどうするかというところで、やはり2町1村の協議会での議論というのも当然これ深めていく必要があると思いますが、本町におきましては、持続可能なまちづくりを進めるということが必要であると考えておりますので、そのためには、やはり行財政基盤をしっかりと整えるということが必要だというふうに考えております。

具体的な対応となりますと、やはり既存の事業の見直しとか廃止、それから受益者負担をどうしていくのかとか、こういうような点を踏まえて、収入もそうですけれども行財政改革、こういうようなものを進めていく必要がありますので、議会とか住民の皆さんに丁寧に説明しながら推進していきたい、進めていきたいとこのように考えています。

以上です。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

町長のお話から本町のいろいろな課題も見えてきたのですが、丁寧な説明をしていただけるということですので、住民の皆様方の理解が得られるようによろしく願いしておきたいと思えます。

では、次の事項に移ります。

これについては高田議員からも防災対策についての質問がありましたが、私は非常事態の備えについてと題して違う角度からお尋ねいたします。

8月8日16時43分頃に、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震の関連性について検討した結果、ふだんより数倍発生する確率が高くなっていることを受け、想定震源地域の自治体などでは防災対策を取るよう巨大地震注意が発表されました。

これを受け、大阪府は、防災・危機管理指令部を立ち上げ、情報収集や関係機関との連絡など今後の対応を協議され、近隣市町村でもその日のうちに地震の備えを再確認し、地震発生時にはすぐに避難できるよう準備を促す呼びかけが行われました。

自然災害は地震だけではなく、7月25日には山形県酒田市と遊佐町に警戒レベル5の大雨特別警報が、9日には神奈川県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生、12日には台風5号が上陸、線状降水帯が発生するなど、次から次へと命の危険に及ぼすニュースが相次い

でいます。

そこで、本年7月10日、11日に、全国地方議会サミット2024が早稲田大学で開催され、非常事態への備え、これからの議会をテーマにしたシンポジウムを受講いたしましたので、その学びの中から質問させていただきます。

このシンポジウムのパネラーは、甚大な被害をもたらした能登半島地震から、私たち議員が学ぶべき現場の実践、経験値について、災害対応に当たられた輪島市議会議員、珠洲市議会議員、能登町議会議員、2日目には熊本地震や東日本大震災を経験した自治体の首長のお話も伺うことができました。

その中で印象に残った言葉は、「地震の怖さは揺れではなく、僅か60秒で生命や長年築いてきた財産を失い、人生設計までも狂わせてしまう本当に怖い災害だ」という言葉であります。

昨年、気象状況の過度化は着実に進んでいて、昨今進んでいて、災害は想定を常に超える形で繰り返されるということ。平常時でも課題は多く、財源、人手、権限が足りない中で、災害の備えを進めなければならないが、事前の備えは猶予することなく促進が第一であること。他の課題としては、災害時頼みの綱の自助・共助は明らかに人手が足りない状況なので、混乱を招くのは不可避で、地域社会では自助・共助の力は低減していく状況が加速され、みんなが助け合うことが大事だとしても、少子高齢化で地域に人手がいない、このような備えがない状況で、非常時の対策が実行できるわけがないというふうに教わりました。

自治体の課題は、専門知識を持った人は決断できるが、実践できる人がいるかどうか、復興の鍵を握るということでありました。トップと一緒に災害対応ができる幹部職員がいるかどうか、災害対応に当たる職員はどれくらい知識を持っているのか、平時に確認しておく必要があるとの指摘や、綿密な防災計画をつくっていても想定外のことが起きるとろくばいしパニックになるというのであります。

備えの促進を第一にやらなければいけないとしても、あまりにも課題が多いと遅々として進まないということも理解はするのですが、現場で指揮する首長や議長の言葉は重みがあり、前回の一般質問の答弁では、防災計画はいまだ成案に至っていないということでありましたので、能登半島地震の被災状況も踏まえて、再度計画を練り直してほしいと思っています。お考えをお伺いいたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町の地域防災計画は平成31年3月に改定しておりますが、それ以後、河南町防災会議にかけた改正手続には至っておりませんが、事務局での修正手続は進めているところであります。

改定に当たっては、関係法令の改正や大規模災害の教訓等の反映など、修正を行った大阪府の地域防災計画との整合や、河南町の地理的な条件や気象・地質構造、社会的条件を考慮するとともに、ご指摘の能登半島地震の状況も踏まえ、最新の情報を取り入れつつ、できるだけ早期に策定したいと考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

答弁では、最新の情報を入れつつ早期に策定していただけるということですので、住民の安全・安心につながりますので、これはよろしく願いしておきたいと思えます。

引き続きお尋ねいたしますが、前回の答弁では、町及び防災関係機関は地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を基本としているということも伺ったのでありますが、大きな地震は必ず来るという意識を持って計画を練ってほしいのであります。

また、事業者及び町民はそれぞれ自助、共助の精神に基づいて、自ら災害への備えの充実に努めることが大切というご答弁もいただきましたが、能登の震災で自助、共助の課題が見えてきましたので、本町でも人口減少の問題もあり、自助、共助の備えはしているといっても災害時は機能しない、もしくは平時とは明らかに状況は変わるということも念頭に入れるべきだということについての指摘がありましたので、このことについても町としてはどうお考えか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

災害の被害を軽減するには、いわゆる自助、共助、公助のそれぞれの力を高めることが不可欠であるとともに、その円滑な連携を図る必要があると考えています。

そのため、町では、自助への取組の促進といたしまして、希望する世帯に対し、防災リュックを無償配布するとともに、先日の宮崎県日向灘沖地震後も追加配布を行いました。共助

につきましては、昨年度、旧小学校区の5地区の自主防災連絡協議会での意見交換会や自主防災組織や地区福祉委員会の方を対象に、被災地から講師を招き防災講習会を実施いたしました。

公助担う町といたしましても、能登半島地震への職員派遣の教訓として簡易トイレや常用トイレの凝固剤の備蓄を予定しているところであり、今後とも、こうした自助、共助、公助の強化を図り、連携を広げてまいりたいと思います。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

次に、防災訓練や復興の課題についてお伺いいたします。

平時に準備をしておかなければ、いざというときに慌てて事に当たっても何もできない、是正しておかなければ、このことが分かれ道になるという指摘は、現場にいた人だからこそその言葉で、頭の中で想定しているのと重みが違いました。

ほかにも形骸化している防災訓練は、いざというとき役に立たないとの指摘がありました。声をかけ合って避難所に向かうにも、道路が寸断され人々が孤立すれば違った対応を余儀なくされるというのであります。

能登半島地震から7か月が過ぎ、生活を取り戻していくため、家の再建、まちの再建に取り組む段階に今きているのでありますが、分譲マンションも増えてきた昨今、スピード感を持って壊れた家を解体してまちづくりを進めたいと思っても、他府県に居住住居を移した人と合意が取れないので、復興計画が進まないとの指摘もありました。

地震でふるさとを離れ戻れない人がいる、戻らない選択をした人、妻の生まれ育った地で暮らし続ける人たちとの連絡を取り合うのは至難の業のようであります。復興にはこの人たち一人一人の合意が必要となるのでありますが、事務処理をするにもその職員自身も被災され、人手がないと報告を受けました。このように非常事態が発生してからでは方針や計画の見直しを協議することも共有することもできない。平時にやれないものは、非常時においても手の施しようがないとの指摘は、非常に重々しく感じたものであります。

このことから、能登に派遣された職員さんとも話し合っ、現場で見聞きしたことも検討材料にして職員間で情報共有を図り対応してほしいのでありますか、これについてのご意見をお伺いいたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

令和6年2月1日から同年6月1日までの間に、計7回9人の職員を輪島市の避難所支援として派遣をいたしました。

派遣した職員からは、当時の輪島市の状況等をまとめた復命を庁内の掲示板を利用し、ほかの職員に情報共有を行いました。

また、現在、河南町土砂災害タイムライン（行政タイムライン）の見直しを検討しており、この中でも、災害対策本部の各部の職員などとも情報共有を図り、対応したいと考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

既に派遣された職員さんとも情報共有を図り対応してくださっているとお聞きいたしました。安堵いたしました。

次に、避難所の状況について伺います。

平成7年に阪神・淡路大震災、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震、本年に起きた能登半島地震が起こったのでありますが、避難所の状況は昔のままで、復興状況に至る経過は変わらない、日本の自治体は全く改善されていないとの指摘がありました。

庁舎が崩壊し機能が失われた自治体は、被災者と庁舎機能が避難場所で混在し、職員が避難所の近くで作業を行う場面もあると聞きました。

前回にご紹介した能登町では、あれだけ綿密な計画を立て備えをしていますが、実際は想定した以上で状況は変わってくると言葉が身につまされます。例えばショッピングセンターとろんな締結を結んでいても、柱がない建物は天井が落下する。広い空間の店舗は柱がなく大惨事となり、地下に駐車場があるような造りの建物は地下1階に壁がないので揺れに耐えられず、建物が傾き押し潰され、建物は崩壊、揺れで傾きが生じます。ということは、河南町の庁舎も同様の被害が起きる可能性も実は秘めているのであります。

この惨状の様子は、能登地方に派遣された職員は見聞きしているはずであります。いずれにしても、庁舎が崩れ何の資料もなくなった中で、復興予算などの手配を進めなければならない災害現場の声は、残された人材で復興の対応に当たらなければいけない自治体の苦悩がかいま見えていました。やっぱり予想されている地震は起こる、しかも突如前触れもなく起

きることを前提として手だてを講じておいてほしいのでありますが、再度お考えをお伺いたします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

地震等により大規模災害が発生した際は、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えております。

しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらし、特に庁舎・職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務は、実施は困難を極めるものとなりました。

それらを踏まえまして、大規模災害の発生により役場の機能が低下する中であっても、住民の生命・身体及び財産を保護し、住民生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復旧させることを目的として、河南町業務継続計画を策定し、大災害に備えているところであります。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

想定はしていても大変な状況に陥るといふことのようにありますので、このことについてはよろしく願いしておきたいと思っております。

僅か10cmの段差が生じても車は通行できなくなり、物資は届きません。だから、自分の身を守るためには、住民が備えを十分しておくことが肝要で、平時に住民に確保するよう呼びかけていただくことが肝腎だということでもあります。

このシンポジウムを受講して自治体議員がやるべきことは、今後起きるべきことを想像して、それに対応する政策を行政は考えているのか、具体的な検証を問うてみるこそが、住民の生命と財産を守ることに繋がると締めくくられました。

本町でも、町を中心に町民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、

自主防災組織や地域の事業所等の連携、町防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策を取らなければならないのでありますが、これが形骸化していないかということをお聞きくださいと言われました。

2022年4月の総務省の調査報告、地域コミュニティに関する研究報告書によると、自治会の課題として、役員、運営の担い手不足、役員の高齢化、近隣・近所付き合いの希薄化、加入率の低下が挙げられています。

能登町の防災計画を参考として検討を行うとなると、かなりの時間を要するということは承知の上で、町の姿勢を再度お伺いいたしています。シンポジウムで登壇された議会の議長及び議員は、地震は必ず大きな被害をもたらすという意識を持って防災計画を策定しておくことが大事だということをお度も何度も強調しておられましたので、前回お示しした防災計画は、時間がかかったとしても作成する必要があると確信したのでありますが、町はその考えがあるのか、お伺いしておきます。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

前回お示しいただきました能登半島北部の能登町の地域防災計画【地震災害対策編】は、震災対策のうち、主として地震の揺れに伴う被害を対象に、町、県、防災関係機関、事業所及び住民が取るべき基本的事項について定められております。

町及び防災関係機関は、地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を基本理念としております。それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して様々な対策を組み合わせた総合的な地震防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならないとして策定されております。

また、事業所及び町民は、それぞれ自助、共助の精神に基づいて、自ら災害への備えの充実に努めることが大切とあります。

災害対策の実施に当たっては、町及び防災関係機関はそれぞれその果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図ります。併せて、町を中心に町民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のための自主防災組織や地域の事業所等の連携、町、防災関係機関、事業所及び町民等が一体となって最善の対策を取らなければならないとされております。

このことは、いずれ発生する南海トラフ巨大地震など災害への備えとして重要であると考え、河南町の地理的な条件や気象、地質構造、社会的条件を考慮し、最新の情報を取り入れつつ、できるだけ早期に河南町地域防災計画の改定をしたいと考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

早期に改正していただけるようでありますので、よろしく願いしておきます。

地震経過後、数か月たっても、地震で家族や友人を亡くし、喪失の悲しみを抱えている人が多くいること、今なお生活やなりわいの再建に困難を抱える人々が多くいることも報道で取り上げられないので他人事となり、日にちが過ぎれば見えてこないもので、つい忘れてしまっています。

災害対応や支援の在り方は各地の被災地の経験をどう生かしていくのか、地域や住民の生活を守るために、自治体として事前の備えを促進していくことが第一だとしても、本町でも日常もろもろ優先すべき事業が目前にあるので、取り組むことができないというのは分かりつつ、でも、平時にできなければ被災してからでは何もできないのであります。

これをちゅうちょしている間にどんどん日にちが経過してしまいます。もちろん平常の事業をこなしつつ作業をしなくてはいけないので、すぐにはできないということも理解しつつ、ただ、非常事態は突然やってきますので、計画の見直しもふだんの努力で柔軟な対応をお願いしておきたいのであります。

住民の命を守るために使いこなせる計画にしておかないと、阪神・淡路大震災から30年が経過しても、避難所の状況が改善しないのであれば、独り暮らしの高齢者が増え、認知症の人も増え、地域に課題があるのに表面化しているのに、公務員の成り手不足や自治会の古い体制も見えてきているのに、この状況を放置しては、災害時、機能しなくなるということとは分かってほしいのであります。

本町では、災害時ドローンで現状を把握するため、ドローン操作も研修されていますが、これも平時に撮影した映像と被災時の映像を比較しないと、土砂崩れの様子が把握できないということでした。そういう生の声を生かしてほしいのであります。避難誘導も今の状況では機能しないかもしれません。なぜならコロナ禍後の高齢者のフレイルの状況も地域では把握できていないと思えるからであります。

災害時の備えを本気で考えていくには、住民の命を守るためにどこかの場面で転換を図る、

いい社会を残していくには、このような気概を持って取り組んでほしいのでありますが、町としてご見解を繰り返しになります。お示しいただきたいと思っております。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

先ほどの答弁の内容と繰り返しとなりますが、改定に当たっては、関係法令の改正や大規模災害の教訓等が、反映など修正を行った大阪府の地域防災計画との整合や、河南町の地理的な条件や気象・地質構造、社会的条件を考慮するとともに、能登半島地震の状況も踏まえ、最新の情報を取り入れつつ、ご指摘のような中長期的な観点を踏まえ、できるだけ早期に策定したいと考えております。

本町では、河南町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の地域に係る災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務または大綱を定め、河南町地域防災計画を策定し、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることとしておりますが、その改定ができていないのが現状であります。

次期の改訂につきましては、大阪府の地域防災計画と整合を取り、大阪府の指導の下、河南町の地理的条件や気象・地質構造、社会的条件を考慮し、最新の情報を取り入れ、できるだけ早期に策定したいと考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

では次に、緊急事態における情報提供についてお伺いいたします。

南海トラフ地震臨時情報が発表され、大規模地震が発生するおそれが高まっていること、いま一度、日頃からの備えについて再度確認するとともに、緊急地震速報にも注意し、地震発生時には身を守る行動をと危機管理室からのお知らせとして、注意喚起のLINEが8月9日の金曜日16時48分に住民に発信されました。

また、8月9日には町のホームページでもこの記事が掲載され、1週間程度は大きな地震の発生に注意するよう呼びかけてくださいました。

そこで、お伺いするのでありますが、この町のLINEの登録者数は何人おられるのかということと、それは全人口の何%に当たるのか、また、受信できる世帯数が分かるのであればお示しください。加えて、危機管理情報に対するホームページの閲覧件数が分かるのであ

れば、これも教えていただきたいと思います。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町のLINE登録者数は、8月26日現在で5,478人となっております。

LINE登録者数については、町内外の方が登録されておりますので、本町の全人口に対する割合や世帯でのカウントもできないことから世帯数についても現状分かりません。

また、ホームページにつきましても、町のホームページ全体の閲覧数はカウントしておりますが、危機管理情報に対する閲覧数等は分かっておりません。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

先ほど高田議員の答弁でも、具体的に住民への情報提供内容などはお示しくださったのでありますが、今お示しのように、数字についてはカウントはできないので把握できないということであるなら、情報は発信するだけではなく、LINEで情報をキャッチした人が、お隣さんに声かけするなど、ふだんから隣近所の関係づくりをしておくことが大事だというふうにあります。

また、地区ごとに要配慮者名簿を共有してくださっているのですが、独り暮らしの高齢者を助けるためにどうするのか、地域みんなで備えへの意識を共有し行動できるように、これは機会を捉えて啓発も行っていただけるように要望しておきたいと思います。

では次に、LINEの運用方法についてお伺いいたします。

このLINEアカウントの運用方針として、災害などの緊急情報を積極的に発信すると明記されているのでありますが、投稿時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分とし、必要に応じて不定期に投稿するとなっております。

南海トラフ地震臨時情報は、8月8日の午後7時15分に発表されたことを受け、太子町では8月8日に更新し地震の備えを促しています。富田林市のホームページでも、8月8日に緊急・防災情報として、南海トラフ地震臨時情報の発表がなされたこと、また、河内長野市では、池管理者の皆様にも農業用ため池における管理者に定水管理や水位監視、緊急時の連絡体制の整備などの備えも促しています。

もちろんこの案件は、勤務時間外に起きた出来事でありますので、投稿時間に定めが設け

られていて、それに従って本町では配信されたものだということは理解するのですが、緊急の場合では、本町でもタイムラグが生じないように情報提供をしてほしいので、お考えを伺っておきます。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町の情報発信に当たっては、ホームページ及びLINEを活用して、配信時間は原則として開庁時間内としております。

しかしながら、災害など緊急情報についてはできるだけ即時に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中川 博）

大門議員。

○4番（大門晶子）

緊急の場合の情報提供は行っていただけるようであります。

緊急情報についても対応できるようにお願いし、今回の一般質問は閉じたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中川 博）

大門議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了いたしました。

一般質問2日目は、明日9月4日午前10時に開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

なお、本日は、先ほど申し上げましたように大阪880万人訓練がございます。具体的には14時55分、2時55分より館内放送が始まります。しばらくの間、待機のほうよろしく願いいたします。

以上です。

午後2時44分散会





令和6年 9月 4日 (水)

# 令和6年河南町議会8月定例会議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会



令和6年河南町議会8月定例会議会議録

年 月 日 令和6年9月4日(水)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                         |    |     |
|-------------------------|----|-----|
| 町 長                     | 森田 | 昌吾  |
| 副 町 長                   | 江島 | 芳孝  |
| 教 育 長                   | 中川 | 修   |
| 総合政策部長                  | 渡辺 | 慶啓  |
| 総務部長                    | 多村 | 美紀  |
| 住民部長                    | 大門 | 晃   |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長      | 田村 | 夕香  |
| まち創造部長                  | 安井 | 啓悦  |
| まち創造部理事                 | 玉田 | 武久  |
| 総合政策部秘書企画課長             | 森口 | 竜也  |
| 総合政策部危機管理室長             | 木矢 | 哲也  |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長 | 田中 | 啓之  |
| 総務部副理事兼人事財政課長           | 後藤 | 利彦  |
| 総務部契約検査室長               | 岩根 | 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長           | 牧野 | 勉   |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事         | 中崎 | 誉之  |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長    | 北野 | 朋子  |
| 住民部保険年金課長               | 桶本 | 和正  |

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部副理事兼地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長

中 海 幹 男

まち創造部副理事兼都市環境課長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 教 育 課 長

藤 井 康 裕

教 ・ 育 部 こ だ も 1 ば ん 課 長

山 田 恵

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 生 涯 ま な る 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 区 書 館 長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

梅 川 茂 宏

課 長 補 佐

吉 田 高 朋

会議録署名議員

5 番 力 武 清

6 番 佐々木 希 絵

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第1、及び追加日程

# 令和6年河南町議会8月定例会議

令和6年9月4日（水）午前10時開議

## 議事日程（第3号）

|        |                                        |     |
|--------|----------------------------------------|-----|
| 日程第1   | 一般質問                                   | 122 |
|        | （個人質問）                                 |     |
|        | 5番 力武 清 議員                             | 122 |
|        | 6番 佐々木 希 絵 議員                          | 134 |
|        | 7番 廣 谷 武 議員                            | 143 |
|        | 8番 浅 岡 正 広 議員                          | 153 |
| 追加日程第1 | 諸般の報告                                  | 167 |
| 追加日程第2 | 議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について        | 171 |
| 追加日程第3 | 議案第15号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  | 171 |
| 追加日程第4 | 議案第16号 令和5年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 172 |
| 追加日程第5 | 議案第17号 令和5年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    | 172 |
| 追加日程第6 | 議案第18号 令和5年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について    | 173 |
| 追加日程第7 | 議案第19号 令和5年度河南町下水道事業会計決算認定について         | 173 |
| 追加日程第8 | 議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）           | 174 |
| 追加日程第9 | 議案第21号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）       | 175 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（中川 博）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。廣谷議員は遅れるとの連絡を受けております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議、一般質問2日目を開きます。

○議長（中川 博）

本日の議事日程は、タブレット761、令和6年9月4日、8月定例会議一般質問（2日目）に送信しております。

日程第1 一般質問2日目を行います。

個人質問を行います。

質問者は、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、浅岡議員、以上の順で発言を許します。

最初に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

5番、日本共産党、力武清。通告に基づきまして質問させていただきます。

質問内容は3事項で行います。

まず最初に、資源ごみの管理についてから順番に質問させていただきます。よろしく回答のほどお願いいたします。

まず、資源ごみになる種類と分別の実態についてからなんですが、最初に、今までは当たり前のように回収業務は一般ごみ、缶や瓶、プラスチックなどに分けて行われておりますけれども、資源ごみを含むごみの分別回収業務を取り組むようになった理由とといいますか、社会的背景との関係でなぜ取り組むようになったのかお聞きいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町が収集したごみにつきましては、近隣の3市2町1村の共同施設として南河内環境事業組合で処理しております。この施設の処理能力について、人口の増加、大量生産・大量消費型の経済構造が進展したことによりごみの排出量が増加し、昭和55年に施設の焼却の処理能力が限界になったことから、ごみの排出量を削減することが清掃行政の最優先課題となりました。このことから、本町においては、資源の再利用とごみの減量を目的に、昭和56年9月から資源ごみとして空き缶、空き瓶の分別収集を開始したところでございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

社会的背景を今答弁していただきましたから、高度成長期の都市化で、人口増加、大量生産・大量消費といった社会的現象の中でごみ問題が発生したことがよく分かりました。

南河内地域では、第1清掃工場のごみ処理が限界に達して、河内長野の日野地区にある第2清掃工場が建てられたいきさつがあることを承知しております。第2清掃工場を建てる間際には、日野地区の工場建設をめぐる反対運動が起きました。河内長野のごみを第1工場を受入れしないと住民同士のあつれきが生じた時期もありました。そうした経過の中で今日に至っているわけですが、資源ごみになるのはどんな種別として区別されているか、お聞きいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町が収集する資源ごみの種別についてのご質問でございますが、先ほど申しました空き缶、空き瓶の分別収集のほか、家庭から排出されるごみの重量の約2割から3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について廃棄物の減量化を図るとともに資源の有効利用を図ることを目的に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づいて、平成9年1月からは対象品目のペットボトル、対象外品目ですがトレー等発泡スチロールの分別収集を開始し、平成15年4月からは対象品目となったトレー等発泡スチロールを含むプラスチック製容器包装の分別収集を開始しておりますので、現在は資源ごみとして4種類の分別収集を行っております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

答弁を受けてなんですが、資源の乏しい我が国にとって、リサイクルすることによって経済活動を円滑化することは大変重要で、大事な取組だと思います。資源ごみを出す側、住民への理解と協力が不可欠となるわけですが、啓蒙活動についての取組はどうされているか、お伺いいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

資源ごみの出し方についての周知方法としましては、毎年ごみ処理券、シールですがけれども、これの配布時に品目別ごみ分別表を同封するほか、ホームページにも資源ごみの出し方について掲載しております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、分別の徹底化を図っていただきたいなというふうにお伺いいたします。

それでは、2項目めに移らせていただきます。

資源ごみのこの3年間の排出の実態、それと雑収として見込まれている量と収入がどれくらいあるのか、お聞きいたします。令和3年から令和4年、令和5年の3年間を実績でお伺いいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

資源ごみの3年間の実態についてのご質問でございますが、令和3年度では排出量が約185.6t、収入が約484万円、令和4年度では排出量が約176.5t、収入が約802万円、令和5年度では排出量が約176.2t、収入が約595万円となっております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

資源ごみの排出量をお聞きしましたがけれども、一般ごみとの関係で、分別されている資源

ごみはどれぐらいの割合になっているかお聞きします。また、その割合は分別化の徹底で増える見込みがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

一般ごみと資源ごみの排出量の割合でございますが、令和3年度では一般ごみが85.6%に対し資源ごみが14.4%、令和4年度では一般ごみが85.6%に対し資源ごみが14.4%、令和5年度では一般ごみが87.5%に対し資源ごみが12.5%となっております。適切な分別によってリサイクル効果が向上します。ごみと資源を分別することで資源は再利用され、その結果としてごみの量が減ると考えております。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

一般ごみと資源ごみとの割合が大体85%と15%前後となっておりますけれども、この割合をもう少し分別化するなり、もう少し、啓蒙活動をやられているという話でしたけれども、そのあたりは増える見込みなのか、そのあたりを担当課としてはどのように見てはるのか、先ほども言ったように、リサイクルの徹底化をもう少し推進すべきだというふうに思うんですけれども、その辺の見解を再度お伺いいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

先ほども申しましたとおり、適切な分別によってリサイクル効果が向上すると考えております。ただ、現在でも燃えるごみを出されるところに、一番多いのはやっぱりプラスチックの容器包装が交ざっているところが多いと見受けられます。その辺を住民の皆さんにお願いといいますか啓発をさせていただいたことで、さらにリサイクル率は向上するものと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

3項目めの盗難防止についてお伺いいたします。

最近始まったことじゃないですが、資源ごみを持ち去る事案が発生しております。2のところでは質問しましたが、金額が480万円から800万円と前後しますが、金額の大小に関係なく、貴重な資源の一つとなっております。それを持ち出す事案に対してどのように原課としては認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

資源ごみを持ち去る事案に対しての認識についてのご質問でございます。

ごみステーションに出された資源物は町の回収資源として出されたものですので、持ち去り行為はしないでいただきたいとの認識でございます。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

持ち去ることは避けていただきたいという答弁ですが、私は窃盗に当たる事案だと思っているんですね。少なくとも持ち去ることを禁止の立札等をごみステーション等に立てるなどして、何らかの対策を講じるべきだというふうに思いますけれども、そのあたりの見解を示していただきたいと思います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

持ち去り行為の禁止につきましては、町のホームページに掲載し周知させていただいております。貼り紙などで周知することで一定の抑制効果がありますので、こちらについても町のホームページに掲載させていただいております。

また、持ち去り行為を発見してもトラブル等に巻き込まれる可能性があるため、自ら注意したり制止したりせず、車のナンバーを控えるなどして警察へ相談するよう案内しているところでございます。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

そういう対策を徹底していただきたいことを要望しておきます。

それでは、2項目めのこども園の安全対策についてお伺いいたします。

国は保育園、幼稚園などの職員の配置基準を昨年秋に決めました。全国の保育士や保護者の長年の声、要望に応えての基準見直しとなりました。保育士の働き方改革や園児を安全に見守る行き届いた保育といった点で、保育業務の改善につながる大きな前進として受け止められております。今回の基準は従前との関係でどのように変わったのか、まずお聞きいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略において、令和6年度から今後3年間の集中的な取り組むべき施策——加速化プランとありますが——の一つとして職員配置基準の改善が図られました。具体的には、4歳、5歳児については30対1から25対1へ、また3歳児については20対1から15対1へ改善されました。また、1歳児については令和7年度以降の加速化プランの期間中に6対1から5対1へ変更される予定となっております。

なお、地域によっては教育・保育人材の確保に困難を抱えており、基準に見合うだけの職員を確保できず、新たな職員配置基準に従った場合教育・保育の提供に支障が及ぶおそれになるときは、当分の間猶予する経過措置が設けられております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

3歳児、4歳児、5歳児の配置基準が従前よりもよく改善されたというふうに理解をしました。

それで、現在、中村こども園に関しての職員の数、会計年度任用職員の数、それがどのようになっているのか、保育士の配置基準の見直しが行われれば交付金の見直し、増額はされるのか、お聞きいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

まず、中村こども園の保育教諭の人数でございますが、常勤職員が17人、会計年度任用職員の5日間来られる職員さん、フルタイムの職員が11人、それと短時間で働いていただける職員、それが9名となっております、合計37名となります。

それと、見直し交付金等の関係ですけれども、本町におけるこども園において、まず中村こども園のほうですけれども、公立のこども園としまして、人件費などの経費に関して、預かり保育や病児保育に対する交付金や保護者負担などを除いての負担については普通交付税措置が講じられておりまして、今回の職員配置基準の見直しに伴う負担についても普通交付税措置が講じられております。

石川こども園については、私立のこども園として従来から保育教諭の人件費などについて国・府から交付金が交付されております。今回、財政支援として、3歳から5歳児の保育教諭の配置基準を満たしている場合は国の公定価格にそれぞれの配置改善加算が設けられておりまして、給付として施設に払うこととなっております。その給付に対しては、国が2分の1、府が4分の1の交付金が交付されることとなっております。

以上となります。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

配置基準の見直しによって交付金や、石川こども園に関しては財政支援もされるということなんですけれども、国が2分の1、府が4分の1ということは本町も4分の1ほど負担が増えるというようなことになるわけなんですけれども、それに対して、やはり次の項目との関係でもあるんですけれども、2番目の項目に移りますけれども、今回見直しされた背景、なぜこのような見直しが行われたか、その点はどういった背景というか、その点はどうなのか伺いたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

国は、待機児童の対策の推進によりまして量の拡大は進んだものの、一方で昨今の幼児教育・保育の現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案などに子育て世帯が不安を抱えて

おりまして、より安心して子供を預けられる体制整備を行う必要があるということから、配置基準の改正のほうが行われたということになります。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

やはり1人の職員の方が多人数を保育、支援するという事は、人数が少なくなれば行き届いた目配り、気配りがよくできるということは、国のほうでもそういう認識をされたことが背景にあるのではないかというふうに理解をしました。

それで、3項目めに入りますけれども、本町の見直しに対する姿勢、実態についてお伺いしたいと思います。

中村こども園の現状、園児と保育士との関係で配置はどうなっておりますか、お聞きいたします。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

中村こども園の保育教諭の配置については、3歳児は33人の園児に対し2人、4歳児は57人の園児に対し2人、5歳児は54人の園児に対し2人配置しております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

この状況を聞いて、やはり子育てに関しては若干後退というか、国が決めた見直しに対してうちの取組がちょっと遅くなっているという実態が分かるのではないかなというふうに思います。

本町では以前、国に先駆けて1歳児の配置を5対1にしていた時期がありました。このときは、国は6対1でありました。いつの間にか国の基準に戻ったわけですがけれども、先ほど国の基準が変わった背景についてお聞きしましたけれども、園児の安全対策、行き届いた保育を実現していく上で不可欠な保育士の配置を本町も早急にすべきだと思います。

中村小学校を改修して、南河内で施設的に充実した園ができました。施設的に立派なもの

にふさわしくしていくためにも保育士の配置は必要不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

中村こども園では、現状において保育士を確保するため、ハローワークなどを通じまして募集を行っております。しかし、令和6年度当初予定の人員確保ができていない状況です。

また、令和6年度から保育教諭の負担軽減を図るため、保育支援員などを前年度から増員いたしまして、各クラスに必要な応じて配置しております。

新しい配置基準の対応については、人員確保は課題となりますが、国基準での配置ができるよう令和7年度を目途に今後とも人材確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

この項目で最後に教育長にお伺いしたいと思いますけれども、共働きが増える時代となってきました。子育てするなら河南町だという、町長の下にこういうスローガンがあるわけですが、2人目から保育料無料、給食費の実質的な無償化、これが行われてきました。また、昨年はおむつの処理を園で行うようになりました。非常に保護者にとっても、また園にとっても好評価を得ているんじゃないかなというふうに思います。

そういった点で、一層の園の安心・安全という点で環境整備が必要不可欠だと思うんですが、その点での問題意識、教育長に改めてお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

では、お答えいたします。

今、議員もおっしゃられたように、本町としては今までも経済的支援であるとか、あるいは環境整備にも力を注いできましたし、それで終わりというわけでは当然ありませんし、できることはというふうには考えております。

この後、また今後は誰でも通園であるとかそういったところ辺のことも出てきますので、そこも併せながら、今、本町では、やはり親子園であるとかポケットルームであるとか、こ

れについても他の自治体に先駆けて取り組んでいるところもありますので、そういう問題意識を持ちながら、できることを一つずつやっていきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

教育長、突然の質問でありがとうございます。

最後の事項になります。梅川土手の安全対策についてお伺いいたします。

大宝橋から左岸の町道の維持管理はということなんですけれども、現在、梅川下流から河川改修が随時大阪府によって行われてきております。大宝橋のところまではほぼ改修が終わっておりますけれども、今年度、右岸の工事がされようとしております。今回は左岸についての質問をいたします。一般質問の通告書には右岸となっておりますが、左岸ということで訂正していただきたいと思っております。すみません。

現場は梅川の土手の上に町道をこしらえているところでもありますけれども、土手の管理と町道の管理の分担はどのようになっているのか、まずお聞きいたします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

一級河川梅川の大宝橋から上流の左岸側の道路につきましては、河川堤防の天端部分を町道として認定してございます。当該町道の舗装やガードレール、カーブミラーなどの道路附属物は道路管理者である町が管理しており、一方、護岸としての管理は河川管理者の大阪府が管理しております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

土手と町道の管理分担がよく分かりました。分担して管理に集中していただきたいと思うんですけれども、現在、転落防止としてガードレールが施されておりますが、部分的なところで隙間ができております。昨今の集中豪雨の発生状況を見てもみると、線状降水帯の発生が各地で起こって半端ない降り方をして、各地で大きな災害が発生しております。現状、少

しの隙間となっておりますけれども、各地の豪雨被害の状況を見ますと、本町もいつ何どき被害を被ることになりかねません。傷口が小さいうちに対応しておくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

現地を確認いたしましたところ、路肩の構造物とアスファルト舗装の間に少しの隙間がある部分もございますが、直ちに護岸や道路機能に影響を与えるものではないと考えてございます。当該箇所につきましても今後河川改修工事が行われる予定であり、このような状況についても改善されることとなります。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

今の答弁で、今後の改修で行っていくという答弁ですけれども、この改修計画では道幅はどのようになるのか。現状の4 m弱の道幅がどうなるのか、そのあたりは計画があるのかどうか答弁願いたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪府の河川改修計画では、河川改修工事完了後も町道の現道幅員を確保する計画となっております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

よろしく申し上げます。

次に、②の項目についてお伺いいたします。

大型車両の通行についてですが、同じエリアのところでは大型バスの通行について疑問を呈する住民からの意見を受けての質問となりますけれども、梅川左岸での大型バスの通行は道

路の構造上可能なのか伺います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

道路法第47条第3項において「道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。」とされております。当該道路につきましては、このような道路の特殊な構造に由来する構造物はなく、大型車が数多く通行する道路ではありませんので、構造上特に制限するものはございません。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

制限することがないということなんですけれども、ご承知のように、大型バスは普通車や軽自動車と違って重量が相当重いわけですよ。その点で大丈夫なのかという心配事があります。

それと、町道としての基準といいますか、アスファルトの厚みは何cmになっているのかお聞きすると、車両の通行の量といいますか、その厚みが何cmなのか答弁していただいて、通行量との関係で規制される基準があるのかも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

当該道路のアスファルトの厚みにつきましては、大型車の計画交通量から5cmとなっております。この5cmにつきましては、アスファルト舗装要綱基準のほうで計画交通量が250台未満のときは5cmとすることができるという基準がございますので、最低厚が5cmとなっておりますので5cmと決めてございます。

以上でございます。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後の質問になりますけれども、5cmで1日当たり250台という理解をしていいのか、時間当たりとかそういうあたりの基準というか、1日を通して250台という理解でいいのか、再度お伺いいたします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

1日当たりということで結構です。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○5番（力武 清）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

力武議員の質問が終わりました。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵が質問します。

まず初めに、地域公共交通の話です。

金剛バスがなくなって、4市町村共同運行のバスになってから数か月がたちました。先日の会議、私、傍聴に行けなかったんですけれども、前年度の決算報告があって、その内容もあったんですけれども、その内容と数か月運用して得た知見などがあれば教えてください。

そしてまた、河南町自体では、バスの運行をやって数か月、この現状をどのように捉えているのかお答えください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

これまで町内と鉄道駅を結ぶ移動手段であった金剛バス事業がいきなりの事業廃止となり、

令和5年12月21日から住民生活の維持、確保を優先に考え、運行に取り組んでまいりました。

現状ということではありますが、金剛バス運行時の運行便数と比較しますと概ね7割程度の便数での運行になっております。

4市町村で構成します地域公共交通活性化協議会での令和5年度の事業報告では、金剛バス運行時の1か月の乗客数の平均が約9万1千人でありましたが、金剛ふるさとバスの1か月の乗客数の平均は約7万人で、乗客数は減少となりました。これは路線便数の減少に比例して減ったものと考えております。また、費用面では、令和5年度の町の負担金は、予算額といたしましては5,035万2千円に対しまして、決算額は2,046万4千円となりました。

令和5年度は、国土交通省から交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う事業で、共創モデル実証プロジェクトとして4市町村地域公共交通活性化協議会に2,345万4千円の補助金が交付されたことによりまして、各市町村の負担金額が減額となっております。

今回の令和5年度決算は、102日間という比較的短い期間での収支でありましたので、通年となりますと単純計算でも3.5倍の費用が必要になるのではないかと思います。このほか、労働基準法の2024年問題によりますます運転士不足が懸念されることや、運転士の賃金も上昇することが想定され、地域公共交通を取り巻く環境は今後ますます厳しい状況となることと予測しております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

予算額が102日に対して大体5,032万円ほどやったけれども、実際は補助金が2,300万円もらえたことで決算額が2,046万円となったということなんですけれども、この補助金自体が、性質として毎年毎年もらえるものではないということは聞いているんですね。スタートアップとして河南町に2千万円じゃなくて全体で2千万円入った。でも、4市町村で2千万円入ったということを考えても、河南町で5千万円予算取っていたのに対して決算が2千万円だったということで、当初よりはちょっとだけ楽観的な予算で済むんじゃないかなという気がしているんですね。もちろん、この2,300万円もらえた補助金というのが永続的に続くものではないとしても、次年度は次年度で何らかの補助金を見つけようと意欲的に取り組んでくださっているというのは聞きますし、すごくおびえていた初めよりはちょっとだけ肩の荷が

下りてきているのかなという気がします。でも、かといって全然楽観視はできなくて、厳しい運営状況であるということはすごくよく分かりました、この100日運営してみて。

今後、私もまた朝カナちゃんバスに乗っていて、カナちゃんバスはまた違うんですけども、めっちゃみんなの住民の足になっているなというのはすごい感じたんですけども、かといってこのまま100円で運営し続けていけるのかなというのを何日間か乗ってみたら思うんですね。厳しい中で、どうしても最終的には路線とか便数、運賃というのの見直しが必要になってくることもあるのだと思うんですけども、その見直しといたら、要はバスがだんだん不便になっていくという、住民からしたら改悪の見直しになるんかと思うんですね。それは、最終の最終、本当にやむを得ないときにはもちろんみんな理解すると思うんですけども、それよりも先に、バスに乗っていたら、利用者数を何かあんなして増やされへんかな、こんなのして増やされへんかなということをやっぱり皆さん利用されている方は特に心配されておられていて、いろんなアイデアを言ってくれるんですね。不便にってしまうよりも先にそういうふうにご利用者数を増やす策を優先してほしいという声をよく聞くんですけども、その優先順位というのは町ではどのように捉えているのでしょうか。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

住民の生活をまず維持確保していくことが最優先であり、持続可能なコミュニティバスとするためにどうしていくか議論していく必要があります。

議員仰せのとおり、まずは一人でも多くの方にご利用いただくことが必要です。利用促進策を行うとともに、路線や便数、運賃などについてもどうあるべきかということは考えていかなければならないと考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。ありがとうございます。まずは利用促進策を行うということで、是非よろしくをお願いします。

バスが気になっているけれどもまだ乗ったことないというような、何か気になっているという言い方もおかしいんですけども、という方とかもいらっしゃるのでは、是非よろしくをお願いします。

次に、利用者数を増やす策、まさにそこなんですけれども、いろいろと調べていると、ほかの自治体でバス利用者増に貢献した策というのがいろいろと出てきたんですね。有名なのが御殿場市の年に3回バスに乗ろうという呼びかけとか、ノーカーデーの設定、車に乗らんと公共交通を利用しようという日を設定する。熊本県の運賃無料の日をすることで、じゃ1回乗ってみようかなというふうに促進して、1回乗ってみたらちょっと心理的に身近になるというふうな取組で、実際に利用者が増えたらいいですね。

河南町だけのことじゃないので、4市町村で共同で取り組んでいくことになるかと思うんですけども、丸パクリできそうな先進事例というのがたくさんあるんですけども、河南町で実際に何か考えている策があれば教えてください。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

先ほども申し上げましたが、利用者の利便性向上を図ることが利用者数の増加につながると考えております。

まず、4市町村協議会の金剛ふるさとバスでは、利用促進を図るため、令和6年3月から通勤の方のスマホ定期券の導入を行います。さらに、これまで以上に便利にご利用いただけるよう、通学、身体障害者手帳を持ちの方、中学生未満の子供の定期の割引を新たに追加いたします。今後、富田林駅及び喜志駅にデジタルサイネージの設置についても検討を進めております。

このほか、様々な取組を進め、また他自治体の取組なども参考にしながら、利用促進には努めていきたいと考えております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

分かりました。よろしくお願いします。

次に、トランスジェンダーのことで質問に入っていきます。

以前からトランスジェンダーとかLGBTQ+のことを取り上げるときに私がよく言っているのが、LGBTQ+の方というのは、そのほかの方と比較すると自殺念慮とか自殺企図の割合がすごく高いんですね。その中でも、最近は特にトランスジェンダーに対するヘイトが激化していて、ただでさえ自殺を考えたり自殺を実際に実行するという割合がすごく高い

んですけども、以前にも増して追い詰められている人が増えているというのが現状です。

まず、これがすごく私は問題やと思っているんですけども、トランスジェンダーを取り巻く今の現状と課題というのはどういうことかと河南町は捉えているのか、お教えてください。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

トランスジェンダーは、体の性と各個人が自認する性が一致しないことから体の性に違和感を持つ人のことと言われております。そのため、トランスジェンダーにおける現状と課題としては、自身の心の性を偽って行動しなければならないこと、戸籍等に関する書類上のトラブル、自認する性別のトイレが使いえなかったりするなど、日常生活において様々な課題があるとと言われております。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

トランスジェンダー自体を取り巻く課題というのはそうだと思うんですけども、その次の項目に入るんですけども、今すごく問題になっているのがトランスヘイトなんですね。いろいろな課題があるということをおっしゃっていただいたんですけども、トランスジェンダーを含めLGBTQ+の方々というのは、特に若年世代であればあるほどリアル世界で安心できる居場所が見つけられないので、ネット世界に居場所を求めるという傾向があるんですね。でも、最近はネット世界の中でトランスヘイトがすごく激化している。明らかな悪意がある書き込みだけではなくて、何か素朴な疑問を取った形のヘイト投稿というのもすごく多くて、彼らにとって唯一の居場所であったネット世界というのが当事者を傷つける場所になってしまっていて、それにすごく傷ついて自殺を選ぶという当事者も増えているということで、問題がすごく深刻になっているんですね。

特に最近LGBT法ができたあたりでよく言われているのが、女装をしたおじさんが女湯に入ってくるのを受け入れないと差別になるだろうというようなとんでもない言説が広がっているんですね。そういうとんでもないデマによって、性犯罪を恐れた人たちからトランスヘイトが広がっていると。女装をしたおじさんが女湯に入ってくる、心は女やと言ったら女湯に入れるんやと、それを受け入れへんほうが差別になって法律違反になるんやというのはもちろんデマで、女装したおじさんは女装したおじさんなんですね。その人が性犯罪を犯せ

ばただの女装したおじさんの性犯罪であって、トランスジェンダーとは全く別の問題であるということです。今年の3月頃に参議院の予算委員会で石川大我議員が岸田総理にいろいろと質問していたんですけども、その中でも、こういった事例はトランスジェンダーとは別な話であるというふうに答弁されていました。

そういう深刻な状態と、トランスジェンダーというのは実際に生活している生身の人間であるという視点が抜け落ちているように感じます。なので、デリケートな他人の生殖器の話、トランスジェンダーの人を捕まえては、手術したん、どうなん、トイレどうしてるの、どうなんというような、普通に初対面の人であっても、友達であってもそんなことって普通聞かないデリケートな話題であるにもかかわらず、そういうデリケートなプライバシーの話にまで踏み込むことを許してしまうような差別的な空気が出来上がっているというのが問題なんです。

そのために、更衣室とかトイレなどの男女で分けられたスペースで抱える困難等必要な配慮や、一般の2倍から3倍もある貧困率と失業率、そして40%を超える自殺企図率、企図率というのは自殺をした人ですね。遂行したか未遂だったかは別として、全体の自殺を実際に実行した人、40%を超えるというところの本当に進まないといけない議論にまで話が進まないんです。何か話が面白おかしくなってしまうというところに問題があります。

もともと先ほども申し上げたように、トランスジェンダーが置かれている環境というのは今までも大変。トイレを我慢したりとかで膀胱炎になるのであるとかいうところで、すごく今までも苛酷だったのに、ヘイトが激化していることでさらに苛酷になっているというところで、すごく心配しています。

対策として、プライドハウス東京というところの出した出版物を拝見すると、トランスジェンダーへの理解を深めるための広報やキャンペーン、書籍を図書室、図書館に置くというようなことを自治体をお願いしたいということが書かれていました。こういうことはすぐにできることだと思うので、河南町でもすぐにやってほしいです。

先ほども申し上げたように、石川大我議員からの質問に対して実際に岸田総理が、ジェンダーアイデンティティーを本人の意思で変えられない。だから、女装したおじさんがその場だけ心は女やと言って女湯や女子トイレに入ってくるということは、それは違うんだということであるとか、ジェンダーアイデンティティーは本人の時々の主張、そのときに女、そのときに男というようなものを指すものではないということ、そしてSNSでの投稿や自治体の質問、こういう一般質問の場でトランスヘイトを言う方がすごくたくさん最近増えている

んですね。そういう場所での誤解に基づく誹謗中傷は許されないということ、そして、トランスジェンダーを自称して行う犯罪行為というのは今の法令で十分に対応できるということなどが岸田総理の言葉から答弁として出たんですね。

この姿勢というのは河南町でももちろん同じだと思うんですけども、改めて確認したいです。トランスヘイトに対する町の考え方、どう思っているのかというところもお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

トランスヘイトとは、トランスジェンダーに対する差別や偏見や憎悪、また、それらに基づく様々な形での暴力のこととされており、絶対に許してはならないものと認識しております。

また、トランスジェンダーへの理解を深めるため、本町では4月号広報と同時に性の在り方を特集した男女共同参画ニュースを各戸配布し、住民の皆さんに周知させていただいております。

さらに、男女共同参画コーナーでは、パンフレットの配置や性的マイノリティーに関する図書の配架を行い、トランスジェンダーへの理解を深めていただくよう努めております。

今後とも、トランスヘイトは許されるものではないことやトランスジェンダーに対する住民の理解が得られるよう周知してまいります。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、答えていただいたんですけども、男女共同参画ニュース、男女共同参画コーナーという名前自体がもう何か今の時代にそぐわないなということは申し上げておきます。

プライドハウス東京——東京にあるんですけども——が言っているのが、男女共同参画コーナーでの図書の配架、図書を置くということではなくて、図書館、図書室に置くべきじゃないかみたいなことを書いていたんです。置くべきとは書いてなかったけれども、置いてはどうかと、自治体ができる取組として。もちろん図書館の自由というのも図書館の憲章でございまして、これを置け、あれを置くなということは政治的な圧力では申し上げられないんですけども、そういうことを一度検討していただいてもいいのかなと思うんですけども、

も、議題として取り上げていただけないかなと。教育長、どう思われますか。

○議長（中川 博）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今の議員のご質問ですが、当然強制的にどうのこうのとかということはできないのは十分分かっていますし、ただし図書、例えばうちの町の図書室の中にそういうこと配架するという、それは今後、今の状況を考えながら必要に応じて考えていく必要はあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。また図書の件は考えていただくということなので、男女共同参画という名前自体にも意識を持っていただいて、時代遅れじゃない名前、どういうふうに変えられるかなということも考えてほしいです。

最後に、町有施設、町主催イベントへのレインボーの視点ということなんですけれども、今までは町自体の姿勢を伺うものだったんですけれども、実質的に何をしていくのかということなので、答えていただいたように、トランスジェンダーというのは更衣室、トイレ、お風呂というような性別で分けられたスペースで特に遠慮していると、使いにくいという問題があります。ふだんは、あるところやったら誰でもトイレを使ったり、あるところやったら家族更衣室を使う。エクストラマネーを払いながら家族風呂を使うとか、当事者自体に配慮をしてもらってトラブルになることを避けてくれているんですね。なんですけれども、ふだんはそれでいけるんですけれども、一番困るときって災害時じゃないかなと思うんですね。

町有施設の災害時の対応について特にお聞きしたいんですけれども、お風呂を利用するであるとか着替えるというようなことは、災害時であってもふだんでも最低限の衛生状態を保つための必要不可欠な行為で、誰にでも認められている行為というか、誰にでもそうすべき権利がある行為ですよ。なんですけれども、トランスジェンダーであるために災害時はそれすらも満足にできない状況になるんじゃないかということが今の河南町の状況では想像できるんですね。そうじゃない人たちに対しては、災害時には自衛隊とかにも頼んでお風呂とかトイレも用意する、避難所でも男女でスペースを分けるということをすると思うん

ですけれども、そういうときこそ、非常時こそレインボーの視点を忘れずに盛り込んでほしいなと思っています。

例えば、避難所の中で1つだけ誰でもトイレとして確保するであるとか、お風呂を提供するときに1時間でも30分でもレインボータイムを設定するというようなことは今から平時に準備しておくということで、非常時にもスムーズに対応できるのかなと思うんですけれども、このあたりの町の見解をお伺いします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

災害時における避難所でのお風呂やトイレの問題についてでございますが、これにつきましてはトランスジェンダーに対する配慮が必要と考えますので、今後、レインボーの視点を持って検討すべき課題であると考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。災害対応じゃないのにすごく踏み込んで答えてくださったなと思います。

アライ、理解者というのをつくるというふうにも河南町としては方向を切ると言うんですけれども、この質問を最後に何でしたのかというところをお話しさせていただきたいんですけども、ある知っているすごく若い子が、詳しく言ったらプライバシーがなくなるので言えないですけれども、すごく若い子がこれからトランスジェンダーとして生きていくと宣言したんですね、すごい内々の話で。外にはそれはまだ誰も知らない人のほうが多いという中で、それを一番初めに聞いたときに、この人死んでしまおうたらどうしようと、この人が自殺してしまうようなことがあったらどうしようということが一番初めに思ったこと。その人がどう生きていこうかどうしていくのかなということよりも、その人の生死をまず心配しないといけなかったというところで、やっぱりトランスジェンダーの人が置かれている状況というのがめちゃくちゃ厳しいねんなどいうのをそのときにもすごく感じたんですね。

一つ一つしか河南町とか行政とか議員であっても取り組めないんですけれども、その一つとして災害のこともそうやって前向きに答えていただけたということで、その人だけじゃ

ないけれども、こういう方の自殺のリスクというのが、自殺企図率40%と言ったけれども、それが39.9%になったかもしれないということで、一つ一つこれからも取り組んでいかないといけないなと思っているんですね。

最後に、理解者をやっぱり増やしてほしいということをお願いしたいんですけども、そのあたりの何らかの取組を考えていることがあるのか、町はどういうふうに見解を持っているのかというのを最後にお尋ねします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

議員仰せのアライ、いわゆる性的マイノリティーの人の理解者、支援者と言われておりますが、これにつきましては、本町では性的マイノリティーに関するポスターの庁舎内への掲示や、町主催のイベントにおける議員仰せのアライを増やすための啓発シール、これらの配布などを行っております。今後も、こうしたレインボーの視点を踏まえた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございました。

以上で佐々木希絵の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで11時10分まで休憩したいと思います。

休 憩（午前10時59分）

~~~~~

再 開（午前11時11分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議席番号7番、廣谷 武、これから一般質問を行います。

今回は項目1つだけ、災害対策について。

災害対策といっても幅が広うございまして、今は地震、台風、ほんで竜巻、雷、線状降水帯と、主なものはこういうことがあります。その中で、いろいろやりますけれども、本日この一般質問に、今期4年間の最後の質問ですので、いつも住民の皆様から聞いたことを一般質問させていただいております。いろいろ住民の人と話をしていたら、防災ヘルメットをどないか欲しいと言われた人が3名ほどございまして、そのまたご婦人が小学校にも防災ヘルメットを全部配付してくれと、今は折り畳みでいいのがあるから学校に全部置いといてくれというて、どこかの学校は置いているらしいんですけれども、徐々に最近折り畳みヘルメットができてきたので、これからだと思いますけれども、防災意識の高い河南町ですのでそれはいち早く取り入れていただきたいというようなことを思って、この一般質問を行います。

また、住民の人が言われるのは、廣谷議員、町長に言うたらいけるやろう言うて、ああ無理です言うて、議員の言うことは一切聞きません、あの人はと言うて、誰の言うことを聞くんやいうたら、町民の人のことがあったらすぐ聞きますと。俺は町民や言うて、僕も町民ですわ言うて、議員のことは聞きませんが町の皆様の意見は聞くというスタンスで町長は動いているということを言ったら、是非俺が言ってるんや言うといてくれというて、そのままお伝えいたします。

では、一般質問1項目めに入らせていただきます。

地震が30年内に来ると、大きな南海トラフ地震が来ると言われて、地震が来るぞ、地震が来るぞとずっと言われております。いずれ来ますわね、どっちにしろ。ほんで、地震の予知の委員外の方は地震予知は絶対できないいうて、どっちがほんまやと思ったら、地震予知で大きなお金が国では動いているということで、そうしたことも関係があって、予知できたらいいんですけれども、そういうことで地震の臨時情報の注意が発令されて、白浜町では海水浴を中止したと。それも1週間と。1週間と言われても、その次に来たらどないすんやというのがありますけれども、そういった中で、地震の注意が出たときには河南町の対策としてどういったことをやっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回の南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意のことをございますが、本年8月8日の16時43分頃に発生した日向灘の地震は、地震発生後、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が午後5時に発表され、次に、午後7時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

本町の対応といたしましては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後、午後7時15分に町災害警戒本部（53人体制）を設置いたしました。体制の内容は、危機管理室職員が役場で待機し、そのほかの職員については自宅待機といたしました。その後、午後10時に危機管理室2人を待機させ、それ以外の危機管理室職員を自宅待機といたしました。

翌9日午前9時30分に、町災害警戒本部会議において、町の体制を考慮し、町災害警戒本部職員につきましては開庁中は自動待機、閉庁時は自宅待機とする体制といたしました。

その後、8月15日の17時に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了をもって、町災害警戒本部は廃止いたしました。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

待機していろいろ本部を立ち上げるということだと思いますけれども、これを聞いて安心できるかというたらもう全く安心できませんわね。これ、なかなかいろいろ難しい問題ですわね。さて何か起こればいろいろの場面が出てきて、いろいろそれで分かると思いますけれども、こういった、なかってよかったというのが一番、この対策に対して何事もないのが一番いいというのが……。そういったことで、ふだんからこういうことがすぐ行動に出せるというのは、まあこれ以上のことは望んでも仕方ないことですので。

次に、2項目め、注意喚起ですね。

注意喚起を、本当に今回台風10号ですか、来るぞ来るぞ言うて九州でずっと停滞して全然来なかった。ほなやっぱり人間って二、三日停滞した場合は気が緩む。台風のときにえらい気が皆緩んでいるのは何か、自分が一番気が緩んでいましたけれども、ああいうことは、台風って必ず北極を向いて、北へ向いてずっと行くのが台風ですので、それが九州でずっと停滞して、ああ山に当たって風もちょっと小さくなっていくやろうと思って安易な考えでずっと

いてる。雨はその代わり関東のほう、静岡のほうですか、えらい降りましたけれども、そう
いったことで、なかなか注意喚起といっても気を引き締める時間、そんな長いこと人間って
できませんので、そういう観点から注意喚起を、言ったように雷もありますし、ほんで竜巻、
これ調べましたら、日本列島で起こる竜巻の数とアメリカで起こる竜巻の数を計算したら、
国土の広さ、面積で割ったら日本のほうが竜巻の数が多いというデータが出ていました。そ
ういった中で竜巻も、これアメリカの映画で見ているような人ごとじゃないというの、最近
でも起こりましたけれども、そういったことの注意喚起も、これは後で教育長に聞きますけ
れども、小学生に雷の教育、竜巻の教育とかやられてるんかなというのがありますよね。雷
があつて大きな木のところに隠れたらあかんぞとか、竜巻が来たら溝へ体を隠せとか、私た
ち、小学校のときにそういうことを先生から教えてもらった記憶があるんですけども、小
さいときからそういう教育の中で、また線状降水帯、これはえろう雨降るから大体分かって
くると思いますがけれども、そうしたことで注意喚起についてどうされているのか、お聞かせ
ください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

平時から本庁の災害に対する注意喚起といたしましては、毎年11月に開催している町総合
防災訓練におきまして、自ら災害に備えて我が身とまちを守ろうをテーマに、防災意識の向
上、自主防災組織及び防災関係機関等の連携強化、災害対応能力の向上を目的として実施し
ております。

また、令和3年3月には災害ハザードマップを作成し全戸に配布いたしました。災害ハザ
ードマップにつきましては、土砂災害や風水害から身を守るための方法や、避難の方法や指
定避難所の所在、町内の危険箇所等の情報を1冊にまとめて作成しております。

そのほかには、町広報やSNSを利用し防災に関する記事を掲載し、住民の方に対して注
意喚起を行っております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

行っておりますけれども、これなかなか注意喚起には程遠いというようなことを思います

わね。マスコミでもずっと言っていますけれども、町でももうちょっと考えて、いろいろあの手この手をやっていただきたい。

さっき言いましたように、小学生、中学生、学校教育の中で注意喚起、また雷に対して、竜巻に対して、台風に対して、地震に対してどういったことを言っているのか、ちょっとお教えてください。

○議長（中川 博）

ちょっと待ってください。

通告書に入っていないんですけれども、教育長、答えられますか。答えますか。

教育長、そしたら答えてください。

中川教育長。

○教育長（中川 修）

まず、ちょっと私の現場にいたときのという話で具体的にさせていただきます。

議員おっしゃられるように、当然避難訓練というものを必ずやっていますので、地震に対して、あるいは暴風に対して。暴風なんかのときには、私自身がよく子供たちに言っていたのは、やっぱり自分たちでも守るという意識を持つためには、例えば雨が降る時期とか台風が来ているなというのはよく分かることなので、事前から自分でも例えばニュースを見るなり予報を聞くなり、そういったことをまずやっていくようにしなさいということは具体的には言ってきました。

ただ、発達段階が様々あるので、小さい子にそれができるかどうかというのはあれだけでも、当然保護者の方にもそういう形で周知をお願いするというのをやっていたし、実際、避難訓練のときとか下校訓練というのもやっていたので、例えば、今は歩いているところに溝があるけれども、これは大雨で物すごく雨が降ってきた場合、溝と道路の境界が分からなくなるときもあるよと。なので、日頃からそういうことを意識することと、道の端っこをそういうときには歩かないようにしましょうとかいうふうなことを具体的にはやってきました。

あと、地震のときには当然頭を守る、身を低くするという、あと、それが例えば登下校中に起きた場合は壁から離れて道の真ん中のほうへ行くようにしましょうとか、そのときそのときの状況はあるんですが、なので一番大事に言ってきたのは、このときにはこうしないといけないというようなマニュアル的なことじゃなくて、やはり日頃からどうすればいいのかというのを考えて、最終的にやっぱり自分で判断しなくてはいけないので、そういった

ことを意識するような声かけはしてきました。

先ほどおっしゃられた竜巻とかについては、自分の記憶の中でも竜巻のときにどうするべきかということを行ったことは実はないので、今後、おっしゃるように竜巻も当然日本の中では頻繁に起こるといふようなこと、議員もデータでおっしゃっていましたので、今後そういう気象警報に対することであるとかということの中には、学校と共有しながら発達段階に合わせて分かるような形で盛り込んでいくことも検討していきたいなと思っていますし、雷については、やっぱり雷のときには、これも例えばプールに入っていて雷の音が聞こえたらもうすぐ上げるというようなことが実際今までもありましたし、そういったことは実際としてやってきました。

すみません。現場のときの対応ということでお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

竜巻も、もう私たちが小さいときはあまりなかった記憶がありますけれども、最近ではこの異常気象の中で上昇気流の関係でよく起こるといふの、雷雨というのもよく起こる。雷というたらやっぱりへそ隠せ。それは冗談ですけども、そういったことも、それだけ危ないぞ、大事やぞと、一番怖いぞといふので、そういった教養も小さいうちから雷にはこういう対策、竜巻にはこういう対策を取れとかいふようなことを教育現場の中でちゃんと今の時代に合わせて教えていってあげたらなといふようなことを本当に思いますわね。

注意喚起の次に3項目め、防災バック、グッズ。

この間、大勢の下で並んでこのグッズを配布しているのをちょっと見まして、やっぱり注意喚起するの、何かこれは自分の中の判断で言うんですけども、これ注意せえよというときに何かもらったらよく覚えている。動物ってそんなものですわね。何か頂いたら、これせえよと言われたらはいといふようなことに、注意喚起の一番手っ取り早い方法じゃないかといふようなことを思いますわ。

この防災バッグ、グッズ、いろいろ防災に対して注意喚起をやってもなかなか浸透しないといふときには、3か月に1回ぐらいに小さな防災グッズで、今30種類、40種類、また新しく防災グッズも年々増えていっていますわね、いいものが。土のうでも水で膨らむやつがもう既に販売されておりますので、そうした防災グッズを1つずつ渡して防災に気をつけてく

れというような注意喚起の仕方も河南町ではいいんじゃないかというようなことを思います。

そこで、住民の人がおっしゃっているようなヘルメットですね。

ヘルメット、河南町のマークでも入れて、いろいろ防災に役に立つというようなグッズでございませぬ。家に、家族全員要るとは思いますけれども、まずは1つ配って、河南町からこれもらった、それを見たら、それは別にタンスにしまっている人もいてませぬわね。目のつくところに置くのが当たり前ですのでね。それを見ることによってすごく防災意識の高まりがあるんじゃないかというようなことの趣旨でこの防災バッグ、グッズについてという項目をひとまとめにしたら、何かグッズをやってほしい。小学校にも折り畳みの、普通のヘルメットは伸び縮みが中でできますけれども、子供用となったらやっぱり子供用が必要かなというようなことを思います。

仙台市で防災頭巾を全部作って被った写真を見たことがございませぬけれども、防空壕に入るんじゃないし、今さら防災頭巾はもう古いんじゃないかというようなことも思って、折り畳みの子供用のヘルメットを配布してくれというような、これに頼んでおりますんやけれども、これも私の言葉じゃなしに町民の人の言葉ですので、是非町長、そういったことを考えていただきたいというようなことを、これももう2回目ですわね。もう一回言いますけれども、まず防災バッグ、グッズ、どうなっているのかちょっとお聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

注意喚起の一つの手法として防災バッグであったりグッズの配布ということでございますが、本町では、令和3年1月に防災バッグを希望する町在住の全世帯に1セットずつ配布いたしました。これは、万一のときに備えて家族で話し合うきっかけや、町住民の防災意識の向上にはつながったというふうに考えております。

議員仰せのヘルメットの配布につきましては、町住民の方に対しての防災意識の向上と注意喚起につながる一つの方法ではあると考えております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。一つの方法ですけれども最良の方法だと思いますわね。何かを、やっぱりカナちゃんコインもそれは結構なんですけれども、カナちゃんコインを使わへん人

もいてますので、防災グッズ、本当に河南町の生命と財産を守るヘルメットと書いてやったら、これはもう一石三鳥ぐらいの効果がある。また、いろいろ近隣の市町村でも、ああ河南町は注意喚起うまいことやってるなというようなこともつながるんじゃないかと思えますけれども、町長、その辺は私の言葉じゃないんですけれども、住民の方が言っておられるんですけれども、答えは住民の方が聞いておりますので、どうですか。よろしく。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いろんな啓発というか、住民意識を高めていくためにどのような方法があるかということで、いろいろご提案をひとついただいて、当然そういうグッズで啓発していく一つでリュックを配ったわけですが、ヘルメットとかそういうようないろんな手法があると思うんです。

それと、実際にはどういうふうな形で防災というか、どういうときにどういうふうにするかとか、避難をどうするかとかということも含めて考えていく必要があると思います。一つの方法として考えていくということでございますので、前向きには考えていきたいと思えます。

ヘルメットになるかどうかは分かりませんが、そういうようないろんなものを、今後の投資も、能登の地震の教訓というか、トイレが使えなかったというのがすごく能登の地震では大きな課題になっていたということで、町のほうでも排せつ物の凝固剤というのを備蓄しようとしていますので、そういうようなもので啓発するとかいう方法もありますので、ひとつ考えていきたいと思えます。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

3か月に1回ぐらい、何か安いものでもいいですからそれを配布して、注意喚起の役に立てていただきたいというようなことを思います。また、ほんで小学校の子供用のヘルメットも是非考えていただきたいというのをお願いします。

なかなか、防災頭巾のほうは全国の小学生が被っていましたけれども、あれ誰が作ったのか分かりませんが、家で作るんじゃないし、あれ買って被ってるんやろうと思えますけどね。

ほんで町長も自転車に補助、ヘルメットを今やっていますね。自転車やったら数少ないやろ

う、これやろうというて提案でされたと思いますけれども、それを自転車じゃなしに防災にちょっと変えて、自転車のヘルメットはちょっと値段が高いですわね。半分補助してもなかなかいい値段になりますわね。防災ヘルメットは1千円ぐらいであると思いますわね。まとめて買ったらもっと安く買えるんじゃないかというようなことも思いますけれども、是非お願いいたします。

4項目め、自主防災組織、これは日頃から自主防でいろいろやっていただいていますけれども、立ち上がってから自主防災組織が何年たつのかあれですけれども、なかなかメンバーがそのまま上がっていつているというような感じもいたします。高齢化ですわね。自主防災の組織も高齢化している。全ての組織は高齢化していますけれども、そういった中で本当に自主防との連携、これを自主防の中でもいろいろ苦勞されていると思いますけれども、高齢化を止めるにはなかなか難しいですけれども、本当に動ける、行動のできる人を先頭に立ってやらなければならないというのがもうこれは全国どこでもいろいろ悩みの種だと思いますけれども、そういった自主防との連携、高齢化に対しての対策というのをちょっとお聞かせください。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

自主防災組織との連携につきましては、令和4年度に町内5つの自主防災組織の長で組織しました河南町自主防災組織連絡協議会において、毎年自主防災組織間での情報交換や情報共有を行い、役場との連携に努めております。また、人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により自主防災組織の担い手が不足している状況にあります。

自主防災組織は、地域に根差して地域ぐるみで助け合うという目的で設置されているものであります。新たな地域活動の担い手の参画が難しい状況にあることは認識しております。コミュニティや地域住民の災害への危機意識の向上などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

認識をちゃんとしていただきたい。自主防災組織の中の高齢化が進んでいる中で、本当によく活字で、自主防災組織と連携してやっています、やっていますと何回か出てきますわね。

災害とかいろいろ、地区の役員とか全部出てきますよね。地区の役員も本当に高齢化が進んでおりますので、そういった中で本当に自主的に動けるのかというふうなことは、また二重帳簿のような感じで本当にちゃんと検証しなければ、災害に対してなかなかスムーズにはいかないというようなことを思います。

そんな中で、あちこちボランティアに行きましたけれども、ボランティアへ行っても結構年いった方もばりばりやっているのをよく見ますけれども、それはそれとして、それをやっばり動かすのはかなりの人数が要って、若い人の力でそういう災害の起こったときには人をあちこち分配してやっている姿をよく見ますので、そういったことを河南町では本当にできるのか。いろいろ自主防災組織や地域の皆さんと自助、共助、何かあったな、3つ。それをよく言いますが、それが本当にうまく回るのか、本当にその辺をよく町側で考えて、もう一遍いろいろ練り直さな駄目だと思いますよね。

ハザードマップを作ったからどうこう、それはそれで本当に結構な話ですけども、そのたたき台がなかったらあれですけども、そういったことの中で実質的にちゃんと回っていきけるのかという検証を必ずやっていただきたい。

最後に町長、そういったことをもう一回、災害に向けて、必ず台風も来ますし地震も来ますし、いろんなことが起こる。世の中何が起こるか分からんとかよく小さいとき言われたけれども、もうこの年になってほんまやなと思いますよね。何が起こるか分かりませんからね。そういった中で対策を、町長自身一番働いてもらわなあかんのが災害とかそういったときでするので、どうですか、まとめて。

○議長（中川 博）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今いろんなことをご質問いただいたんですけども、災害もそうなんですけれども、いろんなことが、もう予期せぬことがいっぱい起こっているというのは事実としてあります。事件もそうですし、気象も熱中症というんですか、今年の夏は去年以上の暑さが続いて熱中症がすごく問題になったと。いろんなことで災害に匹敵するような、そういうようなこともあるということです。

その中で、災害のときは地域がやはり一番近いところですよ。もうどういう事象が起こるか分かりませんので、そういう場合に動ける体制にどうやってするかというのは、いろんな訓練とかそういうようなものもあるので、そういうような自主的、自主防災組織でいろん

な企画をされる場合には町も支援して、そういう形での対策というのをこれからも進めていくという形で、自主防災組織の強化というのか、そういうようなものには努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

災害対策に向けて本当に一丸となって頑張っていたきたい。

今、これまた優秀な副町長が来られて、町長も倍働ける。ほんで副町長も倍働いてもらわなあかんから、そういったぼけっとしている場合じゃないし、河南町の大きなお金をつぎ込んで副町長に来てもらっているんですから、まして今までやったら副町長がいてないからという町長はちょっと逃げとったけれども、今2人体制やから4倍ぐらいの仕事ができるんちゃうかなと思いますので、それはほんまによろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（中川 博）

廣谷議員の質問が終わりました。

次に、浅岡議員の発言を許します。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

議席番号8番、自民・夢・希望、浅岡正広、ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。

本日は、大きく分けまして3事項お伺いします。

今期最後の一般質問となりますので、町長をはじめ副町長、教育長、理事者に的確なご答弁を求めます。よろしくお願いします。

さて、ご承知の方もおられるとは思いますが、先々月の7月24日に、地元選出の須田旭府議のお計らいにより、衆議院議員鈴木憲和農林水産大臣が南河内の農林業について現地視察に来られました。本町での視察は、現在、北加納、南加納、寺田地区で組織される農空間づくり協議会により進められている農地中間機構、農地整備事業の現地を案内しました。その後、かなんぴあにて本町をはじめ大阪狭山市、富田林市、太子町、千早赤阪村の農林関係者と鈴木憲和副大臣との意見交換会が行われました。その際、先ほどの農空間づくり協議会会

長より副大臣に、今後必要とされる国の支援についての要望書が手渡されました。

また、講演会では冒頭、森田町長からお言葉をいただき、副大臣からは、今後の農業、林業、水産業を取り巻く課題や方向性などを分かりやすく説明いただきました。

講演終了後、副大臣から私に、全国的に農林水産業の担い手不足が懸念される中、この南河内には、他の地域と比べるとまだまだ伸び代があると思われ、次の世代につながるよう是非とも頑張っていたきたい、副大臣自身も須田府議と共に応援していきたいとお言葉をいただきました。

私も、先ほどの農空間づくり協議会から提出された国への要望が一つでも多くかなうよう努めたいと考えます。

今回、森田町長をはじめ、現地での説明に当たっていただきました安井部長や関係職員の皆様には大変お世話をおかけいたしました。この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

まず、1事項目、本町の防災体制としまして2項目お伺いします。昨日来、他の議員からの質問にも取り上げられています南海トラフ地震に関連します。重複するところがあればご了承承願います。

まず、1項目め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けて、本町の対応についてお聞きします。

ご承知のように、先月8月8日夕方に、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が起きました。さらに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されるなど、お盆休みを控えた人々の不安は募るばかりでした。また、国から示されている南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に本町も該当しています。

そこで、このような事態に陥ったとき、直ちに本町が行わなければならない対応についてお伺いします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

本町の地域防災計画では、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が気象庁から発表された場合は、町災害警戒本部（53人体制）を設置することとなります。

本年8月8日16時43分頃に発生いたしました日向灘の地震は、地震発生後、午後5時に南

海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、次に、午後7時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。本町の対応といたしましては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後、午後7時15分に町災害警戒本部を設置いたしました。

体制の内容は、危機管理室職員が役場で待機し、そのほかの職員については自宅待機といたしました。その後午後10時に、危機管理室2人を待機させ、それ以外の危機管理室職員を自宅待機とさせました。

翌9日午前9時30分に、町災害警戒本部会議において、町の体制を考慮し、町災害警戒本部職員につきましては開庁中は自動待機、閉庁時は自動待機とする体制を取りました。

その後、8月15日の17時に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、これに伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了をもって、町災害警戒本部を廃止いたしました。

以上でございます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。今お答えをいただきまして、本町職員の方々の対応は実に機敏に効率よく行われたことが分かりました。

そこで気になったのが、本町住民に対しての周知です。このように南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、本町住民にどのようにしていち早く情報を伝えるのか、まず今回行われた内容をお聞きします。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての住民周知につきましては、令和6年8月8日にホームページで南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されましたとして掲載し、日頃からの備えについて再確認するとともに、緊急地震速報にも注意し、地震発生時には身を守る行動をお願いいたしました。

また、翌9日には、LINEを利用し、ホームページと同様の内容を配信し、住民周知に努めていました。

以上でございます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございます。今お聞きしますと、巨大地震注意の発表と同時に町ホームページに掲載、また翌日にはLINE登録者に向けてホームページと同様の配信をしていただいたとのこと。

しかし、そこに防災行政無線が機能せず、活用がされていないのが残念でなりません。例えば、町ホームページが見られない方、LINE未登録の方、また、日中であれば仕事で本町に勤められている町外の方、大阪芸術大学の学生など、様々なケースが考えられます。今回の場合、巨大地震注意の発表から解除されるまでの8日間、注意を呼びかけることは周知徹底を図るために必要不可欠と考えますが、今後のためにも再度お考えをお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

渡辺総合政策部長。

○総合政策部長（渡辺慶啓）

今回、防災行政無線による周知を行いませんでしたけれども、議員仰せの住民周知の方法として、今後、防災行政無線を含めあらゆる方法により情報提供していきたいというふうに考えております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

緊急時に住民に対して周知を図る手法は、何通りあっても無駄ではないと考えます。また、住民の税金から数億円の費用をかけて整備した防災行政無線です。有事の際フルに活用していただきたいと考えますので、引き続きの対応を提言しておきます。

次に、2項目め、本町の流域治水に対する役割についてお聞きします。

流域治水、あまり聞き慣れない言葉のように思われますが、近年の全国的な集中豪雨で河川の増水や氾濫を未然に防ぐために、大型河川の源流から終点、いわゆる海に流れつくまでの関係地域が共同して水害対策を行う考え方と理解しています。それらに対して本町の捉え方とこれまでの対応をお聞きします。

○議長（中川 博）

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、雨水が河川に流入する集水域から河川等の氾濫により浸水が想定される氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が共同して水災害対策を行う考え方で、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めまして一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、1つ目に氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、2つ目に被害対象を減少させるための対策、3つ目に災害の軽減、早期復旧・復興のための対策、これらの対策をハード、ソフト一体で多層的に進めることをいいます。

本町では、氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策といたしまして河川改修工事を計画的に進めているほか、河川等の通水能力を維持するためのしゅんせつ工事を年次的に実施するとともに、浸水被害を防止するための雨水対策を実施しております。

被害の軽減のソフト対策といたしましては、河川氾濫等による浸水想定区域を災害ハザードマップに掲載し周知するとともに、ため池の決壊による被害想定を示したため池ハザードマップを町ホームページにより公表し、お知らせをしております。また今年度には、市街化区域において河川増水により雨水が排水できず浸水するおそれのある区域を示した内水ハザードマップを作成する予定としております。

以上でございます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。流域治水に対する私の認識とほぼ同じでありましたので、安心しました。

そこで、本町の河川は、言うまでもなく石川と合流し大和川へと流れ、大阪湾に注がれています。その支流の起点とも言える本町の調整池、ここまですら担当部署はおおよそ何を質問されるのかの検討はつくかと思いますが、さくら坂地区東側に位置する調整池の中に鬱蒼と育つ木々や雑草の状態です。

私は、同じ内容の質問を平成25年3月議会、平成29年6月議会に防災面を強調して行っています。今では年号も令和に変わり、前回の質問からはかなりの年月がたっています。

しかし、現状も本来の目的からかなりかけ離れた状況が確認できますが、本町のお考えをお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

間もなく正午になりますけれども、浅岡議員の1事項目の質問が終わるまで続けたいと思いますので、ご了解をお願いします。

安井まち創造部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

さくら坂住宅地の東側にあるさくら坂梅川調整池につきましては、平成19年度にしゅんせつ作業を行った後、平成26年度と平成27年度にしゅんせつ作業を行い、平成30年度には池内で生えている支障木を伐採いたしました。

議員仰せのように、調整池内の木が大きくなっている状態も確認しておりますので、土砂しゅんせつだけでなく支障木の伐採も行い、引き続き調整池の機能維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

先ほども申しましたが、大きな水害を未然に防ぐ対策をと打ち出されている流域治水であるにもかかわらず今の状態が続けば、本町から下流を管理されている大阪府や国から見ても、とても見過ごすことのできない状況と思われれます。また、今回もさくら坂地区東側の調整池だけを取り上げましたが、町内に同じ状態のものが存在するならば、確認の後、早期に対応していただきたいと考えます。

これまで提案、提言を繰り返し行ってきました私も、今さらながら対応の遅さに落胆しています。早急の対応をもう一度ここで強く要望しておきます。

以上。

○議長（中川 博）

1事項目、終わりですか。

○8番（浅岡正広）

はい。

○議長（中川 博）

ここで午後1時まで休憩したいと思います。

休 憩（午後0時00分）

~~~~~

再 開（午後0時59分）

○議長（中川 博）

少し早いんですけども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

次に、2事項め、あらゆるハラスメントから弱者を守るについて、2項目に分けて伺います。

まず1項目め、近年、ハラスメント、いわゆる嫌がらせが大きな社会問題として取り上げられています。要因の一つとして、情報機器の発達やインターネットの普及によるものが多いとされています。以前ならば、被害者は自分だけが辛抱すればよいとその場を耐え忍び、加害者は指導や教育の一環などとして相手の立場を気にすることなく片づけられていました。また、それを見聞きする周辺の人たちも、どこにでもあることだと軽視してきたように思われます。

一言でハラスメントと言いましても、現在までに実に40以上が確認されていると言われていいます。聞き慣れたものには、セクハラ、性的な言動による嫌がらせ、パワハラ、立場を利用した嫌がらせ、最近ではカスハラ、単なるクレームではなく、受け取る側の就業環境が害される嫌がらせなどが思い浮かびます。

そこで、本町でもそれらハラスメントの問題に該当するような事案がこれまで確認されているのか、お聞きします。また、この問題に対して行われてきた対策についても重ねてお聞きします。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

各種ハラスメントに限らず、職場環境の悩みや育児休業や特別休暇の取得に関する相談など、人事財政課が窓口となって対応しております。職場内での人間関係や勤務環境など様々な相談が寄せられますが、現在のところ、ハラスメント行為に特化した内容で問題となった事案はございません。

次に、ハラスメントに関する対策ですが、河南町職員等の公益通報に関する要綱に基づいて、職員が内部通報できることとなっております。また、職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱、職員のハラスメント防止等に関する指針を制定し、職員がハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、ハラスメントに起因する問題に対し適切に対応することとなっております。内部通報や防止対策指針などを全職員に周知徹底し、防止に努めているところでございます。

次に、職員に対しては、南河内郡町村職員研修協議会主催のハラスメント研修に参加し、ハラスメントに対する正しい知識を身につけてもらうようにしております。

今後とも、これら要綱や各指針等に基づき、役場からあらゆるハラスメント行為を排除し、良好な勤務環境の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

質問を繰り返すようで恐縮ですが、それらを教育の現場に置き換えて考えたときどうでしょうか、関係部署からお聞かせ願います。

○議長（中川 博）

谷教・育部長。

○教・育部長（谷 道広）

教育現場においても同様で、属性や人格に関する言動などにより相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけることのないよう、児童生徒も教職員も互いの人格を尊重し合える良好な関係や環境を整えることが大切であると考えております。

まずは職場の教職員間でございますが、妊娠、出産、育児休業等に関すること、セクシュアルハラスメントに関すること、パワーハラスメントに関することの防止及び対応に関する指針を作成しており、その指針を基に各種ハラスメントがないよう努めております。具体的には、校長を中心として、ハラスメントの防止を図るため制度の周知を図るとともに、校内研修を通じて日頃から教職員の意識啓発に努めています。実際に教職員が被害を受けた場合、その声を上げやすいように校内相談窓口、町教育委員会事務局、外部機関である一般社団法人日本ハラスメント協会のハラスメント相談窓口を周知しております。また、相談体制のフ

ロー図を、教職員が常に見ることができる職員室等に掲示しております。

そして、児童生徒との関係では、日常的な授業や学校行事などでの教職員の言動、行動について、適切であるよう努めております。また、児童生徒に対して定期的な生活等アンケートや懇談などで困り事の把握に努めることはもちろんのこと、児童生徒自らの気持ちを伝えやすいように、相談窓口を知らせ、保護者の方々に学校だよりを通して周知しております。さらには、学校外の相談窓口の周知、校内掲示も行っております。

校内の相談窓口へ教職員からの各種ハラスメントの相談実績はありませんでしたが、児童生徒からは、さきに述べましたアンケートの内容や保護者の方から児童生徒への教職員の指導の在り方などについて連絡、相談を受けることはありました。その際は、当該の児童生徒や保護者の方に寄り添い、相談内容に応じてその解決及び改善に向けて努めております。

今後も引き続き、学校という環境で起こり得る様々なハラスメントに対し、その問題が生じる原因や予防策を考えながら、ハラスメントのない人間関係づくり、環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。

先ほど、ハラスメントを受ける側は被害者、与える側は加害者という表現をしましたが、いずれも、相手の立場に立ち、お互いを思いやれる心が大切であると考えます。私自身、受け取る側だけの判断に委ねられるところに課題が残るようなも思いますが、引き続きの対応をお願いいたします。

次に、2項目め、今後必要とされる対策について伺います。

先ほど、この事項の冒頭で、あらゆるハラスメントから弱者を守ると述べさせていただきました。ここでの弱者は、外部から電話を受け取る電話交換の職員の方や窓口対応の職員の方などふだんから人との接触が多い方をはじめ、時には町長、副町長、教育長にまで及ぶことも考えられます。

そこで、問題を少しでも早く解決につなげるために私から2点提案をしたいと思います。

まず1点目、外部から本町宛てにかかる電話を録音する機能の設置です。これは、先ほど例に挙げましたカスハラ、カスタマーハラスメント、いわゆる単なるクレームではなく、受

け取る側の就業環境が害される嫌がらせに対して大きな成果が期待されると考えられます。

また、先行して富田林市では本年4月から、泉佐野市では本年6月から同様の対策が始まっています。内容は、庁舎にかかってきた電話に、ガイダンスによりこの電話の通話は録音されている旨の音声の流れ、その後、これまでどおり電話交換につながるシステムのようなものです。さらに、設置の目的として公正な職務執行の確保を両市ともに上げられています。

そのようなことから、本町も早期の対応に乗り出していきたいのですが、お考えをお聞きします。

2点目ですが、私たち議員も必要なときに利用しているこのようなネームホルダーであります。もちろん本町職員の方も使用されています。使い方によっては大変便利なものではありますが、そこには個人を特定できる内容が含まれています。

そこで、これまで使われていたフルネームの表記から名字のみの平仮名表記とし、グローバル化を考慮してローマ字も忘れずに表記するなど、ただし、偽装防止のための写真の添付は今までどおり必要と考えます。

以上のような対策は、横行しているハラスメント問題を鑑みても必要であると考えますが、本町のお考えをお聞きします。

○議長（中川 博）

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）

2点の提案をいただきまして、まず1点目でございます。

本町の電話関係設備は平成26年度に交換を実施し現在に至っており、議員仰せの音声ガイダンスによる通知を行う録音機能を有する設備を整備することは、いわゆるカスタマーハラスメントの防止について一定の効果が見込まれますが、その可否や費用面などを含めた検証等が必要となるため、今後調査研究してまいります。

続きまして、2点目のネームホルダー、職員の名札に関してですが、町では平成19年度に職員名札着用に関する規程を制定し、職員の責任感の向上と住民との親和を図るため、現在の氏名、顔写真等が表記された名札を着用して全職員が執務に当たっているところでございます。

しかし昨今、他団体や民間企業等で、氏名をフルネームで表記していることでSNSやインターネット上で職員あるいは社員の個人情報が検索されたり、名指しで苦情が書き込まれるといった事案が報道等で見受けられます。これらを受け、府内の市町村におきましても名

札については氏名から名字のみの表記に変更されている団体があると聞き及んでおります。

本町におきましては、現在のところネット上などでの事案は発生してはおりませんが、職員のプライバシーの保護と外部からなどの過度な要求や迷惑行為といったカスタマーハラスメント防止対策の観点から、職員が安心して仕事が行えるよう名札の表記方法については検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

名札の変更を検討いただける際、デザインに本町のイメージキャラクターのカナちゃんの起用もしくは本町が推奨する河内材の使用——河内材は河合幹事長のアイデアですが——も同時にご検討いただければと考えます。重ねて要望しておきます。

それでは、3事項めのペットと共に過ごしやすい環境づくりに移ります。ここでは3項目伺います。

まず、1項目め、マイクロチップ装着費用についてお聞きします。

令和4年6月1日に改正動物愛護管理法が施行されました。それにより、犬猫を扱うブリーダーやペットショップ等にマイクロチップ装着が義務化され、それ以外の犬猫、いわゆる法律施行以前から飼われているペットについては努力義務とされています。チップには世界で唯一の15桁の番号が記録されており、主に迷子、災害、盗難、不慮の事故など、個体の特定に役立つとされています。

そこで、今回お聞きしたいのは、現在未装着の犬猫に対してマイクロチップの装着を促し、費用の一部を補助できないものか、既に補助金制度を取り入れている自治体があると聞き及んでいます。これらに対する本町のお考えをお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

東日本大震災など大規模な地震による混乱から多くの飼い犬や飼い猫が飼い主と離れ離れになり再会できなかったことなどを教訓に、議員仰せのとおり、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、令和4年6月1日から犬猫等販売業者には譲渡前のマイクロチップ装着が義務づけられ、一般の飼い主には努力義務とされております。マイクロチップの装着費用

は、動物病院ごとに料金設定は異なりますが、マイクロチップを飼い犬や飼い猫に装着する際にかかる費用は3千円から1万円のところが多いようです。

この費用の一部を補助できないかのご質問でございますが、マイクロチップの装着は飼い主の努力義務として行われるべきものと考えますが、議員仰せのように一般の飼い主への費用補助を行っている市町村もあり、大阪府内では羽曳野市が1頭当たり上限が1千円で3頭まで補助していると聞いております。周辺市町村の動向を注視し、先進事例を参考に研究してまいりたいと考えます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございます。未装着の犬猫のためによろしくご研究をお願いいたします。

次に、2項目め、狂犬病ワクチン接種の効果と費用についてお聞きします。

まず、原点に戻って、狂犬病とはどのような病気なのか、また、ワクチンの有効期限とそれに係る費用についてお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

狂犬病とは、狂犬病ウイルスに感染した犬などの動物の唾液や血液が人の体内に侵入することで感染し、平均1か月の潜伏期間を経て発症することが多く、発症するとほぼ100%死亡する病気です。

次に、ワクチンの有効期限とそれに係る費用でございますが、狂犬病予防法第5条では、犬の飼い主に年1回狂犬病のワクチン接種が義務づけられていますので、有効期限は1年と考えられ、その費用は動物病院ごとに料金設定が異なりますが、3千円から4千円程度が多いようです。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。こちらは年に1度の接種を犬の飼い主に義務づけられていることが分かりました。

そこで、1項目めで研究をお願いしましたマイクロチップ装着費用とは異なり、毎年繰り

返し個人負担となる狂犬病予防接種の費用の一部補助を町にお願いし、人が死ぬに至る恐ろしい病気、狂犬病撲滅につながればと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁願います。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

ワクチン接種に係る費用の一部を補助できないかのご質問でございますが、そのような制度を設けている自治体があるのか調査研究させていただきます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

飼い主の義務には補助金を充てられないのか、少し疑問が残ります。また、実施をされている市町村が存在すれば本町も即実施となるのか、そこには大きな疑問が残ります。ご研究のほどよろしく願いしておきます。

次に、3項目め、去勢手術費用について伺います。

以前、本町でも去勢手術費用の一部を補助する制度が設けられていたと記憶しています。また、行財政改革により廃止となったことも承知しています。しかし、近年問題視されている多頭飼いや増繁殖、またそれらに伴う野良犬、野良猫の被害を軽減するためにも、去勢手術費用の一部助成の見直しの提案をさせていただきたいのですが、本町のお考えをお聞きします。

○議長（中川 博）

大門住民部長。

○住民部長（大門 晃）

本町では、平成12年度からの12年間、河南町犬及び猫の避妊又は去勢手術費補助金交付要綱に基づき、手術に要する費用の一部補助を行っておりました。

しかしながら、行財政改革プランの歳出削減に関する取組の一つであります単独補助金、扶助費の見直しの一環として本制度について検討した結果、平成23年度をもって廃止した経緯がございますので、補助制度の復活は困難と考えます。

○議長（中川 博）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

ありがとうございました。

先ほど申しましたように、見直しをされたことは承知の上で伺っています。廃止が決まってから十数年、この間の状況を踏まえ、また、飼い主の声を直接伺える立場として質問をしています。言わば住民の要望として見直しの見直しを提案しているわけです。改めましてご検討をお願いします。

ただいまペットについて3項目お聞きしましたが、町長が打ち出されている「住み続けたいまち河南町」に少しでも近づけるためにも、家族同然のペットに対する心遣いはなくてはならないものと考えます。再度ご検討いただき、実施に向けての要望とします。

最後に、私が前回6月定例会議にて一般質問に組み込みました、防犯の観点から河内分団消防車庫敷地内に警察車両を一時停車させ警察官が駐在すれば、地域の犯罪抑止につながるのではと提言した案件です。その後、本町をはじめ消防団、富田林警察署、その他関係機関のご理解をいただき、先日8月27日火曜日からスタートできましたことを皆様に報告させていただきます。

そして、私ごとではございますが、今期4年間、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。またこの場に立たせていただけるよう、選挙戦に挑んでまいります。

以上、私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

浅岡議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。2日間にわたりお疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（中川 博）

ここでお諮りいたします。

明日5日に予定しておりました諸般の報告と議案第14号から議案第21号までの議案審議を本日に繰り上げて、本日の日程に追加し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしでございますので、そのように取り計らいしてもらいます。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午後 1 時 2 3 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 2 6 分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加議事日程をタブレット761の一般質問 2 日目の資料02、議案日程追加に送信しておりますので、ご確認ください。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、追加日程第 1 諸般の報告を議題といたします。

監査委員から令和 6 年 7 月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、タブレットに送信しております。いずれも適正に処理されたという内容でしたので、監査委員及び議会選出監査委員であられる力武議員におかれましてはお疲れさまでございました。

続いて、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

福田議員。

○ 9 番（福田太郎）（登壇）

それでは、令和 6 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会のご報告をさせていただきます。

令和 6 年 8 月 16 日、第 2 回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合副管理者及び組合議会議員の異動が報告された後、議会運営委員長から委員会の開催結果として、提出議案の取扱いや会期などの確認事項の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件について順に申し上げますと、1、報告第 2 号「副管理者の異動について」は、まず、西野修平河内長野市長が本年 8 月 3 日付にて新たに組合副管理者に、また、森田昌吾河南町長が本年 3 月 29 日付、田中祐二太子町長が本年 4 月 18 日付にて引き続き組合副管理者に、菊井佳宏千早赤阪村長が本年 7 月 16 日付にて新たに組合副管理者に、それぞれ就任された報告でございました。

2、報告第 3 号「組合議会議員の異動について」は、富田林市から寺内裕介議員、河内長野市から桂聖議員、大阪狭山市からは西野滋胤議員、太子町からは辻本博之議員が新たに選出された報告でございました。

3、報告第4号「令和5年度南河内環境事業組合一般会計予算継続費繰越計算の報告について」は、(款)3 衛生費、(項)1 ごみ処理費、事業名、クレーン電気設備更新事業において5,880万6千円、(款)(項)同じく、事業名、第1清掃工場基幹的設備改良事業において30億3,850万8千円を、それぞれ翌年度へ逐次繰越しされた報告でございました。

4、承認第3号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて」は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になることなどの所要の改正を行うものとして、本年3月29日付専決処分されたもので、原案どおり承認されました。

5、議案第4号「令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)」については、歳入歳出それぞれ9,688万3千円を追加し、総額を54億433万4千円とするもので、原案のとおり可決されました。

補正の内容は、本年4月1日付の人事異動等に伴います人件費の補正、ばいじん処理物のフェニックス受入れ基準値超過事案に対応するための経費計上及び第1清掃工場運営のための業務管理費の経費計上でございました。

6、監査報告第2号「例月出納検査の結果報告について」は、監査委員から、令和5年度1月から5月分及び令和6年度4月から6月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

7、認定第1号「令和5年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について」は、歳入総額26億2,894万5,468円、歳出総額23億5,243万9,488円、翌年度繰越額30億9,731万4千円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、原案のとおり認定されました。

以上、簡単でございますが、これをもちまして令和6年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(中川 博)

南河内環境事業組合議会の報告が終わりました。ご着席いただいて結構でございます。福田議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

浅岡議員。

○8番(浅岡正広)(登壇)

それでは、大阪南消防組合議会からの報告を私、浅岡から行います。

本日の報告は、去る令和6年8月8日に行われた視察研修についてです。

当日昼12時45分、羽曳野市の組合本部を出発し、奈良県橿原市にあります奈良県広域消防組合へ向かいました。あちらでは、奈良市、生駒市を除く県下39団体から成る組合の消防広域化の効果について事務局長の梅野氏から説明を受けました。その後、施設内の案内を受け、組合を後にしました。

次に向かったのは、吹田市役所内にある危機管理センターです。そこでは、センターの概要とこれまでの取組について吹田市危機管理室参事柴野氏からの説明を受けました。その後、センター内の視察を行い、市役所から車で10分ほど離れた吹田市総合防災センターへと移りました。こちらは、令和6年4月1日に全センター機能が開始され、10階建ての巨大な施設です。5階部分には北大阪消防指令センターが設けられ、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町5市2町の119番通報が全てここに集約され、出動指令が出されるシステムになっています。

その他、最先端技術を取り入れ、建物自体に免震構造が施されるなど、まさに北大阪の防災拠点となるべく地域住民からの信頼を得る施設であると受け止めました。ここでは、主幹の蘆田氏に説明と案内のお世話をいただきました。

なお、吹田市総合防災センターは、手続を得れば見学可能とお聞きしています。皆様も、機会があれば是非見学していただければと思います。

今回の視察研修は、今後の大阪南消防組合の在り方や方向性についても実のある視察研修であったと考えます。

なお、頂きました資料は事務局で保管していますので、ご覧ください。

以上、大阪南消防組合議会からの報告といたします。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

大阪南消防組合議会の報告が終わりました。浅岡議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（中川 博）

ここでお諮りいたします。

追加日程第2 議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから追加日程第7 議案第19号 令和5年度河南町下水道事業会計決算認定についてまでの以上6件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、予算・決算常任委員会委員長からの委員会の審査の経過及び結果についての報告を求めます。

高田委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

令和6年河南町議会8月定例会議の初日におきまして予算・決算常任委員会に付託を受けました案件は、議案第14号から議案第19号までの各会計決算認定についての6件であります。

付託された6件の議案について、8月21日、22日の両日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査結果のご報告を申し上げます。

まず最初に、議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 令和5年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 令和5年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 令和5年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 令和5年度河南町下水道事業会計決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、決算認定6議案についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、委員長より理事者に対して申し上げておきます。委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題につきましては、早急に検討をなされるよう強く申し伝えておきます。

記録につきましては事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければというふうに思います。

以上をもちまして、予算・決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（中川 博）

予算・決算常任委員会高田委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでございました。

議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入りたいと思います。高田委員長、議席に戻っていただいて結構でございます。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、追加日程第2 議案第14号 令和5年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第3 議案第15号 令和5年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第4 議案第16号 令和5年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第5 議案第17号 令和5年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第6 議案第18号 令和5年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定

についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第7 議案第19号 令和5年度河南町下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、お諮りいたします。

追加日程第8 議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）から追加日程第9 議案第21号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、予算・決算常任委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果についての報告を求めます。

高田委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会の委員長報告を申し上げます。

令和6年河南町議会8月定例会議の初日におきまして予算・決算常任委員会に付託を受けました案件は、議案第20号と議案第21号の2件の予算案件についてであります。付託された2件の議案について、8月21日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第20号、議案第21号の2件の予算案件についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、委員長より理事者に対して申し上げておきます。委員会中の委員からの指摘事項及び研究課題については、早急に検討いただきますようよろしくお願いいたします。

記録につきましては事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければというふうに思います。

以上をもちまして、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中川 博）

予算・決算常任委員会高田委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでございました。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。高田委員長、議席に戻っていただいて結構でございます。

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、追加日程第8 議案第20号 令和6年度河南町一般会計補正予算（第2号）の  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

次に、追加日程第9 議案第21号 令和6年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1
号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

ここで、町長より本定例会議の閉議に際し挨拶の申出がございましたので、これをお受け  
いたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和6年河南町議会8月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対し、慎重審議の上ご可決、ご認定を賜り、ありがとうございます。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいり所存であります。

今年、令和6年に入りまして、元日早々から能登半島の地震が起きました。4月には豊後水道を震源とする地震、7月には東北で大雨による大きな被害、そして先日の日向灘の地震ということで、自然災害が続いているような感じがありますけれども、このような自然災害がいつ起こるか分かりませんので、気を引き締めてやっていきたいと思っております。

また、台風10号は日本列島を非常にゆっくりして停滞して九州から近畿、東海にかけて進んでまいりましたけれども、幸い本町には大きな被害がなかったんですが、九州では大きな被害、それから台風から遠く離れたところでの大雨、こういうような事態がありますので、これからも気を引き締めてやってまいりたいと思います。また、被災された方々に対しましては心からお見舞いを申し上げたいと、このように思っております。

さて、議員の皆様方におかれましては、今定例会議が任期中の最後の本会議となります。この4年間、皆様方のご協力を得まして町政を進めてまいりましたこと、ご理解、ご協力に対しまして心から感謝を申し上げたいと思います。また、この任期をもちましてご勇退されます議員におかれましては、ご在任中にいただきましたご高配につきましては重ねて厚く御礼を申し上げます。引き続き、町政に対しましてさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

来る町議会議員一般選挙に立候補されます議員の皆様方におかれましては、再度この場に立って住民福祉の向上のために頑張ってください、このように思っております。

最後になりましたが、残暑厳しいこの時期におかれまして、議員の皆様方にはお体に十分留意いただきましてご活躍されんことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますけれども、閉会に当たってのご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

#### ○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会議中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解願います。

去る8月20日から16日間にわたり慎重な審議をいただきまして、ありがとうございます。理事者には、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

お諮りいたします。

明日から任期満了である10月2日までを休会にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、明日から10月2日までを休会とすることに決しました。

本定例会議は、現議員の任期の最後の定例会議でございました。任期中、理事者各位のご指導、ご協力に対し深く感謝を申し上げます。

9月29日には、任期満了による議員の一般選挙がございます。出馬される各位におかれましては、ご健闘をお祈りいたします。また、今任期で勇退される議員におかれましては、健康に留意され、河南町の発展のためご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これもちまして令和6年河南町議会8月定例会議を閉じまして、閉会といたします。

本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

以上でございます。ありがとうございました。

午後1時56分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（5番）

署名議員（6番）

